

令和 2 年度（2020 年度）
部の取り組み実績

枚 方 市

「令和 2 年度 部の取り組み実績」について

枚方市では、選択と集中を実現する行政経営システムを構築しています。

このシステムは、市のまちづくりの方針決定を行う、「施策における選択と集中」とそれを受けて各部が取り組む重点施策や課題を示した「各部における選択と集中」から成り立っています。

本市では、その具体的な取り組みとして、各部が年度単位で重点的に取り組む事業等を示した「部の取り組み」を作成・公表しています。

この度の「令和 2 年度 部の取り組み実績」は、すでに公表している同年度の「部の取り組み」に基づき、各部が取り組んだ 1 年間の実績を示したものです。なお、「部の取り組み実績」の見方は下記のとおりです。

《部の取り組み実績の見方》

令和 2 年度 (2020 年度)	〇〇部の取り組み実績
＜部長の方針・考え方＞	
令和 2 年度の部の取り組みについて、部長の方針・考え方を記載しています。	

具体的な取り組み：〇〇〇〇〇

「令 2 年度 部の取り組み」に記載した重点施策・事業を転記しています。

実 績	重点施策・事業として掲げたものに対する実績を記載しています。 ＜＞内は数値実績を記載しています。
説 明	重点施策・事業の実績の説明を、実績欄の番号に対応させて記載しています。また、令和 3 年度に引き続き又は発展的に取り組むものについては、具体的な取り組み内容及び見通しを記載しています。

目 次

危機管理室	P. 1
子どもの育ち見守りセンター	P. 11
市長公室	P. 15
総合政策部	P. 21
市駅周辺等まち活性化部	P. 25
市民生活部	P. 29
総務部	P. 38
観光にぎわい部	P. 42
健康福祉部	P. 52
福祉事務所	P. 59
保健所	P. 62
子ども未来部	P. 68
環境部	P. 75
都市整備部	P. 83
土木部	P. 89
会計管理者	P. 98
上下水道局	P. 99
市立ひらかた病院	P. 109
総合教育部	P. 114
学校教育部	P. 121
選挙管理委員会事務局	P. 131
監査委員事務局	P. 133
農業委員会事務局	P. 136
市議会事務局	P. 138

※市議会事務局についても、あわせて掲載しております。

令和2年度
(2020年度)

危機管理室の取り組み実績

＜危機管理監の方針・考え方＞

- ①新型コロナウイルス感染症蔓延下における実効性のある対策の強化
- ②自助共助による防災対策の推進
- ③災害に対して強さとしなやかさを持った地域をつくるための施策の推進
- ④危機事象発生時等の体制強化
- ⑤安全安心を持続する防犯対策の推進

具体的な取り組み：避難所における感染症への対応方針・マニュアルの策定

避難所における新型コロナウイルス感染症のまん延を防止するために、「避難所における新型コロナウイルス感染症への対応方針・マニュアル」を策定し、適切な避難行動について事前の周知、自宅療養者等の避難先の確保、指定避難所における感染まん延防止に取り組みます。

具体的には、「枚方市版 避難行動判定フロー」をホームページ等で市民に周知することで在宅避難や親戚・友人宅への避難といった避難の分散を呼びかけるとともに、全1次避難所に配備している避難所開設キットに新たにマスクや手指消毒液を配備する等充実を図ります。

実 績	① 避難所運営マニュアル（感染症対策編）第1版を策定。 ② 専用避難所 受入マニュアルを策定。 ③ 枚方市版 避難行動判定フローを作成し、市民に周知。 ④ 避難所運営マニュアル（感染症対策編）第2版に向けて見直し。
説 明	① 感染防止を踏まえた受付手順や、レイアウト作成等と共に、避難所派遣職員の役割（避難者の受入、避難所運営に係る衛生対策、避難所で新型コロナウイルス感染症の疑いが発生した場合の対応、災害情報システムからの避難者情報報告）等について定め、派遣職員や施設管理者、自主防災組織等に周知しました。 また、避難所開設キットに、マスクや手指消毒液といった衛生資機材を新たに配備しました。 ② 保健所、健康福祉部と連携し、感染者（陽性）、濃厚接触者等を受け入れる専用避難所の受入マニュアルを策定し、実際に、清掃、資機材、レイアウト、受付手順、動線の確認等を共有するなど実働訓練も実施しました。 ③ 避難行動判定フローを作成し、ホームページ等で市民へ周知するとともに、地域の自主防災組織等にも周知しました。 ④ 避難所運営マニュアル（感染症対策編）第1版をもとに、「新型コロナウイルス感染症に対応した避難所開設・運営訓練」を16校区で実施し、そこで出た意見や課題をもとにより詳しい内容とした第2版策定に向け見直しを行いました。第2版の周知等は、令和3年度に行う予定です。

具体的な取り組み：地区防災計画の策定支援

平成 26 年改正の災害対策基本法では、市町村内の一定地区の居住者及び事業者が行う自発的な防災活動に関する「地区防災計画制度」が新たに創設されました。

近年、気象災害・土砂災害等が多発しており、本市でも、近い将来に発生が予測されている南海トラフ地震等の大規模広域災害に備え、自助・共助の役割の重要性が高まっています。

そのため、地域の特性や災害リスクに応じた平常時及び災害時の取り組みを地域住民がみずから定める地区防災計画の策定を支援することで、共助の力を高めていきます。

地区防災計画策定にあたっては、住民同士が、話し合いを重ねることが重要であり、支援のために地域の会合に関係部署の職員を参画させて、計画策定を促進していきます。令和 2 年度は、地区防災計画策定モデル校区を、4 校区を目標に選定して計画の策定支援をするとともに手順の検証を行います。令和 3 年度以降については、策定の完了した校区の事例を周知する事で、順次全市域での計画策定を進めていきます。

実 績	① 校区自主防災組織を対象とした、地区防災計画に関する講演会を実施。 ② 3 校区（自治会含む）に対して、策定支援を実施。 ③ 地区防災計画モデル計画の作成。
説 明	① 11 月に京都大学防災研究所の畑山満則教授を招き、市内の自主防災組織を対象とした地区防災計画に関する基調講演会（キックオフミーティング）を開催するとともに、各校区に対して、計画策定に関するニーズ調査を実施しました。その中で、地区防災計画を実効性のあるものにするには、自治会単位で考えることも必要ではないかとのことご意見をいただいたことから、今後は、自治会単位の計画策定にも支援の範囲を広げていきます。 ② ニーズ調査の中で、策定に前向きであった 3 校区（自治会含む）から地域で決めている既存の独自マニュアルの提供を受けるとともに、策定に向けた意見交換を行いました。 ③ 校区自主防災組織から、地区防災計画のイメージが湧きにくいとの意見をうけて、モデル計画を作成しました。

具体的な取り組み：枚方市国土強靱化地域計画の策定

大規模自然災害を想定し、本市の脆弱性の評価を行い、取り組むべき施策と優先順位を明らかにするため、令和 2 年度中に、枚方市国土強靱化地域計画を策定します。

なお、地域計画にそれらの事業を規定することにより、関係府省庁の補助金・交付金について重点化されることとなります。

実 績	① 枚方市国土強靱化地域計画を策定。
-----	--------------------

説 明	① 災害に対して、「致命的な被害を負わない強さ」と「速やかに回復するしなやかさ」をもった「強靱な地域」に資する施策を推進していくため、本市における脆弱性の評価・課題の検討を行い「枚方市国土強靱化地域計画」を策定しました。
-----	--

具体的な取り組み：枚方市防災マップの改定

改正水防法・土砂災害防止法に基づき、市町村は、土砂災害警戒区域や浸水想定区域図に応じた避難方法等を住民等に適切に周知するため防災マップの作成が必要となりました。

本市では、平成 27 年度に全戸配布を実施した後、転入者配布分のみを作成していましたが、大阪府が浸水想定区域図を見直したことに伴い、令和 2 年度に現行の内容を刷新した上で、新たに 20 万部作成します。作成にあたって、現行の防災マップから以下の点を改善します。

- ① 防災啓発に関する記事の充実
- ② ため池ハザードマップの追加
- ③ 大阪府管理河川（船橋川、穂谷川、天野川等）の浸水想定区域の見直し
- ④ 冊子版の防災マップと併せて大判の防災マップの作成

また、大判 1 枚地図の防災マップも同部数作成し、令和 3 年度当初には、これらをセットにして全戸に配布します。

実 績	① 防災マップを「枚方市防災ガイド」として発行し、令和 3 年 5 月に全戸配布を完了。＜発行部数：20 万部＞ 従来の冊子版に加えて、広域版のハザードマップを北・中・東・南のブロック単位（A1 判 2 枚）で作成。
説 明	① 防災学習ツールとして活用できるよう、内閣府のガイドラインや先進市の事例を参考にしながら、記事面・地図面の充実に努めました（冊子ボリュームを 37 ページ増やしました）。 なお、洪水時における浸水継続時間・家屋倒壊区域といった災害リスクについても、立退き避難する上で、重要な情報であると判断し、新たに掲載することとしました。今後、防災講演会などのイベントで活用するとともに、公式 LINE の防災メニューの学習コンテンツとして活用していきます。 また、内容の検討にあたって、校区コミュニティ役員と意見交換会を開催し、その中で広域版については、市全体よりもブロック単位での作成が望ましいとの意見をいただいたため、冊子版と併せて大判の地図（A1 判 2 枚）を作成し、令和 3 年 5 月に全戸配布を完了しました。

具体的な取り組み：市内の中学校、高校、大学や N P O 等との連携

安全・安心で選ばれるまちを実現していくため、「自助」「共助」「公助」の取り組みや、市

と地域をはじめ、市とNPO、市と事業者、また、地域・NPO・事業者相互の「協働」の推進をしていきます。

防災・減災をはじめとする公共的課題に係る中学校、高校、大学、NPO等との連携を進めるため、中学生、高校生の校区防災訓練への参画を推進するとともに、避難所運営等に関する課題について、市内大学、NPO等との協働により解決を図ります。

実 績	① 7つのNPO団体と「防災について」の意見交換会を実施。 ② 「サプリ村野」の避難所開設・運営訓練を実施し、運営について、ひらかた市民活動支援センターと協議。 ③ 関西外国語大学、ひらかた市民活動支援センター、枚方市社会福祉協議会、関西外国語大学ボランティア団体ひまわり等10団体と協働し、「災害ボランティアセンター開設・運営訓練」を実施。
説 明	① 新型コロナウイルス感染症の影響下において、危機管理室が防災に対してどのような取組を行ったか（ハード面、ソフト面）等の説明を行い、新型コロナウイルス感染症まん延下における避難所の在り方（資機材の配備、分散避難等）について意見交換を行いました。「緊急時はマニュアルどおりには行かない。」「自主防災会とNPO、避難所運営とNPOとの関わりが非常に重要である。」「NPOが避難所の運営に関わる想定が必要である。」という意見がありました。今後も継続して検討をしていきます。 ② 川越校区、桜丘校区、ひらかた市民活動支援センターとともに、「サプリ村野」で、避難所開設・運営訓練を実施し、避難所開設時の必要な物品や手順、動線の確認等を行ない、課題共有を図りました。 ③ 実災害に備え、危機管理室を災害対策本部と設定し、各機関に役割や配置人数等を決め、災害ボランティアセンター開設・運営の流れを確認しました。

具体的な取り組み：風水害時タイムラインの策定

既存の行政間タイムラインを拡充し、各部が風水害時に担っている個別の防災行動を整理、一覧化し、災害時の確実な防災行動につなげます。

令和2年度中に枚方市風水害タイムライン（素案）を策定し、訓練を通じて内容を見直し、令和3年度に完成させ、実災害で運用していきます。

なお、策定に向けた庁内会議等については、大阪府枚方土木事所及び大阪府河川室等の支援を受けて実施します。

実 績	① 台風接近時に、各部が取り組むべき防災行動を時間軸で抽出。 ② 各部局間の災害対応について、時間軸の観点から整合を図った上で、枚方市風水害タイムラインとして取りまとめた。
------------	---

説 明	① これまで、台風接近時における避難情報発令のタイミングについて、タイムラインとして策定していたが、行動計画としての実行性を高めるため各部単位で、「いつ」、「誰が」、「何をするか」を一覧表で整理しました。 ② 枚方土木事務所及び大阪府河川室にも参加していただき、令和2年6月、11月及び令和3年3月に関係部局とグループワークで意見交換を実施し、協議した内容をタイムラインに反映させました。 令和3年度出水期より、タイムラインの本格運用を開始しました。
-------------------	--

具体的な取り組み：危機事象発生時等の体制強化

危機管理施策推進委員会の開催方法を見直し、危機事象の発生や新型インフルエンザ等感染症の拡大など状況に応じて柔軟に開催する方法に変更します。

また、近年増加傾向にある子どもを標的にした犯罪や、学校や庁舎等を対象にした犯行予告などの発生に備え、より迅速かつ的確に対応できるよう危機管理対応指針を拡充します。

危機管理対応指針については、最重要となる初動対応をより明確化するため、危機管理対応フロー図を更新します。

実 績	① 令和3年3月に枚方市危機管理対応指針の改訂及び危機管理対応フロー図を更新。 ② 枚方市危機管理施策検討本部の創設。
説 明	① 危機管理に関して市が取り組む基本的事項及び庁内各部署が実施する対策の基本的枠組みを定める『枚方市危機管理対応指針』を改訂しました。改訂の中心を指針第2項に定める「事前対策」として、危機事象に対する備えを明確化することで発生時の対応をより迅速に行えるよう修正しています。また、それに併せて危機管理対応フロー図も更新しています。 ② 平時より、危機事象全般に係る情報の共有、対応の検証及び課題の抽出を行う組織として「枚方市危機管理施策検討本部」を創設しました。本部員を各部長とすることで全庁的な情報共有が迅速化できるほか、必要に応じて市の対応方針を決定できるようにしています。

具体的な取り組み：防犯カメラの運用

令和2年度に329台の防犯カメラを更新するとともに、さらなる安全の強化のために25台を増設し、全1,004台の運用を行います。

市内に設置する防犯カメラは、犯罪発生の抑止（未然防止）や、発生時の迅速な対応など非常に有効な役割を担っていることから、令和4年度にリース期間が満了となる650台の更新について、運用実態を整理・検証します。また、枚方市防犯協議会等の地域の声や枚方・交野両警察署等の関係機関の意見を踏まえ、より効果的な設置場所の選定方法や広角的に撮影できる機種等、

更新・増設に向けた調査研究を行います。

実 績	① 防犯カメラ 1,004 台の運用開始。 ② 防犯カメラ運用実態の検証。
説 明	① 令和 2 年 4 月 1 日から市内の通学路等を中心に設置する防犯カメラ 1,004 台の運用を開始しました。令和 2 年度に更新した防犯カメラは、SD カード式（推奨年数を経過した 79 台）と無線通信式（リース契約を満了した 250 台）の 329 台であり、これに地域要望等による増設分 25 台をあわせた合計 354 台になります。 防犯カメラは、犯罪抑止（未然防止）や、発生時の迅速な対応など非常に有効な役割を担うため、今後も地域要望や教育委員会等が実施する通学路安全点検を注視しながら必要に応じて増設の検討を行います。 ② 令和 2 年に枚方・交野両警察署等が犯罪捜査に活用した防犯カメラの映像は、画像の抜き出し回数で 2,639 件であり、令和元年の 2,034 件と比較すると 605 件増加しています。防犯カメラの映像は、事件や事故の詳細を確認するうえで非常に有効なものです。また、犯罪行為等の過程や逃走に使用した経路を把握するうえでも非常に役立つものであることから、犯罪のない選ばれるまち枚方市を目指し、今後も増設や更新に際し捜査機関との連携を図り、設置等に関する助言を求めます。

具体的な取り組み：子ども向け防犯講座の実施

近年、子ども達が犯罪に巻き込まれる事案が増加していることを踏まえ、自己防衛手段を持たない子ども向け防犯学習の機会を設けることで、市の総合的な防犯対策の強化及び防犯意識の向上を目的として実施します。

すでに取り組んでいる一般市民向けの出前講座をもとに、実施方法の確立に向けて専門的知見を得るため、枚方・交野警察署等に参考意見を求めます。また、枚方市防犯協議会等関係機関に実施協力を求めるなどの調整を行います。

実 績	① 新型コロナウイルスの影響により中止。
説 明	① 新型コロナウイルス感染症の状況も踏まえ次年度以降の実施を検討します。

具体的な取り組み：防犯対策の拡充

新型コロナウイルス感染拡大防止に向けて、青色防犯パトロール時の街宣活動を追加し、広く市民へ注意喚起を行います。また、庁内連携のひとつとして放送設備を備えた車両を所有する関係各課へ車両運行時の注意喚起放送の実施協力を求めるなど、市民が安全に安心して暮らせるよう防犯対策を拡充します。

実 績	① 青色防犯パトロール車や塵芥収集車等による新型コロナウイルス感染拡大防止放送の実施。 <令和2年度 青色防犯パトロール運行回数（実績）192回> ② 特殊詐欺被害防止に向けた取り組みの強化。 <枚方市特殊詐欺被害件数 令和元年 68件／令和2年 67件（1件減少）>
説 明	① 緊急事態宣言やまん延防止等重点措置にあわせ、広く市民へ感染防止等に係る注意喚起を行うため、青色防犯パトロール車や塵芥収集車等の放送設備を搭載した車両を用いて街宣活動を実施しました。 ② 新型コロナウイルス感染症に関連する特殊詐欺被害の拡大が予測されたことから、9月25日に枚方市及び枚方・交野両警察署の連携による「特殊詐欺被害防止に向けた一斉啓発放送出発式」を挙行了しました。青色防犯パトロール車や塵芥収集車、庁内連絡車等、放送設備搭載車両を活用して一定期間、市内一円の注意喚起放送を行いました。 また、この取り組みに併せて商業連盟、福祉介護関連施設や民生委員・児童委員、金融機関等と連携し、特殊詐欺被害防止オリジナルポスターの掲示や関連チラシの配布、情報提供メールの送信を行い公民連携による市民周知を行っています。また、この取り組み以降、枚方市消費生活センターと連携して青色防犯パトロール車を活用した特殊詐欺被害防止等の啓発放送を実施しています。

具体的な取り組み：消防団車両での啓発活動の実施

新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策の一環として、枚方市消防団員による、消防団（11分団）の消防車両（42台）を活用した車両啓発活動を行い、市民への呼びかけを行います。

また、感染拡大が予測される第2波・第3波に備え、迅速に消防団活動が行えるよう連絡・連携体制を整備します。

実 績	① 緊急事態宣言下における車両啓発活動の実施。 <実施月 令和2年5月、6月・令和3年1月、2月>
-------------------	---

説 明	① 新型コロナウイルス感染症の影響で、消防団の訓練や行事等はほぼ中止となりましたが、これに代わるものとして、消防団全車両で市民への外出自粛を呼びかける巡回広報を行いました。感染拡大防止に向け迅速に車両広報活動を実施し、市民に直接呼びかけることで、不要不急の外出自粛に繋がったと考えます。
-----	---

具体的な取り組み：行政改革・業務改善

行財政改革プラン 2020 の改革課題

（基本方針 5 No.7 地域防災力向上をめざした訓練の見直し）

地域防災力向上を図るため、複数校区で感染症対策を視野に入れた避難所開設（実働型訓練）と市との情報共有訓練の実施を促進する。

実 績	① 新型コロナウイルス感染症に対応した避難所開設・運営訓練を実施。 ② 枚方市総合防災訓練を中止する一方で、専用避難所開設訓練を実施。
説 明	① 45 校区での実施を目指したが、新型コロナウイルス感染症の影響により、自主防災組織が活動を自粛している校区が多かったことにより、実施数は 16 校区となりました。未実施の校区については、次年度に訓練実施の呼びかけを行います。 ② 新型コロナウイルス感染症により、枚方市総合防災訓練は中止とする一方で、市内の陽性者・濃厚接触者を受け入れる専用避難所を指定するとともに、関係部局である健康福祉部と開設・受入訓練を実施しました。

具体的な取り組み：広報・情報発信

枚方・交野両警察署、枚方市防犯協議会に加え事業者とも積極的に連携し、各種防犯キャンペーンを実施します。また、誰が必要とする最新の防犯・防災情報を集約して的確に伝えられるよう引き続きひらかた安全・安心メールを配信するほか、新たに L I N E 等の SNS を活用した情報発信も行います。

風水害時に市民への情報伝達を的確に行うためには、枚方市の実状に応じた、情報伝達手段の多重化・多様化を図る必要があります。災害時に情報取得が困難な市民に防災情報をお知らせするための最適な手段等、情報発信に関する様々な課題について専門的な見地から助言をもらうため、消防庁が実施する情報アドバイザー派遣事業を活用します。

実 績	① 枚方市公式 L I N E にて防災情報を発信。 ② 安全・安心メールの配信、L I N E による防犯情報の発信。 ＜ひらかた安全・安心メールによる「くらしの赤信号」送信回数 6 回＞
-----	---

	③ 災害時の情報伝達手段の多重化について、消防庁の情報アドバイザー派遣事業を活用。
説 明	① 枚方市公式LINEを活用し台風接近に際して登録者への情報提供を行いました。 ② 悪質商法や押し売り等の消費関連事案のほかに「特殊詐欺」についても問い合わせを受けている枚方市消費生活センターと連携し、関連情報などをまとめたチラシ「くらしの赤信号」をひらかた安全・安心メール登録者に送信するなど新たな取り組みを追加しました。また、枚方市LINE『防災メニュー』に「防犯情報」組み込むことで、閲覧者がそれらの情報を直ぐに見つけることができるよう掲載レイアウト等の検討を進めました。 ③ モバイル端末を所持していない浸水想定区域内、土砂災害警戒区域内の居住者に対する情報伝達手段として、自動音声配信電話サービスを導入することとし、令和3年8月から登録を受け付けています。

具体的な取り組み：組織運営・人材育成について

市長直轄組織として危機管理室を位置付け、新たに設置した危機管理監の陣頭指揮のもと、大規模自然災害など有事の際に、迅速かつ的確に対応を行い、市民生活の安全確保やまちの機能回復を目指します。

地域との連携による自主防災・地域防災力の向上に努め、災害時に必要な事案に係る理解を深めていきます。

実 績	① 5月に危機管理室本部事務局訓練を実施。
説 明	① 災害対策本部事務局を運営するにあたって、中心的な役割を担う危機管理室職員の災害対応能力を高めるために、室内訓練を実施しました。 訓練では、本部事務局の各係の役割にそって、災害時における重要情報のトリアージ方法について取り組みました。

具体的な取り組み：予算編成・執行について

防災マップの改定のため、安心安全基金を財源とし、3千8百万円を予算化し、令和3年度の全戸配布に向けて準備を進めます。

実 績	① 防災マップの更新については、防災・安全社会資本整備交付金を申請し、交付決定を受けた。＜交付決定額：1千497万1千円＞
-----	---

説 明	① 防災マップを新たに防災ガイドとして刷新し、令和３年５月に全戸配布を完了しました。改定に係る事業費については、1/2 を防災・安全交付金から、1/2 を本市の安心安全基金から充当することとなりました。
-------------------	--

令和2年度 (2020年度)	子どもの育ち見守りセンターの取り組み実績
＜部長の方針・考え方＞ 子どもの貧困、いじめ、虐待、ひきこもり、不登校など、子どもをめぐる問題が深刻さを増す中、すべての子どもたちが、その生まれ育つ環境、暮らす場所や年齢にかかわらず、地域とのつながりを持ち、健やかに育成されるとともに、切れ目のない支援を享受できる社会の実現が強く求められている。 何より子どもの命を守ることを第一に、家庭を中心に国、学校、企業、地域等との相互連携の下、あらゆる手段を尽くして「子どもたちの最善の利益」を総合的かつ効果的に守っていかねばならない。 ①社会全体で子どもや子育て家庭を見守るための「地域づくり・関係機関の連携体制の強化」に取り組む ②悩みを抱える子どもや子育て家庭の声なき声を早期に掴むため「行政内部の連携体制の改革」に取り組む ③子どもに係るソーシャルワークの拠点である「子どもの育ち見守りセンターの支援体制の充実」に取り組む	

具体的な取り組み：（仮称）子どもを守る条例の制定

子どもを取り巻く状況が深刻さを増すなか、全ての子どもが一人の人間として尊重され、行政、保護者、地域、関係機関など、さまざまな主体が連携しながら子どもたちの育ちを支えていく社会の実現を目指し、「（仮称）子どもを守る条例」の制定を進めます。

子どもが笑顔で健やかに成長できるまち枚方を実現するため、社会全体で子どもの成長を支えるといった姿勢を改めて宣言し、市を挙げて理念と方針を再確認するとともに、子どもを守る仕組みづくりをさらに推進します。

実 績	① 「子どもを守る条例」を令和3年3月31日に公布・施行。
説 明	① 条例制定へ向け、6月から計4回の社会福祉審議会子ども子育て専門分科会を開催し、条例案について答申を得ました。9月には市民意見聴取として小学生や中学生及び関係団体等へアンケート調査を行い、12月には条例案についてパブリックコメントを実施しました。パブリックコメントでは、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策の観点から、対面形式の説明会に替えて、解説動画をYouTubeで配信する等、分かりやすい周知にも努めました。3月定例会議会にて可決され、3月31日公布、施行しました。

具体的な取り組み：子どもの育ち見守り庁内連携体制の改革

子どもや子育て家庭に必要な支援を早期にそして切れ目なく、予防的見地からさらに的確に届けることができるよう、プライバシーには適正に対応し、子育て、教育、健康、福祉など行政各分野が持つ子どもの情報を円滑に共有できるシステムを構築します。

また、ケーススタディを取り入れた職場研修や、外部講師による研修の実施、及び虐待対応に係る国の義務研修の受講等を通じて、職員の専門的な能力向上を一層図り、子どもに必要な支援

を的確に届けることができる体制を整備します。

実 績	① ケーススタディを取り入れた職場研修や、外部講師による研修を実施しました。虐待対応に係る国の義務研修を受講しました。 ② 子ども見守りシステム構築に向けた協議を行い、運用ガイドラインを策定しました。
説 明	① 機関向け研修を対面及びオンラインにて実施しました。職場内研修等については、5 回開催。また、オンラインで研修を受講する等職員の専門的な能力向上を図りました。 ② 子ども見守りシステムを令和 3 年度に構築できるよう庁内協議や市議会への報告等を行ったほか、システム構築につき個人情報保護審議会に諮問し承認を得ました。構築に先立ち、データセキュリティへの配慮を万全に行った運用とするため、運用ガイドラインを制定しました。

具体的な取り組み：教育との連携による見守り支援体制の整備

新型コロナウイルスの感染の拡大防止のため、児童・生徒が外出自粛や学校園の休校など大きな環境の変化により、大きなストレスが生じています。このような不安や変化に対し、スクールソーシャルワーカー（児童・生徒が生活の中で抱える様々な問題に対し、保護者や教員と協力しながら問題の解決を図る福祉の専門職）や新たに設置したスクールロイヤー（学校で発生するさまざまな問題について子どもの利益を念頭に置き、法律の見地から学校に助言する弁護士）を活用し、小中学校における児童・生徒の見守り活動を支援するとともに、「福祉と教育のさらなる連携」を図り、さまざまな視点から子どもたちを継続して見守る支援体制を整備します。

実 績	① スクールソーシャルワーカー（以下 S S W）活用事業 ＜支援対象児童数：124 人・支援対象生徒数：254 人＞ ② 学校問題法律相談業務 ＜スクールロイヤー相談件数 42 件＞
説 明	① 令和 2 年度は、教育・福祉の両面から児童・生徒の支援を行う「S S W活用事業」について、所管する教育委員会（教育支援推進室）とともに、子どもの育ち見守りセンターが連携し事業検証を行いました。社会福祉士や精神保健福祉士の資格を有する専門性の高い S S W を 8 中学校区と適応指導教室に配置し、校内チーム体制の構築を促し福祉部門等と連携しながら児童・生徒の支援を行いました。また、派遣要請を受けた配置校以外の学校においても校内ケース会議や関係機関とのケース会議への参加や関係機関との連携のコーディネートなどを行いました。加えて、現行の「S S W活用事業」を、就学前・就学後の支援の継続性の確保・連携強化を図る観点から、市長部局（子どもの育ち見守りセンター）への移管（補助執行）について検討しました。

	② いじめの防止等、学校で発生するさまざまな問題について早期解決に向けて、新たに市が委嘱するスクールロイヤーを活用し、子どもの利益を念頭に置き、法律の見地から学校に弁護士による助言を行いました。
--	---

具体的な取り組み：児童虐待・いじめ・ひきこもり・不登校など支援体制の充実

各関係機関と連携した児童虐待・いじめへの早期対応、予防・防止を図るとともに、不登校、ひきこもりなど、さまざまな状況にある子ども・若者やその家庭への包括的なサポート体制を強化します。

学校をはじめ関係機関との連携をより一層強化するとともに、子どもにとって相談の心理的ハードルの低い「SNS相談体制」の導入や「リモート（オンラインミーティングなど）・WEBメディア」を活用した子どもの居場所づくりなど、相談・支援体制の充実に取り組みます。

実 績	① 枚方市児童虐待連絡会議において、関係機関との連携強化とネットワーク化を図りました。 ② 枚方市ひきこもり等地域支援ネットワーク会議を開催し、相談窓口の周知や体制の充実に努めました。
説 明	① 代表者会議、拡大実務者会議について、新型コロナウイルスの感染の拡大の影響により、書面開催や延期もありましたが、対面で代表者会議は1回、拡大実務者は2回開催しました。ネットワークの維持・強化を図りました。 ② 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため中止とした回もありましたが、ウェブ会議システムを活用して開催するなど、関係機関の連携を維持しながら、相談窓口の周知や体制の充実に努めました。

具体的な取り組み：子どもの貧困・ひとり親家庭・里親等支援体制の充実

新型コロナウイルスの影響を受け、活動休止を要請してきた「子ども食堂」について、休校・外出自粛が長期化する中、その存在意義が益々高まっていることから、新しい生活様式を踏まえた運営方法のもと、一日も早い再開に向け、地域と連携した取り組みを進めます。

第4次ひとり親家庭等自立促進計画の策定に向け、改めてひとり親家庭等の社会生活にかかる実態及び支援ニーズを把握し、実効性ある施策に反映します。

また、さまざまな理由で親と暮らすことができない子どもへの支援を強化するため、府や里親支援機関等と連携を深め、里親制度の理解促進と普及に取り組みます。

実 績	① 子どもの居場所づくり推進事業 <実施団体数：20団体 実施箇所：22か所 実施回数：217回 1回当たりの子どもの平均参加人数：27.6人> ② 第4次ひとり親家庭等自立促進計画の策定に向け、子ども未来部と連携し、
------------	--

	ひとり親家庭の実態及び支援ニーズを把握し、計画に反映しました。 ③ 里親普及促進事業 ＜生涯学習市民センター里親個別相談会：7 回（ズームによるオンライン開催 1 回含む）相談人数：10 人＞
説 明	① 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策に努めながら、食堂形式のほか手作り弁当の配布により支援が必要な子どもや家庭への支援につなぐことができました。 ② 計画策定時に行ったひとり親家庭へのアンケート結果を踏まえ、養育費確保事業の実施やひとり親家庭相談窓口の機能強化について検討しました。 ③ 里親支援機関おひさまとの共催により、生涯学習市民センターで里親個別相談会を実施しました。また、市 P T A 協議会の協力のもと、里親制度の理解促進に向けたリーフレットを市内中学校の全家庭に配布しました。

令和2年度
(2020年度)

市長公室の取り組み実績

＜部長の方針・考え方＞

◆新型コロナウイルス対応を最優先に、市民の信頼確保へ一丸となって取り組む。

①迅速で的確な情報発信や意見・提言の集約。

②人権的配慮のための啓発や支援。

具体的な取り組み：全庁的な情報発信力強化・効果的な広報の実践

新型コロナウイルスをはじめとする危機事象における市ホームページを通じた緊急情報を迅速かつ適切に発信するため、関係部署と連携して掲載の流れを整理・調整したうえで全庁的な周知を図るとともに、市民の視点に立った見やすさを重視したホームページづくりを目指します。

また、夜間・休日等の緊急対応や災害対応の長期化等を見据え、ホームページ更新等の業務については、担当以外の職員も操作方法や処理方法の習得などに取り組み、複数人で対処できる体制を構築します。

実 績	① 市ホームページの新型コロナウイルスに関連する情報を随時更新。 ＜ウイルス関連情報：1,049回、市内発生状況：4,430回、緊急事態宣言等：512回、集団感染の発生：299回＞ ② 広報ひらかた巻頭特集などにコロナ関連情報を毎号掲載。 ＜巻頭特集：81ページ、関連ページ：32ページ＞
説 明	① 市ホームページトップページ中央の緊急情報欄に新型コロナウイルス感染症関連情報を掲載したほか、市公式LINEやTwitterを活用し、状況の変化が激しい新型コロナウイルス感染症の情報を迅速かつ適切に発信しました。発信に当たっては、掲載のタイミングなど関係部署と連携するとともに職員のスキル向上と課内体制を構築することで、夜間や休日の更新作業等にも対応しました。 ② 紙媒体で全戸配布する「広報ひらかた」では、新型コロナウイルス関連の情報を最優先し、毎号にわたり巻頭特集を組むなどにより市民への周知・啓発を行いました。 令和3年度もワクチン接種に関する情報など、市民が必要とする情報の迅速な掲載に努めます。

具体的な取り組み：シティプロモーションの推進

継続的な支援を進めるため創設した「新型コロナウイルス対策応援基金」について、市PR大使など枚方ゆかりの著名人への呼びかけや協定締結企業とのタイアップを通じて制度の周知を図り、キャッチフレーズ「必ず乗り越える。コロナの先へ」とともに市一丸となってこの難局を

乗り越える姿勢を内外にアピールします。

実 績	① 市ゆかり著名人の協力による「新型コロナウイルス対策応援基金」動画を配信。＜出演者数：8人・2チーム、動画再生回数：6,075回＞ ② 地元企業・協定締結企業と連携した「コロナ基金寄附付き商品」の販売・PR実施。＜協力事業者数：7事業者 寄付金合計額：106万4,637円＞ ③ 「ひらかたプロデューサーズオンラインミーティング」や「この街が好きダンス版動画」の配信など地域愛醸成に係るシティプロモーションの実施。 ＜ミーティング実施回数及び参加者：2回・10人、動画参加者140人＞
説 明	① 継続的な新型コロナウイルス感染症関連支援を進めるため創設した「新型コロナウイルス対策応援基金」について、市PR大使の協力を得た応援動画の作成・公開を行いました。 ② 地元企業・協定締結企業と連携したコロナ基金寄附付き商品を販売・PRし、新型コロナウイルスを乗り越えるために官民一体となったシティプロモーションを行いました。 ③ 枚方を愛する「ひらかたプロデューサーズ」のオンラインミーティングを2回開催したほか、市民140人が参加した市テーマソング「この街が好きダンス版」動画の作成・配信により地域愛の醸成に努めました。

具体的な取り組み：「市長への提言」事務の最適化

「市長への提言」について、新型コロナウイルスに関連する提言の受付数が大幅に増えていることを受け、災害や感染症等のリスク事象発生時に市長が提言内容を的確に把握するとともに、速やかに市民の意見や要望を踏まえた新たな施策を構築し、その展開に繋がるよう事務の最適化を図ります。合わせて、提言内容については、担当部署と共有化し、その対応について十分な調整を行ったうえで、市民に寄り添った「市長のことば」として、提言者に迅速かつ適切に回答が行えるよう努めます。

実 績	① 「市長への提言」に迅速かつ適切に回答し、新たな施策の構築に繋がるよう、事務の最適化を推進。 ＜提言総数 451件／対面 12件、提言はがき 61件、郵送 16件、ファクス 2件、Eメール 360件、／うち、新型コロナウイルス感染症関連の提言 271件＞
説 明	① 市民からの意見や要望等を受け付ける「市長への提言」では、新型コロナウイルス感染症に関連する意見等が4月だけで通常の5倍に相当する122件と急増したため、電話による収受確認を推進し、市民に寄り添った聞き取りと、関係部署との速やかな調整を行いました。1年間で対応した件数は451件で、新型コロナウイルス感染症関連では、オンライン授業の体制整備など、その後の施策に繋がるご意見をいただきました。提言の趣旨と市の考え方は個人が特定できないよう要約し、原則、回答の翌月に市ホームページで公表を行っています。

具体的な取り組み：DV被害者支援に関する取り組み

新型コロナウイルス感染拡大に伴う生活不安やストレス、在宅勤務による生活環境の変化等により、DV被害の増加・深刻化が懸念されることから、身近な専門相談機関として設置している枚方市配偶者暴力相談支援センター「ひらかたDV相談室」を、潜在的な被害者にも利用してもらえるよう、さらなる周知に努めます。支援を求める被害者に対しては、電話や面談による相談、保護命令の制度の利用に係る支援、緊急一時保護の際の同行支援を行うとともに、障害や高齢、生活困窮といった複合的な困難を抱える被害者に対しては、関係機関とも連携しながら寄り添った支援を行います。

実 績	① ひらかたDV相談室における相談等 <電話相談 885 件、面接相談 481 件、一時保護 2 件、各種証明書発行 196 件> ② 広報ひらかたにDV防止啓発及びDV相談窓口周知に係る記事を掲載。 ③ 「DV被害から回復するための教育プログラム」を実施。 ④ 啓発冊子「妻の言い分 夫の言い分 このズレどうしたらいいの」を発行。 ⑤ 枚方市DV関係機関連絡会議及び支援者研修を実施。
説 明	① 通常のDV相談証明書発行のほか、住民票を異動させずに本市に避難する被害者に対して、特別定額給付金や枚方市発行クーポン券を受け取るための証明書を発行することで、潜在的な被害者へ相談窓口の周知が図られ、初めての相談に繋がったケースもありました。 ② 広報ひらかた 10 月号にてDVについての特集記事を掲載しました。5 月号、7 月号、11 月号にも相談窓口を掲載し、周知を行いました。コロナ禍の折、様々な要因が考えられますが、前年度から電話相談で 164 件、面接相談で 25 件の増加がありました。令和 3 年度も潜在的な被害者とつながるため、DV相談窓口の更なる周知に努めます。 ③ DV被害者を対象として、被害者の回復にとって有効なプログラムであり、参加者同士がそれぞれの体験を共有し分かち合うことにより相互支援の場となる支援講座を実施しました。令和 3 年度も引き続き実施します。 ④ DVやモラルハラスメントの予防につながるよう、夫婦関係が支配関係にならないための啓発冊子を作成し、配布しています。 ⑤ ひらかたDV相談室を中心として、大阪府女性相談センターや警察署などの外部機関及び本市の関係部課で構成する本会議を開催し情報共有を行うとともに、支援者研修の実施によりDV被害の深刻さや各機関連携の重要性について学び、更なる連携の強化を図りました。また、こうした関係機関との連携を図りながら、複合的な困難等を抱える被害者に対して、必要な支援を行いました。

具体的な取り組み：人権侵害に関する取り組み及び平和啓発

新型コロナウイルスの感染者や医療従事者が偏見や不当な差別につながる風評被害に苦しむ事例が全国的に発生していることから、そのような人権侵害が起こることのないよう、確かな情報の入手や冷静な行動の呼びかけ、互いに相手を思いやる気持ちを持つことの大切さについて積極的に発信するなどの啓発活動を行うとともに、被害者が利用できる相談窓口のさらなる周知に努めます。

「平和の燈火（あかり）」や「ひらかた平和フォーラム」などの平和施策イベントについては、新型コロナウイルス感染防止対策を適切に行いながら開催に向け取り組みを進めます。

実 績	① 新型コロナウイルス感染症に関する人権啓発の実施。 <市長メッセージ動画配信：2回、広報紙による啓発：3回> ② 平和資料室特別展 スズキコージ「ドームがたり」原画展の開催。 <来場者数：667人> 枚方市平和の燈火（あかり）の開催 <来場者数：約1,000人> ③ 講座「生きること」（全4回）の開催 <来場者数：延べ200人> 人権文化セミナー 映画「作兵衛さんと日本を掘る」の開催。 <来場者数：39人>
説 明	① 新型コロナウイルス感染症に関連した差別的な言動の抑止を呼びかけるメッセージ動画（9月）やエッセンシャルワーカー等への敬意と感謝の気持ちを表すメッセージ動画（1月）を制作し、市公式Y o u T u b e等で配信するとともに、平和の鐘カリヨン（ヒラリヨン）のブルーライトアップ（5月、3月）を実施しました。また、市ホームページにおいて国・府等の関連ページへのリンク付けや相談窓口の案内を行ったほか、広報ひらかたに啓発記事を掲載（5月号、10月号、1月号）するなどの情報発信を行いました。 ② 平和資料室特別展では、子どもたちが平和について考える機会となるよう絵本の原画を展示しました。また、「枚方市平和の燈火（あかり）」については、コロナ禍における新たな取り組みとして、平和をテーマにした動画6編を制作して市公式Y o u T u b eで配信しました。イベント当日（3月6日）は、新型コロナウイルス感染防止対策として人数制限等を行うとともに、規模を縮小したうえでの実施となりましたが、当日の様子を撮影した動画を市公式Y o u T u b eで配信することで、広く市民等に啓発を行いました。「ひらかた平和フォーラム」（3月1日）については、緊急事態宣言の発出に伴い中止としましたが、コロナ禍においても、戦争の悲惨さや平和の尊さを次世代に伝えることができる取り組みとして、枚方における戦争体験談を収録した動画4編を制作し、市公式Y o u T u b eで配信しました。 ③ 特定非営利活動法人枚方人権まちづくり協会と連携し、自らの生き方を語る連続講座「生きること」（10～11月、全4回）や、人権文化セミナーとして映

	画会（11月）を開催し、人権について考える機会を提供しました。なお、人権週間事業の講演会（12月）については、新型コロナウイルス感染拡大（レッドステージ）の影響で中止としました。
--	---

具体的な取り組み：校区コミュニティ協議会等の連絡・情報発信のＩＣＴ化

新型コロナウイルスの感染拡大の影響により、これまで主にファクスや郵送で行ってきた校区コミュニティ協議会等への連絡・情報発信については、人との接触を避けるため従来の紙による情報伝達が円滑に行えない状況が見受けられるようになったことから、ＩＣＴを活用した情報伝達の必要性を認識したところです。こうした状況を踏まえ、市から校区コミュニティ協議会等へ必要な情報を速やかに伝達すること等を目的に、校区コミュニティ協議会等におけるＩＣＴ活用の現状やニーズを踏まえ、ＩＣＴ化に向けた検討を進めます。

実 績	① 校区コミュニティ協議会や自治会に対してＩＣＴの活用に関するアンケートを実施。 ＜「ＩＣＴを既に活用している又は活用の可能性がある」と回答した校区コミュニティ協議会の割合：45%＞ ＜「ＩＣＴの活用の可能性がある」と回答した自治会の割合：50%＞ ② 地域の情報共有のＩＣＴ化について、ともに議論を行うことを枚方市コミュニティ連絡協議会に提案。
説 明	① 地域の情報共有に係るＩＣＴ化に対するニーズや現状を把握するために、令和2年6月に校区コミュニティ協議会及び自治会に対してアンケートを実施しました。 アンケートの結果では、半数の自治会が「ＩＣＴの活用の可能性がある」と答えており、データでの資料配布については、34%の校区コミュニティ協議会が迅速性や効率性の観点から希望すると答えています。このことから、地域においてＩＣＴ化に対する需要がある程度見込めることがわかりました。 ② アンケート結果を分析したところ、ＩＣＴ化の需要がある程度見込める一方、ＩＣＴ化に対応できない人も一定数いることがわかったため、ＩＣＴの導入手法については、地域とともに考えることが望ましいとの結論に至りました。 そのため、令和3年3月、枚方市コミュニティ連絡協議会に、地域の情報共有のＩＣＴ化について、ともに議論を行うことを提案し、令和3年度に取り組んでいくことが確認されました。

具体的な取り組み：ふるさと寄附の推進

本市の取り組みに共感し、寄附していただけるように、市ホームページ等により寄附金の使い道や本市情報の効果的な発信をするとともに、返礼品の拡充に取り組み、さらなる財源確保に努めます。

実 績	① 専用ポータルサイトを利用した寄附金の募集・提供を実施 <寄附金額：3億5,004万1,000円、寄附件数：3,926件> ② 市PR大使や市民の協力を得た個性的な返礼品などを追加 <返礼品追加件数：26件>
説 明	① 専用ポータルサイト「ふるさとチョイス」や「さとふる」を利用し、寄附金の募集や返礼品の提供に関して「ふるさと納税に係る指定制度」に基づく適切な運用を行い、個人の大型寄附を除いても昨年度を上回る寄附額となりました。 ② 市PR大使パナソニックパンサーズと連携した体験型返礼品「パンサーズアタック体験」や、市民の協力を得た「シカ肉料理体験」など個性的な返礼品を追加したほか、寄附金の使途として「新型コロナウイルス対策応援基金」を組み入れるなどにより、寄附の増額に努めました。

令和2年度
(2020年度)

総合政策部の取り組み実績

<部長の方針・考え方>

新型コロナウイルス感染症に対する、市民の不安や生活課題を解決するため、「新しい生活様式」の定着に向けた取り組みをはじめ必要な対策を構築し、市民が安心して暮らせるコロナに負けないまちづくりを進めます。そのためにも、新型コロナウイルスによる本市行財政への影響を分析しながら、これまで以上に効果的・効率的な行財政運営を行い、まちの魅力向上に取り組めます。

- ①市民目線で考えることの徹底
- ②より効率的で機能的な業務体制の確立
- ③ICT施策の展開
- ④「新しい生活様式」を取り入れた施策展開

具体的な取り組み：行政評価システムの再構築

新型コロナウイルス感染症への対策が求められる中、市税収入の大幅な落ち込みが予想されます。そのような状況下においても、さまざまな事象に対応できる安定した財政基盤構築のため、具体事業の実施にあたっては目的を明確にするとともに、適切なKPI（重要業績評価指標）を設定するなど、事務事業の効果検証をより一層選択と集中の視点のもと、企画政策課・財政課・行革推進課が連動・連携して取り組みます。

また、今年度につきましては、上記の状況を踏まえたうえで事務事業の検証を行い、次年度の財源確保に努めるとともに、事業廃止も含めた効果的な事業への転換を図ることができるよう、行政評価システムの再構築を行います。

実 績	① 行政評価システム再構築を完了。 ② 事務事業におけるロジックモデル及び指標等の評価を実施。
説 明	① 企画・財政・行政改革の観点から一体的に事業を捉える本市の行財政経営システムの考え方にに基づき、新規事業をはじめ既存事業の検証・評価・見直しの事業単位を事務事業実績測定の単位に統一するとともに、人員体制や予算・決算額を可視化していくため、行政評価システムを再構築しました。 今後はこの行政評価システムを活用することで、選択と集中をさらに推進し、EBPM（根拠に基づく政策立案）の手法を取り入れるなど、より質の高い行財政運営に取り組んでいきます。 ② 事務事業ごとに設定しているロジックモデル及び指標等について、外部有識者から評価・助言をいただくとともに、ロジックモデル等の設定のための指針となる「事務事業効果測定指標設定ガイドライン」を策定しました。 令和3年度は、このガイドラインに基づき、より確度の高い効果測定の実施に向け、ロジックモデルや指標等の検証を行うとともに、ロジックモデル等を活用した既存事務事業の廃止を含めた見直しにも取り組みます。

具体的な取り組み：公民連携の強化

シティプロモーション推進プラットフォームの見直しなどを行うことで、民間の柔軟な発想や創意工夫を本市の施策により積極的に取り入れ、市民、地域、事業者、大学などと行政課題や目標を共有し、それぞれの特性や資源などを生かした協働の取り組みを行います。

また、縦割り行政ではなく、横串連携や組織横断的な庁内連携を実現し、より効果的な取り組みを目指すとともに、新型コロナウイルス感染症を含めた、あらゆる危機管理事象に対しての未然防止や対応策、新しい生活様式について、公民連携を最大限に活用していきます。

実 績	① 9月に「公民連携プラットフォーム」を設置。 <民間企業・大学の登録：51件、事業提案：40件>
説 明	① 行政と市民、事業者がともに市の課題解決を図っていく「シティプロモーション推進プラットフォーム」を、公民連携強化の観点から見直しました。 新たに設置した「公民連携プラットフォーム」は、市の課題を明確化して公表し、案件によっては市の事業費負担も見据え広く提案を募集するものです。 事業提案のうち、令和2年度は、株式会社Reviewとの学生の就労支援にもつながる「空き家・交通看板調査」事業や株式会社オーシャンブルースマートとのシェアサイクル「PiPPA（ピッパ）」の市内展開、日本電気株式会社（NEC）との、人流データの分析・把握等を行う「スマート街路灯」の運用開始などに取り組みました。 令和3年度は、庁内での広がり、浸透を深めるとともに、東部地域の活性化など市の重要課題の解決・魅力の向上にも積極的に繋げていきます。

具体的な取り組み：新しい生活様式を取り入れたスマート自治体の実現

新型コロナウイルス感染症を乗り越えるためには、新しい生活様式の定着や非接触型のまちづくりに向けて取り組みを進めて行く必要があります。感染拡大の次の波に備えるためにも、新しい生活様式を取り入れた「スマート自治体」の実現が必要不可欠で、三密回避や非接触型をキーワードにICTを活用した市民サービスの向上を進めます。

また、「スマート自治体」の取り組みを進めるうえで、効率的・機械的になる一方で市民との心の距離を離さないように意識し、市民目線で考えることの徹底を図ります。

実 績	① 汎用型電子申請システムの導入及び遠隔相談等の施策等の取組み方針の決定。
説 明	① 非接触型での行政サービス提供について、加速度的に手続のオンライン化推進を図るため、市民にも職員にも使いやすい汎用型電子申請システムを令和3年度に導入していく方針を決定しました。また、市民との各種相談等業務にお

	いて、普及の進むビデオ通話サービスを活用した遠隔でのサービス提供を進めて行くことについても、庁内での方針を固めました。
--	---

具体的な取り組み：ＩＣＴを活用した市民サービスの向上

より効率的で機能的な業務体制の確立や新型コロナウイルス感染症を含めた、あらゆる危機管理事象に対して、迅速な情報共有などの観点から、テレビ会議システムの導入や新しい生活様式を取り入れた施策展開の一つとして、勤務場所に拘束されず業務が行えるよう、ＩＣＴを活用したモバイルワークの充実を図り、職員が本来業務に注力できる環境を整備します。

また、市民が窓口に来庁する時間を事前に予約できるサービスを行うことで、窓口の滞在時間の短縮や混雑緩和、市民の視点・立場に立った窓口来庁予約システムを導入するとともに簡易的な申請・届出を中心にオンライン化の拡充を行い、来庁せずとも手続きが行える環境整備を進めます。

実績	① 職員の在宅勤務を可能とするテレワーク環境の整備。 ② 窓口来庁予約システムの導入。 <児童扶養手当の申請窓口予約の他、イベント予約等 13 の予約手続きを整備> ③ 市ＨＰの投稿フォームの活用や、国の整備する電子申請サービス（ぴったりサービス）を活用した行政手続のオンライン化の取り組み。 <9 手続をオンライン化>
説明	① 新しい生活様式の普及や働き方改革の一貫として、職員が自宅からでも庁内システム等へ接続して執務可能なよう持ち運び可能な端末や通信回線サービスを導入し、テレワークのための環境整備を行いました。 ② 短期間に集中するなど、混雑が予想される手続窓口について、予め来庁日時を指定することで、窓口の混雑緩和を図りました。また、オンラインで市のイベントへの参加申込を可能としました。 ③ 市ＨＰの投稿フォームを活用した市民・事業者からの簡易的な報告等の手続及びぴったりサービスのマイナンバーカードを用いた本人確認機能による、児童手当関係手続等について、来庁することなくオンラインで手続可能なよう環境整備を行いました。

具体的な取り組み：ＳＤＧｓ（持続可能な開発目標）達成に向けた取り組み

「誰一人取り残さない」という理念のもと、17 の目標を掲げるＳＤＧｓについて、本市の施策との関連付けや市民参加型のワークショップによる目標設定などに取り組み、あわせて職員の意識醸成を図ります。取り組みにあたっては、育児や介護をはじめとする生活のさまざまな場面において、多くを女性が担っている現状を踏まえ「女性」の視点を取り入れた総合的・横断的な取り組みに加えて、新しい生活様式を踏まえた取り組みを図り、様々なステークホルダーとの連携を行います。

実 績	① 職員の意識醸成を図るため、9月に職員研修を実施。 ② 内閣府へ「SDGｓ未来都市等提案書」を提出。
説 明	① 職員のSDGｓに対する理解促進を深めるため、本市とSDGｓの推進等で連携している民間事業者へ講師を依頼し職員研修を実施しました。今後は、総合計画の各施策とSDGｓとの関連付けを行い、まちづくりの課題に対応していくことでSDGｓの達成を図っていきます。 ② 本市のSDGｓの取り組みを推進するにあたり、女性の視点からのまちづくりの課題等をテーマに、民間事業者の女性社員や本市の女性職員を対象としたワークショップ形式による研修を実施しました。また、府内の高校が実施する総合学習において、SDGｓと市の課題を一体的に捉え、双方を関連付けて学び、理解を深めることで、若い世代のまちづくりの担い手の育成をめざした取り組みを実施しました。 年度末には、本市のSDGｓ達成に向けた取り組みを提案書としてまとめ、内閣府のSDGｓ未来都市等事業に提出しており、令和3年度以降、提案内容を推進していきます。

具体的な取り組み：スマートフォンを活用した情報サービスの仕組みづくり

スマートフォンの普及が進む昨今の状況を踏まえ、LINE公式アカウントを活用した情報サービスを、新型コロナウイルス感染症を含めた、あらゆる危機管理事象に対して、災害時の緊急情報、市民が必要とする情報の発信や危険個所の通報機能を提供します。さらに、住んでいる場所などの属性情報に応じた情報発信等の機能向上を図るため、統合型アプリを導入します。

実 績	① 市のLINE公式アカウントを5月に開設。 ② 市のLINE公式アカウントを7月にリニューアル。 ③ スマートフォンを活用した情報施策の検討。
説 明	① 広く利用されているメッセージングアプリを活用することで、緊急情報等の迅速な伝達手段を用意し、あわせてよくある質問への回答を整備する等により、新型コロナウイルス感染症の拡大を受けた対応を図りました。 ② チャット画面上から危険箇所等の写真画像を含む通報受付ができるよう整備し運用を開始しました。あわせて市の公式アプリ等の情報をメニューに掲載し、市のスマートフォン向け施策の一元的な提供に取り組みました。 ③ 普及が進むスマートフォンを活用した今後の情報施策について、市のアプリを展開している部署のほか、広報・広聴部門を含む体制を構築し、市の提供サービスへの導線や機能の統合化、情報伝達のあり方等に係る検討を実施しました。検討の結果、LINE公式アカウントのさらなる機能拡充を図り、情報発信や掲載コンテンツの強化、避難所開設や気象情報等の即時伝達、都市インフラの状況等の防災関係機能を搭載していく方針としました。

令和2年度
(2020年度)

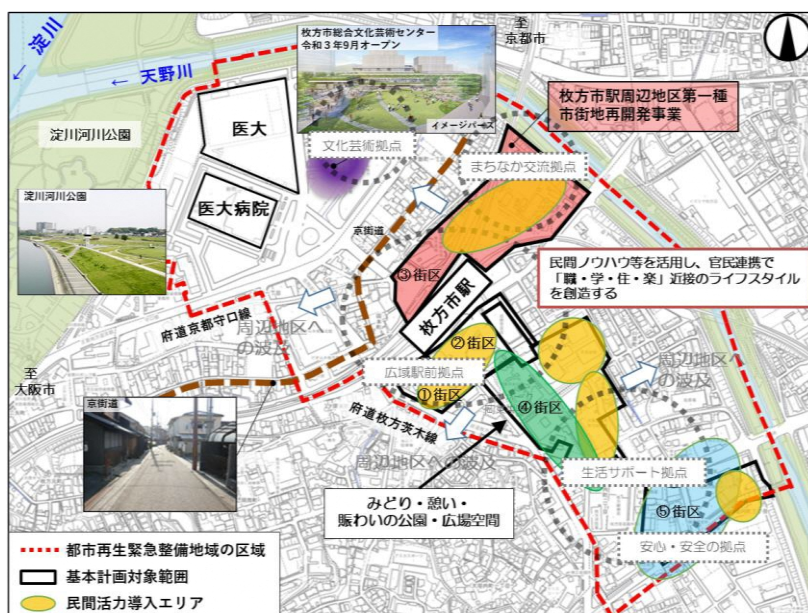
市駅周辺等まち活性化部の取り組み実績

＜部長の方針・考え方＞

- ①地域資源を生かした魅力あふれる拠点づくりの推進
- ②枚方市駅周辺再整備に向けた機運の醸成
- ③国・府をはじめ事業者など様々な関係者との連携、協力
- ④議会や市民への丁寧な情報共有

具体的な取り組み：枚方市駅周辺再整備の推進

枚方市駅周辺再整備については、多くの地域資源を生かし、魅力的な中心拠点の実現をめざすため、本市の財政状況を踏まえた最適な事業手法や事業費、全体スケジュールの具体化に加え、都市再生緊急整備地域の制度を活用し、さらなる民間ノウハウや投資を促す環境づくりを進めます。また、枚方市駅周辺再整備基本計画及び枚方市新庁舎整備基本構想の策定に際しては、枚方市駅周辺活性化協議会をはじめとする関係者と意見交換などを行うとともに、新庁舎位置など議会の理解を得ながら、パブリックコメントや市民説明会を開催し、連鎖的なまちづくりの具体化を推し進めます。枚方市駅北口駅前広場から府住宅供給公社枚方団地、京阪電鉄枚方事務所を含むエリアである③街区以外の街区については、再整備基本計画及び新庁舎整備基本構想の策定と並行して、地権者との勉強会や情報共有を行なうなど、再整備に向けた機運の醸成に努めます。また、市駅周辺エリアの価値向上を高めるため、その中心的な役割を担う仕組みづくりや多くの方が主体的に関わり・取り組むといったエリアマネジメントを促進します。



枚方市駅周辺再整備イメージ図

実 績	① 「枚方市駅周辺再整備基本計画」を策定 ② エリアマネジメントの導入に向けた検討
説 明	① 関係者などと意見交換や市ホームページで説明動画の掲載やパブリックコメントを実施し、再整備ビジョンの実現に向けて、5つのまちづくりの考え方やイメージパース、土地利用のイメージ、スケジュールなどを示した「枚方市駅周辺再整備基本計画」を令和3年3月に策定しました。 令和3年度は、事業の具体化に向けた取り組みを進めるとともに、民間活力導入エリアの在り方など市民や権利者と意見聴取を行っていきます。 ② 関係者や地域の方々と意見交換を行いながら、エリアマネジメントの仕組みの導入に向けた検討を進めました。 令和3年度は、持続的に魅力が高まるまちづくりに向けて、主体的に取り組むプレーヤーの発掘や育成などエリアマネジメントの仕組みづくりにつなげる社会実験を実施する予定です。

具体的な取り組み：枚方市駅周辺地区第一種市街地再開発事業の推進

③街区は、連鎖型まちづくりのトリガーとなる事業として、駅前交通広場及び区画道路等の公共施設の整備による交通結節点機能の強化と合わせて、土地の高度利用による多様な都市機能の集積と都市居住の誘導を図るとともに、歩行者回遊動線の形成、防災機能の向上等を総合的に推進するため、引き続き、市街地再開発組合や国、府と連携して取り組みを進めます。

実 績	① 枚方市駅周辺地区市街地再開発組合（以下、組合という）に対して、権利変換計画の認可に係る技術的支援を実施。 ② 組合が実施する調査設計計画業務について、枚方市市街地再開発事業補助金（国庫補助含む）を交付し、財政的支援を実施。
説 明	① 組合に対して、権利変換計画の認可に係る技術的支援を行い、令和3年2月に大阪府より権利変換計画の認可を受けました。 また、国の社会資本整備総合交付金を活用し、市街地再開発事業補助金の交付の決定及び公共施設管理者負担金に関する協定書の締結を行うことにより、組合において施設建築物及び公共施設の設計、並びに解体・整地工事などに着手しました。 ② 組合に対し、調査設計計画費として補助金を交付し、活動を支援しました。 令和3年度は、組合において既存建築物の解体工事及び施設建築物の新築工事を予定されており、引き続き、事業の推進のため、組合や国、府と連携して取り組みを進めます。

具体的な取り組み：新庁舎整備にむけた検討

新庁舎整備の検討については、安全・安心拠点としての機能をより発揮できるよう、枚方消防署の老朽化対策を枚方寝屋川消防組合と連携しながら検討を進めるとともに、現行の市駅前行政サービス機能を今後も継続しながら、子育て世帯や高齢者への支援機能や図書館機能の拡充などを、市民の利便性の良い枚方市駅前で実施できるよう検討を進めます。

実 績	① 「枚方市新庁舎整備基本構想」を策定 ② 「枚方市駅前行政サービスの再編の考え方」を作成 ③ 「枚方市駅周辺地区第一種市街地再開発事業における公益施設の整備に係る覚書」を締結
説 明	① 市ホームページで説明動画の掲載やパブリックコメントを実施し、新庁舎整備に係るスケジュールや庁舎の考え方などを示した「枚方市新庁舎整備基本構想」を令和3年3月に策定しました。 令和3年度は、⑤街区での安全・安心の拠点の実現に向けて、枚方寝屋川消防組合と連携しながら枚方消防署の建替えの検討を進めるとともに、ICTを活用した総合窓口やよりコンパクトな新庁舎を目指して検討を進めます。 ② 枚方市駅前行政サービスの再編の実現に向けて、必要な機能や規模等を精査し、③街区の市街地再開発事業との一体的な整備により実現を図るため「枚方市駅前行政サービスの再編の考え方」をとりまとめました。また、令和3年度は、市街地再開発組合と調整を図りながら、再編の考え方を踏まえた内装設計を行います。 ③ 枚方市駅前行政サービスの再編については、市街地再開発事業に合わせて令和5年度の供用開始を目指し、双方の事業を円滑に進めるため、市街地再開発組合と「枚方市駅周辺地区第一種市街地再開発事業における公益施設の整備に係る覚書」を締結しました。

具体的な取り組み：香里ヶ丘地域のまちづくり

香里ヶ丘地域のまち全体がさらに魅力あるまちへと発展していくため、香里ヶ丘図書館と香里ヶ丘中央公園の一体的な整備を契機に様々な取り組みを関係部署等と連携し推進します。

香里ヶ丘図書館の建て替えと香里ヶ丘中央公園の再整備については、図書館と公園の一体的な整備の考え方にに基づき、まち全体のさらなる活力へ広げていくため、本年夏にリニューアルオープンを行います。

また、香里ヶ丘地域においては、子育て環境の充実や高齢者の暮らしやすいまちづくりを進めるために、包括連携協定を締結しているUR都市機構や関係部署等と連携し子育て世代を呼び込む取り組みを進めます。

実 績	① 香里ヶ丘図書館と香里ヶ丘中央公園を一体的に整備
説 明	① 若年・子育て世代の定住促進に向けた拠点として、「香里ヶ丘図書館・中央公園の一体的な整備の考え方」に基づき、香里ヶ丘図書館と香里ヶ丘中央公園のリニューアルオープンを令和２年７月に行いました。

令和2年度
(2020年度)

市民生活部の取り組み実績

＜部長の方針・考え方＞

- ①来庁者の視点に立った丁寧な窓口サービスの提供
- ②新型コロナウイルス感染防止に対して、郵送による手続きの拡大、ビニールシートによる保護など窓口の適切な管理
- ③新型コロナウイルス感染症により、市税や保険料を一時に納付できなくなった方に対する徴収猶予など、状況に応じた納付の確保、ひとり親世帯等への給付金等の支援
- ④新型コロナウイルス感染症により生じる消費者被害の未然防止

具体的な取り組み：新型コロナウイルス感染症拡大に伴うひとり親世帯等への支援

新型コロナウイルス感染症拡大で、生活に影響の大きい児童扶養手当受給世帯等に対し、国による追加給付等のほか、市独自で児童一人当たり5万円（高校生世代は10万円）を支給します。また、休業により収入減となった同世帯に休業手当金を支給します。

実 績	① ひとり親世帯臨時特別給付金支給事業（国施策、単年度事業）を実施。 ＜基本給付、追加給付等の支給額 4,559 世帯、284,090 千円、再支給額 3,514 世帯、231,890 千円＞ ② 枚方市ひとり親等世帯への特別給付金支給事業（市独自事業、単年度事業）を実施。＜2,941 世帯、279,550 千円＞ ③ 新型コロナウイルス感染症に係るひとり親等のための休業手当金支給事業（市独自事業、複数年事業）を実施。＜37 世帯、3,272 千円＞
説 明	① 児童扶養手当の受給者や枚方市ひとり親家庭の医療費の助成の受給者、感染症の影響により児童扶養手当受給者と同じ水準となった家計急変者などに対し、基本支給、追加支給及び再支給を速やかに行うとともに経済的支援を行いました。 ② 感染症の感染拡大がひとり親等に与える影響に鑑み、臨時的な措置として児童扶養手当の受給資格者もしくは枚方市ひとり親家庭の医療費の助成の受給者に対し特別給付金の支給を市独自で行いました。申請不要で迅速に振り込むことで受給者の経済的負担の軽減を図ることができました。 ③ 感染症拡大に伴い、子どもの保育等のため休業を余儀なくされたひとり親等の所得の支援策として休業手当金の支給を行いました。国の小学校休業等対応助成金の終了に伴い本事業も令和3年6月30日で終了しました。

具体的な取り組み：マイナンバーカードの普及促進

令和4年度中にほとんどの住民がマイナンバーカードを保有することを想定し、国はマイナンバーカードの普及を推進していることから、令和2年度は、第4日曜日以外の臨時開庁や出張受付、申請用写真の無料撮影を行い、マイナンバーカードの円滑な取得、更新に取り組みます。

また、令和2年9月からマイナンバーカードを利用したマイナポイントによる国の消費活性化策が予定されており、市民がマイナポイントを利用するのに必要となるマイキーID設定の支援を行います。

実 績	① 普及促進に向けた窓口の拡充及び支援。 <休日開庁（第4日曜日を除く） 20日、申請受付 7,433件、交付率 28.05%> ※人口（令和2年1月1日 401,074人）に占めるマイナンバーカード交付（112,511人）の割合
説 明	① 開庁時間にマイナンバーカードを受け取ることができない方に対して、これまで開庁していた第4日曜日に加え、休日に臨時開庁を実施しました。また、9月から市役所本館1階にマイナンバーカードの申請受付窓口、本館3階に交付窓口を拡充するとともに、マイナンバーカードに関する問い合わせや交付予約ができる専用コールセンターを設置、本庁窓口での申請用写真の無料撮影、マイナポイントの支援などマイナンバーカードの普及促進に努めました。

具体的な取り組み：市税収入の確保

市税については、これまで現年度課税分に重点を置いた徴収を行うことで、滞納繰越の防止や債権を中心とした適正な滞納処分等の取り組みにより、令和元年度に徴収率 99.1%を達成しました。令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により、納税環境が非常に厳しい状況となっているため、市税の収入確保にあたっては、新型コロナウイルスにより一時に納付出来なくなった納税者には徴収猶予の申請を勧奨するなど、状況に応じた納付確保を行います。また、滞納整理にあたっては、これまで効果のあった取り組みを充実させていくことで市税収入確保に努めます。

実 績	① 市税徴収率 <98.8%（現年度分 99.3%、滞納繰越分 36.1%）> 大阪府下徴収率の順位 第1位
説 明	① 滞納への早期対応が重要であることから、催告書送付時などの封筒を目立つ色付き封筒にし、納税者の目に触れやすいように工夫を凝らし納付忘れによる滞納を防ぐなど、滞納縮減に努めました。 滞納繰越分については、預貯金、給与など債権を中心とした滞納処分を強化することで、滞納事案の解消に努めました。 また、新型コロナウイルス感染症の影響により、納付が厳しい納税者には、徴収猶予特例制度の申請を勧奨するなど、納税者の事情を考慮しながら、柔軟かつ適切な対応に努めました。 今後も引き続き、公平かつ公正な市税徴収を行っていきます。

具体的な取り組み：市税の徴収猶予特例制度の運用

新型コロナウイルス感染症の影響により、事業等の収入に相当の減少があり、市税の納付が困難な場合において、申請に基づき、1年間徴収猶予ができる特例制度の開始に伴い、納税者への制度周知を図るとともに、迅速かつ適正な事務執行に努めます。

実績	① 市ホームページに制度案内チラシや申請書等を掲載。 「広報ひらかた」に新型コロナウイルス支援情報として一覧に掲載。 ＜許可件数：683件 猶予額：464,709,000円＞
説明	① 新型コロナウイルス感染症の影響により、事業等に係る収入が前年同期に比べ概ね20%以上減少し、一時に納付することが困難な場合において、1年間徴収の猶予を受けることができる徴収猶予の「特例制度」の運用を開始し、納税者からの申請受付、許可証発行など適正な運用管理に努めました。

具体的な取り組み：税外債権に係る未収金対策等の取り組みの推進

税外債権に係る未収金対策等の取り組みとして、債権の管理・回収等に係る知識・技術を身につけるとともに、新型コロナウイルスの影響や様々な事情により一時に納付出来なくなった債務者には、徴収猶予制度の説明や個々の状況に応じて丁寧な納付相談を行いながら、公平かつ公正な債権管理・回収を行うため徴収体制の強化を図ることで、徴収率の向上と収入未済額の圧縮に努めます。

実績	① 債権回収課（税外4債権）の徴収状況 ＜移管件数 246件 移管金額 65,949,323円＞ ＜徴収件数 242件 徴収金額 46,404,323円＞ ＜徴収率 70.4%＞ 上記のうち、国民健康保険料について、社会保険への加入により国民健康保険を脱退した滞納者の徴収実績 ＜71件 4,545,000円移管 66件 3,580,700円徴収＞ ② 大阪府域地方税徴収機構での徴収実績 ＜40件 11,342,300円移管 33件 6,331,086円徴収＞
説明	① 国民健康保険料・後期高齢者医療保険料・介護保険料・保育所運営費負担金の4債権について債権回収課で移管を受け、預貯金、年金、給与など債権を中心とした滞納処分を強化することで、滞納事案の解消に努めました。 国民健康保険から社会保険に切替した滞納者に対し、給与照会等の個別対応を行うことにより、徴収につなげることができました。 ② 引き続き大阪府域地方税徴収機構に職員を派遣し、徴収スキルの向上を図りました。

具体的な取り組み：国民健康保険の保険給付費適正化に向けた取り組みの推進

保険給付が適正に行われるよう、レセプト点検については、本市独自の点検員による二次審査の充実を図るとともに、あん摩マッサージ、はり、きゅう、柔道整復療養費について、適正な受診につながるよう啓発を行います。また、療養給付費の返還事務や第三者行為求償事務について、関係機関との連携を図るなどして、引き続き適正な執行に努めます。さらに、年6回の医療費通知の送付に加え、ジェネリック医薬品の利用促進に向け、切り替えた場合の自己負担額軽減効果を示した啓発を行います。

実 績	① レセプト点検二次審査の充実。＜本市独自の点検員を一名から二名に増員＞ ② あん摩マッサージ、はり、きゅう、柔道整復施術療養費の啓発。 ③ 療養給付費の返還事務については、医療機関や他の保険者との連携を強化し返還請求の発生件数の減少、収納率の上昇を実現。＜74.01%→76.08%＞ ④ 第三者行為求償事務については、市立ひらかた病院や保健所との連携を通じ被保険者への届け出の啓発を図り、求償事務の適正な執行に努めました。 ⑤ ジェネリック勧奨通知年3回送付（合計2,408件） ＜令和2年10月普及率80.5%＞
説 明	① 委託業者の二次審査に加えて、専門的な知識を持つ複数の点検員で審査をすることで、異なる視点からの点検を行いました。 ② 利用のある被保険者への照会・医療費のお知らせなどを通じて啓発を行いました。 ③ 医療機関に協力を依頼し、療養給付費の返還請求が発生する可能性のあるレセプトを返戻することで返還金の発生を抑制しました。また、他市への転居等による保険者変更に伴う支払済みの療養給付費の返還請求について、本人を介さずに保険者間で連携し精算する手続きを積極的に行い、収納率の向上につなげました。 ④ 保健所からは犬の咬傷事故及び食中毒の発生状況について報告を求め、事故状況の把握に努めています。

具体的な取り組み：国民健康保険料の収納率向上

国民健康保険料の収納率 93.0%を目標に収納率向上の取り組みを進めます。具体的には、令和2年4月からスマートフォンを利用する決済システムを導入したほか、新たに携帯電話・スマートフォンのショートメッセージサービス（SMS）を活用した手法を導入することで、より効果的な収納業務の推進を図るとともに、きめ細やかな催告及び納付相談を実施します。

実 績	① 国民健康保険料の収納率は、現年度分で93.14%を達成。 ② 令和2年4月から、携帯電話やスマートフォンを利用したクレジットカードやLINE Payによる決済システムを導入。 ③ 令和3年2月より携帯電話・スマートフォンのショートメッセージサービス（SMS）を活用し、督促状を送付した人に確認メッセージを配信する取り組みを開始。
説 明	① コールセンターを活用した電話催告や債権回収課とも連携した差押などの滞納処分を実施しました。また、国による新型コロナウイルス感染症の影響による減免措置の適用を受けた納付義務者が多く、調定額が減少したことも影響したものとされます。 ② 令和3年4月には、「Pay Pay 請求書払い」を追加導入するなど、今後も取り扱いを拡大していきます。 ③ 令和3年度では、これまでの収納実績などからSMSの効果を検証し、適宜メッセージ内容に改良を加えるなどの取り組みを行います。

具体的な取り組み：（仮称）おくやみ手続き窓口の開設

ご家族がお亡くなりになった時の行政手続きは、故人により必要な手続きが異なります。これらは遺族にとって大きな負担となっていることから寄り添った対応が求められており、市役所の手続きをお手伝いするとともにワンストップで対応できる窓口を開設します。

実 績	① 令和3年1月21日に「おくやみコーナー」を開設。 ② 「おくやみガイドブック」の作成。 ③ 郵送可能手続きの一覧をホームページに掲載。
説 明	① 葬祭費（国民健康保険、後期高齢者医療）や介護保険料還付の届、住民登録の世帯主変更届など、証の返還も含め34の手続きをワンストップで受け付け、令和2年度は、のべ685件の利用がありました。 ② 死亡届に伴う主に市役所で行う手続きをまとめた「おくやみガイドブック」を作成し、死亡届時に配布することで、故人に該当する手続きについて遺族が確認できる仕組みを作りました。（ホームページにも掲載しています。） ③ 新型コロナウイルス感染拡大防止のため、窓口の混雑緩和及びステイホーム推奨の観点から、郵送での申請が可能な手続きの一覧をホームページに掲載し、申請書を郵送することで市役所に来庁することなく手続きが完了する仕組みを作りました。

具体的な取り組み：消費者被害対策の推進

消費者が消費生活における的確な意思決定・行動が出来るよう、啓発紙の配布や講演会等を通

じ、市民の消費者問題に対する意識の向上に努めます。特に新型コロナウイルス感染症により生じる消費者被害の未然防止に取り組みます。

また、消費者被害に遭われた時に消費生活センターへご相談していただけるよう、市内各所でのPR活動等を通じ、当センターの周知に努めます。あわせて、高齢相談者等への取組みを強化するため、平成31年4月1日に設置した「消費者安全確保地域協議会」の構成機関と連携し、消費者被害の未然防止・早期解決に繋がります。

実 績	① 月刊紙「くらしの赤信号」を発行。＜8,000部＞ ② 消費生活セミナーを実施。＜1回・参加者22人＞ ③ 消費生活相談員出前講座を実施。＜4回・受講者数96人＞ ④ 学校講演会(情報リテラシー講演会) ＜市内4小学校、新入教職員・受講者1,200人＞ ⑤ 「消費者安全確保地域協議会」の構成機関である地域包括支援センターを経由し地域へ啓発グッズを配布。＜訪問勧誘お断りステッカー約13,000枚・啓発ティッシュ約1,000個・詐欺被害防止用ポップアップシール約6,500枚＞
説 明	① 消費生活に関する各種情報提供を自治会等や地域啓発リーダーの協力により地域へ配布を行いました。 ② 開催予定の4回のうち3回については新型コロナウイルス感染防止のため中止となりました。 ③ 開催予定の5回のうち1回については新型コロナウイルス感染防止のため中止となりました。 ④ 開催予定の15校のうち11校については新型コロナウイルス感染防止のため中止となりました。 ⑤ 市民への啓発周知として公共施設等と合わせて地域包括支援センターへ啓発グッズの配布を行いました。

具体的な取り組み：キャッシュレス決済の導入

新たな収納手法として、スマートフォンを利用した専用アプリによる決済により、LINE Pay、インターネットバンキング、クレジットカードで納付することができる仕組みを令和2年4月から運用を開始し、納税者の利便性向上、市税収入確保に努めます。

実 績	① 市ホームページ、「広報ひらかた」にサービス開始を掲載。 当初納税通知書へ案内チラシを同封。 ＜LINE Pay：利用件数 4,149件 納付額 143,892,962円＞ ＜モバイルレジ：利用件数 1,760件 納付額 101,902,400円＞ ＜クレジット：利用件数 4,572件 納付額 188,176,780円＞
-------------------	---

説 明	① クレジットカードや電子マネーによるキャッシュレス決済の導入が急速に加速し収納手段の多様化が進む中、スマートフォンを利用し、納付書のバーコードをカメラで読み取り、専用アプリで決済するしくみを導入しました。 これにより、24 時間いつでもどこでも納付手続きが可能となることで、納税者の利便性の向上に努めました。
-----	---

具体的な取り組み：定型入力業務の効率化

口座振替業務や市税還付業務について、A I－O C R及びR P Aを導入することで、入力業務の効率化を図ります。

実 績	① 職員による入力業務時間の削減。 ＜口座振替業務 年約 40 時間、税還付業務 年約 40 時間＞
説 明	① 近年、A I など I C T を活用した様々な政策等が地方自治体においても進展する中、これまで手作業で行っていた事務作業において、A I－O C R及びR P Aを導入し、口座振替依頼書や市税還付請求書の事務処理を自動化することで、入力作業の効率化を図りました。 今後、R P A等の改修を行い、更なる事務の効率化を目指します。

具体的な取り組み：固定資産課税データと法務局登記情報の連携システムの稼働

固定資産税の課税に必要な土地・家屋の登記の異動情報を固定資産税の基幹システムへ取り込めるように、連携システムを構築・稼働し、正確性の向上と業務の効率化を目指します。

実 績	① 法務局登記情報との連携。＜取込み件数：約 27,000 件＞ （内 4 割が自動で取り込み、その他は簡易なエラー修正による取り込み）
説 明	① 土地・家屋の所有権移転や、表示登記の内容の更正や変更に係る課税データへの反映は、これまで職員による入力で行っていましたが、連携システムを構築・稼働し、法務局からのデータを直接税基幹システムへ取り込み、正確性の向上と業務の効率化を図りました。

具体的な取り組み：償却資産にかかる未課税物件調査の拡充

固定資産課税台帳の突合だけではなく、税務署への課税情報の照会や市民税課の申告書データ等も活用して、課税対象となる個人事業者や市外に所在する法人を抽出し、適正な課税と税収の確保に努めます。

実 績	申告件数および課税額（過年度分含む） ① 保健所調査 <19 件（内免税点未満 7 件） 777,100 円> ② 法人書面調査 <11 件（内免税点未満 4 件） 1,090,500 円> ③ 共同住宅調査 <50 件（全て免税点以上） 26,950,500 円>
説 明	① 年 1 回保健所から営業申請の写しを受領後、対象となる償却資産の有無を確認し申告書を送付しました。 ② 税務署で閲覧した法人の申告書に基づき、申告漏れがある事業者や修正が必要な事業者に対して減価償却明細の提出を依頼し、適正な申告を求めました。 ③ 家屋の課税データから対象となる物件を抽出し、確定申告の情報を参照しながら、申告が必要と思われる事業者に申告書を送付しました。

具体的な取り組み：租税教育の推進

次代を担う子どもたちにも税の仕組みを理解してもらうことを目的として、市内小学校で開催する租税教室に税務室職員を講師として派遣するとともに、「税に関する小学生の習字展」の開催や、「中学生の税に対する作文」の優秀作品の掲載を行います。

実 績	① 新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、租税教室への講師派遣なし。 ② 「税に関する小学生の習字展」を開催。（11 月 11 日～11 月 17 日） ③ 「中学生の税に関する作文」をHPに掲載。
説 明	① 新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、租税教室の開催を縮小したため、租税教育推進協議会からの講師派遣依頼はありませんでした。 ② 「税に関する小学生の習字展」を市役所別館 1 階にて「税を考える週間」に合わせて開催し、市内小学生の優秀作品を展示しました。 ③ 中学生の「税についての作文」の中から選ばれた優秀作品のうち、「近畿納税貯蓄組合総連合会会長賞」を受賞した作文をホームページ等に掲載しました。

具体的な取り組み：債権の管理・回収等に係る知識・事務手続に係る研修等の実施

市債権管理及び回収に関する条例に沿った適正で効率的な事務処理を行うために、市民生活部所属の弁護士職員を有効に活用し、リーガル研修など債権の管理・回収等に係る知識・事務手続に係る研修等を実施することにより、市全体の徴収職員の人材育成に取り組めます。

実 績	① 弁護士職員の活用実績 <相談件数 175 件> ② リーガル研修の実施 <研修動画 2 本作成>
------------	---

説 明	① 弁護士職員の活用については、債権所管課の債権管理・回収の相談や、支払い督促の指導・助言を行い、職員のスキルアップを図りました。 ② 新型コロナウイルス感染症の影響により、開催が困難であるリーガル研修については、研修動画を作成し、研修ストリーミングを活用して、いつでも視聴できる環境を整え、未収金対策の強化を図りました。
-------------------	---

令和2年度
(2020年度)

総務部の取り組み実績

＜部長の方針・考え方＞

- ①職員倫理の更なる醸成、不正行為やハラスメントが発生しない組織の実現
- ②ＩＣＴ利活用能力等、これからの時代に則した人材育成・能力開発の推進
- ③前例踏襲ではなく常に改善・挑戦の意識を持つことができる組織風土の構築
- ④上司・部下、同僚間においてコミュニケーションが活発で一丸となって前進していく組織

具体的な取り組み：更なる働き方改革・より一層のＩＣＴの活用

Society 5.0（超スマート社会）時代にふさわしい更なるスリムで機能的な組織体制への転換に向けては、まずは、職員の意識改革が必要であり、一人ひとりが前例踏襲を改め、自治体を取り巻く社会状況の変化に対応していく高い意識を持つとともに、組織としてチャレンジする人材の育成に力を注がなければなりません。

このような組織風土を醸成したうえで、更なる事務の見直し、業務効率化を図るなどの働き方改革を進めることに加え、より一層のＩＣＴの活用の取り組みを推進することなどにより、職員の力を新たな市民サービスの向上につなげるとともに、長時間労働の是正により、ワークライフバランスの推進、時間外勤務手当等の人件費抑制に努めます。

実 績	① データアカデミー研修の実施。 ② 長時間労働の是正。 ＜時間外勤務時間数の削減率（前年度対比）：約9.0％＞
説 明	① より一層のＩＣＴの活用の取り組みを推進するために、データ利活用能力の向上を目的に全6回で実施しました。研修の成果として、新たな市民サービス向上につなげるための事業案を4件立案し、1事業を実施済みです。残3事業は次年度以降の実施に向けて、事業内容を精査していきます。 ② ＰＣシャットダウンシステムの活用や業務の平準化をはじめとした所属長による労務マネジメントについて、引き続き徹底を図るとともに、各部署で時間外勤務の削減目標を定め、その達成に向けて取り組むことにより、時間外勤務時間数は前年度対比で約9.0％の減となりました。

具体的な取り組み：狭隘な庁舎内でのスペースの確保

新型コロナウイルス感染症対策における、いわゆる新しい生活様式の中で求められる状況下において、狭隘な庁舎内においてもスペースを最大限有効活用できるよう、文書保管および執務スペースの整理を図る必要があります。

まずは、部内において無駄を省いたオフィスレイアウトの構築に早期に取り組み、それを全庁的に拡充することにより、来庁市民の待合スペース等の確保や、職員の執務時における距離の確保

保に努めます。

実 績	① 既存書庫の整理。 ② ファイリングシステムの全庁導入の決定。 ③ ファイリングシステムの先行導入課において約 30 m ² のスペースを創出。
説 明	① 所管書庫について、割り当てた棚の使用状況が不明な課に問い合わせる必要な整理を依頼するなど、整理に着手しました。 ② ファイリングシステムについて、適正な文書管理の推進等に効果があるものとして、庁内委員会において、令和 3 年度から全庁的に導入することを決定し、対象部署をブロック分けし、目標達成年度の令和 5 年度にかけて順次行います。 ③ ファイリングシステムのモデル実施の結果、本庁舎別館 6 階において創出できたスペース約 30 m ² と総務管理室（総務管理担当）の本館への移転に伴って生じた空スペースを活用し、W e b 会議室などを設置しました。

具体的な取り組み：市有財産の有効活用による財源確保

未利用となっている市有地については、現状把握に努め、活用に向けた条件整備等を行い、売却や貸付の実施に向けた取り組みを進めます。

また、平成 30 年 7 月から開始した、枚方市市有資産民間提案制度により、ニッペパーク岡東中央（岡東中央公園）をはじめ 7 件のネーミングライツ契約締結の実績を上げましたが、今年度においても、総合文化芸術センターや総合体育館など新たな対象施設を選定し、引き続き枚方市市有資産民間提案制度を推進するとともに、旧都市計画公園茄子作公園用地など不要地の処分を行い、より効果的な市有資産の活用に向けた取組みを進め、財源確保に努めます。

（効果額：54,000 千円）

実 績	① 未利用地の有効活用＝売却や貸付の方向性の検討を進めるとともに一部売却を実施。＜売却合計 839.81 m ² 売却総額 56,696 千円＞ ② ネーミングライツ＝総合文化芸術センター本館で令和 3 年度から 5 年間のパートナー契約を締結。＜大小ホールなど 4 施設 ネーミングライツ料 16,100 千円/年 ※令和 3 年度は施設オープン後の月額＞
説 明	① 未利用地の集約を行い、売却や貸付などの活用方策の検討を進めました。今後、条件整理が整ったものから入札等を実施します。また、未利用地に関する情報をホームページで公表するなど、民間事業者のアイデアやノウハウを活かした提案を募ります。 ② これまでに 11 施設で契約を締結してきましたが、個別 P R 訪問で「コロナ禍で応募が困難」や「費用負担が課題」などの意見を踏まえ、今後「市有資産民間提案制度」により、応募希望者の提案を踏まえた募集要項を作成するなど柔軟な対応を図ることで、更なる増加を目指します。

具体的な取り組み：調査員の確保と研修の実施 <国勢調査>

今調査では約 1,200 人の調査員が必要となることから、広報やホームページを通して調査員の確保に取り組むとともに、新型コロナウイルス感染症対策として新たにメールフォームから応募できる方法を導入し、応募者同士が密にならないようにします。また、調査員が業務内容や意義を認識し、行動できるよう調査員研修を実施します。

実 績	① 調査員を確保。 <調査員：948 人（うち市職員：64 人）> ② 調査員申込メールフォームの設置。 <メールフォームによる回答数（割合）：143 件（約 15%）>
説 明	① 調査員確保のため、市ホームページや広報ひらかたに加え、民間の求人誌やチラシ等にも掲載を行い、広報活動に努めましたが、コロナ禍ということもあり、当初予定人数を下回る結果となりましたが、事務分担や配置見直し等を行うことにより、適切な業務運営につなげることができました。 ② 事務所の申込受付に加え、新たにメールフォームを設置したことにより、約 15%がこれにより応募されました。非常に有効であった為、次回も周知を図り拡充していきます。

具体的な取り組み：円滑な調査の実施に向けて <国勢調査>

生活スタイルの多様化等に対応できるよう、いつでも回答ができるインターネット回答の推進を図ります。また、オートロックマンション等に対応するため、マンション管理組合や管理人に対して積極的な周知を行い、円滑な調査の実施に努めます。

実 績	① インターネット回答の推進。<ネット回答率（速報値）：36.3%> ② 管理人等へ調査の周知活動を実施。
説 明	① インターネット回答を推進するため、市独自でネット回答推進チラシを作成し、調査票と共に配布しました。今後もさらなるネット回答率の上昇を目指します。 ② オートロックマンションやその他集合住宅等へ調査周知依頼を行うとともに、管理人等に空き室情報の提供を求めることで、円滑な調査につなげることができました。

具体的な取り組み：広報・情報発信 ＜国勢調査＞

今回で国勢調査は開始 100 年目を迎えます。国勢調査の重要性及び再認識させ、積極的に広報やホームページ等で情報発信を行うことで市民の理解と関心を高めます。

実 績	① 広報活動の実施。
説 明	① 調査回答促進のため、広報ひらかたや市ホームページへの掲載、市 SNS への投稿等の広報を実施しました。今後も調査の重要性を周知し、市民の理解と関心を高めて回答につながるよう努めていきます。

具体的な取り組み：市民及び調査員の安全対策 ＜国勢調査＞

新型コロナウイルス感染症対策として、調査員研修時間の短縮や調査員と市民の対面を避けた調査方法の検討など、市民及び調査員の安全確保に取り組めます。

実 績	① 市民と非対面の調査方法を実施。
説 明	① これまでは、市民と対面して調査票を手渡しで配布・回収を行っていましたが、インターホン越しで会話し、調査票は郵便受けへ投函、インターネットまたは郵送で回収を行うことで市民との対面を最小限にとどめることにより、安全対策を徹底しました。

令和2年度
(2020年度)

観光にぎわい部の取り組み実績

＜部長の方針・考え方＞

- ①新型コロナウイルス感染症で影響を受けた市内事業者への支援の実行
- ②新しい生活様式をふまえた観光施策とにぎわいづくりの推進
- ③総合文化芸術センターオープン前後における多彩なジャンルの事業展開
- ④枚方宿と東部地域の活性化に向けた具体的検討
- ⑤文化財とスポーツを活用した観光施策の検討と実践

具体的な取り組み：新型コロナウイルス感染症の影響を受けた市内事業者への支援

新型コロナウイルス感染症の影響を受けた市内事業者を支援するため、飲食店が販路拡大を目指して実施するデリバリーサービスを助成する「デリバリー支援事業」をはじめ、市内でテナント運営を行う事業者のうち大阪府の支援金の対象とならない事業者支援として「事業継続固定費支援金」を実施するほか、緊急融資の認定や信用保証料の補給などの資金繰り支援に取り組めます。

また、「事業者支援総合相談窓口」を設置し、国・府も含めた各種支援策の最新情報を提供するとともに、社会保険労務士・行政書士を配置し専門相談にも対応します。さらに、これからの新たな生活様式に対応した支援策の検討を進めるなど、市内事業者に対し継続した支援に取り組めます。

実 績	① 「デリバリー支援事業」 ＜サービス利用料支援額（事業者）：1,282,630円 ポイント付与件数（個人）：12,870件＞ ② 「事業継続固定費支援金」＜交付件数：464件＞ ③ 「事業者支援総合相談窓口」 ＜相談受付件数：4,546件（うち専門相談81件）＞
説 明	① 事業者向けでは出前館、LINEデリマでデリバリーサービスを開始した市内飲食店に対しサービス利用料を補助し、個人向けでは出前館、LINEデリマを利用し市内店舗から市内へ配達を依頼した場合、1,000円以上の購入でLINEポイント500ポイントを付与しました。 ② 市内においてテナント契約で事業を営み、府の支援金の対象とならない事業者に対し、市内事業所1か所につき10万円を交付しました。 ③ 各種支援策の最新情報の提供及び社会保険労務士・行政書士による専門相談を実施するとともに、「セーフティネット保証4号」「セーフティネット保証5号」「危機関連保証」といった一般保証とは別枠の保証の対象とする資金繰り支援を実施しました。 今後の取り組みとして、市内の感染症対策店への支援として、「小規模事業者事業継続支援金」や「備品購入補助金」を支給するとともに、「プレミアム付商

	品券事業」の実施を通して地域における消費を喚起・下支えします。また、令和2年度に引き続き「事業者支援総合相談窓口」を設置し、国・府も含めた各種支援策の最新情報の提供や専門家を配置し専門相談にも対応します。
--	--

具体的な取り組み：ネットワーク等を活用した観光推進と「にぎわい」の復興

新型コロナウイルス感染症対策の一環として、市内の観光資源を紹介する「バーチャルツアー」動画をY o u T u b eの市公式ホームページへ配信するほか、テイクアウト・デリバリー紹介サイトの情報発信を5月から開始します。

また、国の観光需要喚起策である「G o T o キャンペーン」を活用するとともに、文化財をはじめ、スポーツ、商工業、農業を「観光」や「にぎわい」のキーワードで連携を図り、民間企業等と共に魅力あるコンテンツを組み合わせた多彩なツーリズムの開発を進めます。加えて、友好交流都市事業の一環として、各都市の魅力ある観光資源についてV R技術を用いた動画をオンラインで情報発信するとともに、新型コロナウイルス感染症の収束後に、新たなにぎわいづくりや市の魅力向上、交流人口の増加に繋がるイベント等を速やかに開催できるよう準備を進めます。

実 績	① 「バーチャルツアー」動画の公開。＜動画数：6件＞ ② 地域産業資源を活用したツーリズムの開発。 ③ 天の川・七夕伝説P R情報誌の発行。＜発行数：18,000部＞
説 明	① 地域の魅力をY o u T u b eで発信するバーチャルツアーを作成し、公開しました。 ② お茶の京都DMOが主催するバスツアーのコースに百済寺跡を組み込み、地域産業資源の発信に結びました。引き続き、広域連携や地元の民間団体などと連携しながら観光コンテンツや様々なツーリズムの開発・充実に取り組めます。 ③ 枚方・交野天の川ツーリズム協議会において、七夕の啓発や天野川沿川の散策コースと店舗を紹介する情報誌「カタカタおさんぽm a g a z i n e」を発行しました。情報誌の効果を検証しつつ、令和3年度も発行します。

具体的な取り組み：枚方市若手芸術家支援事業「アート・スプラウト WEB版」の開設

新型コロナウイルス感染症の影響により、活躍の場が失われている枚方ゆかりの若手アーティストに発表の機会を提供（支援）する動画配信事業を6月から開始します。枚方市アーティストバンクの登録者から参加を募り、撮影した音楽やダンス等の実演をY o u T u b eの市公式ページに配信するもので、クラシック音楽から日本舞踊までさまざまなジャンルの若手芸術家を紹介します。併せて、登録者を増やし、美術工芸ジャンルのビジュアルアーツにも対象を拡大するとともに、映像・音質を向上させるなど、本格実施に取り組めます。

実 績	①Y o u T u b e の市公式ページで実演動画を配信。＜配信実績：16 組＞
説 明	① 枚方市アーティストバンクに登録している若手芸術家に出演を依頼し、パフォーマンスのクラシック音楽 11 組、ダンス 3 組、日本舞踊 1 組、津軽三味線 1 組の計 16 組に実演をしていただきました。 また、配信できなかった、美術工芸分野のビジュアルアーツについては、本格実施に向けて検討を進めました。

具体的な取り組み：枚方市総合文化芸術センターの整備とオープン前後に向けた取り組み

現在整備中の枚方市総合文化芸術センターについては、新型コロナウイルス感染症の影響で工事が一時中断しましたが、令和 3 年 9 月のオープンに向けて、整備を着実に進めていくとともに、施設の維持管理だけでなく、これまでのソフト事業をより発展・強化できる事業者を選定します。

センターは市駅周辺再整備の契機となることから、オープン前後において、魅力的で多彩なジャンルの事業を数多く展開し、市駅周辺地域全体の魅力向上や活性化を促進します。併せて、総合福祉会館との連携や社会包摂の趣旨を踏まえた事業を実施するなど、センターに携わる利用者の裾野を広げ、本市の文化芸術の拠点施設として市民に愛される施設となるよう、開館準備業務に取り組みます。

また、ネーミングライツパートナーを公募し、企業等の協力により、施設の管理運営を行います。

実 績	① 令和 2 年 8 月に総合文化芸術センター使用等に関する市民説明会を実施。 施設の管理運営を行う指定管理者を指定し、令和 3 年 9 月のオープンに向け開館準備業務を実施。＜市民説明会：5 回、出席者約 250 人＞ ② ネーミングライツパートナーを公募し、センター内の 4 施設の契約（令和 3 年 4 月～令和 8 年 3 月）を締結。＜契約件数：4 件、年額：1,610 万円＞
説 明	① 令和 2 年 8 月 28 日、29 日に、総合文化芸術センター使用等に関する市民説明会を実施し、当初 4 回を想定していましたが、出席希望者多数のため 1 回追加し、計 5 回で約 250 人が出席しました。 令和 3 年 3 月竣工予定が、新型コロナウイルス感染症の影響により、5 月竣工に変更となりましたが、予定どおり 9 月オープンに向けて準備を進めました。 プレゼンテーションにより指定管理者を選定後、議会の承認を経て指定し、開館準備業務を進めるとともに、オープニングイヤー企画の検討を進めました。 今後、オープニングイヤー企画については、令和 3 年度～令和 4 年度にかけて、順次取り組みます。 ② ネーミングライツパートナーと契約を締結したことにより、施設の維持管理費に充てる次の財源（年額）を確保することができました。学校法人関西医科

	大学と枚方信用金庫がパートナーとなり、施設の愛称、ネーミングライツ料は、「関西医大 大ホール」1,050 万円、「関西医大 小ホール」300 万円、「ひらしんイベントホール」150 万円、「ひらしん美術ギャラリー」110 万円です。
--	--

具体的な取り組み：枚方宿を中心とする観光施策の推進と東部地域の活性化

本市の地域資源の一つである「枚方宿」について、同地区の活性化及び観光客の誘客を図るため、淀川、枚方宿、枚方市駅周辺のそれぞれのエリアを面で捉えた施策を推進する観光施策プロジェクトチームを設置し、枚方宿地区内における観光拠点機能の整備について検討を行います。

また、北河内唯一の農業振興地域である東部地域について、貴重な農空間や里山など自然環境豊かな地域特性を生かした取り組み（活性化策）などについて、東部地域活性化プロジェクトチームを設置し、様々な観点から検討を進めるとともに、観光施策に活用できる空間の情報収集に努めます。

実 績	① 観光に関するプロジェクトチームの設置及び枚方宿地区活性化の検討。 ② 東部地域活性化プロジェクトチームの設置及び課題抽出。
説 明	① 観光に関するプロジェクトチームにおいて、地元と意見交換を行うとともに、先進地を視察し事例研究を行いました。また、にぎわいづくりのきっかけとなるイベントを企画検討するとともに、枚方宿地区に整備を検討している観光交流施設のあり方や機能について話し合いを行いました。令和3年度も引き続き枚方宿地区の観光活性化・賑わい創出の実現に向け、民間活力を活用した観光交流施設の整備について検討を進めます。 ② 東部地域の資源を生かした地域活性化を検討するため、東部地域活性化プロジェクトチームを設置し、地域住民との意見交換等を行いながら活性化に向けた課題を抽出しました。今後は具体的な取り組みの実施に向けて、地域や事業者、関係部署と連携を図りながら引き続き検討を進めます。

具体的な取り組み：農業振興の推進と市内大学と連携した都市農業の活性化

平成30年度より実施しているパイロット事業「ちょっと本気の野菜づくり講座」の検証結果を踏まえて、シルバー世代を中心に農業の新たな担い手を育成する効果的な事業展開を検討します。さらに、継続した農業従事に意欲ある講座修了生の受け入れ体制づくりやグループ就農の仕組みづくりを確立するとともに、農地銀行の活用や農地中間管理機構との連携等により、遊休農地の利活用につなげます。

さらなる都市農業の活性化を図るため、特産物（農産物）の創出や市内商工業者と、摂南大学農学部との連携を図り、枚方産農産物の特産化や6次産業化に取り組めます。

また、農業委員と農地利用最適化推進委員の任期が令和2年7月19日に満了となるため、新たに令和2年7月20日から3年間の任期となる候補者を枚方市農業委員等候補者評価会議にて

選定します。

実 績	① シルバー人材センターとの連携により、シルバー世代が農業に参画できる体制を構築。 ② 農地銀行を活用した農地のマッチング。＜新規の利用権設定面積 19,426 m²＞ ③ 摂南大学との連携による「すももサイダープロジェクト」の起ち上げ。 ④ 市内商業者と連携した枚方産農作物の商品開発。＜さつまいも鯛焼き 13,300 袋、枚方ビールカレー 2,000 箱＞ ⑤ 新たな枚方市農業委員及び農地利用最適化推進委員の選定。＜枚方市農業委員 15 人、農地利用最適化推進委員 8 人＞
説 明	① 準農家育成講座は民間主体による実施へ移行し、併せて、シルバー人材センターとの連携により、年間を通じた農地管理や農作業に関する受託メニューを拡大することで、シルバー世代が農業に参画しやすい体制を構築するとともに、農地所有者にチラシを配布する等の周知を行いました。今後も引き続きシルバー人材センターとの連携を図り、効率的な事業展開を検討します。 ② 準農家育成講座の修了生が貸借設定した農地を含め、新たに約 1.9 ヘクタールの農地において利用権設定を行いました。今後も、農地の遊休化を防ぐため、意欲ある農業従事者が農業に従事できるよう、農地銀行等を活用した農地のマッチングに取り組みます。 ③ 令和 2 年 4 月に摂南大学農学部が開設されたことから、令和 3 年 3 月に農業振興及び食に関する連携を追加した包括連携協定を新たに締結しました。また、6 次産業化に向けて、杉地区のすももを活用した「すももサイダープロジェクト」を起ち上げ、令和 3 年度の試作品作りに向けて検討を進めました。今後も引き続き、農業従事者とも連携を図りながら、商品化に向けて具体的に検討を進めます。 ④ 市内商業者と連携して、市内農家が栽培したエコ農産物のサツマイモ 600kg を活用し、枚方産さつまいも鯛焼きの商品化を行い、令和元年度の約 4.4 倍となる 13,300 袋を限定販売しました。また、令和 2 年度は市内スーパーのみならず、市外や府外等でも販売を行うことで、商品を広く PR しました。さらに、枚方産たまねぎを使った枚方ビールカレーの商品化を行い、2,000 箱を限定販売しました。今後も引き続き、農業従事者や市内商業者と連携を図りながら、市場ニーズに応じた商品開発を検討します。 ⑤ 令和 2 年 7 月 20 日からの任期となる新たな枚方市農業委員及び農地利用最適化推進委員について、候補者 23 人（農業委員 15 人、農地利用最適化推進委員 8 人）に対し、4 月に農業委員等候補者評価会議を開催し、新たな農業委員等 21 人の選定を行いました。

具体的な取り組み：起業支援のブランド化とICTを活用した商工業の振興

これまで創業する機会の少なかった世代に向けて、創業意識を啓発する新たな取り組みを展開し、さらなる創業環境の充実とブランド化を進めるため、新型コロナウイルス感染症予防対策を確保した上で、市駅周辺の民間商業施設等と連携した新たなパイロット事業に取り組みます。併せて、パイロット事業と地域活性化支援センターの機能を連携させることで、本市の創業支援環境の充実を図ります。

また、NICT（国立情報通信研究機構）等と連携し、ICTを活用した実証実験を検討するなど、市内中小企業における課題の解決につながる支援に取り組むとともに、市内事業者への支援を継続して行います。

実 績	① 産学公連携フォーラムの開催。 <開催回数：1回 参加者：84人>
説 明	① 新型コロナウイルス感染症の影響により、協働の事業主体であるひらかた地域産業クラスター研究会が活動されないなど、NICTとの連携による地域経済の活性化策の協議・検討は下半期以降にずれ込みましたが、令和3年1月23日（土）に「AIは活用できる！最新テクノロジーの実装と生産性向上」をテーマに、市内事業者による過去の取組み事例の発表を含んだ「産学公連携フォーラム」をオンライン開催しました。今後も引き続き、NICTと連携を図り、市内中小企業の抱える課題解決に繋がる具体策を検討し、その内容を「産学公連携フォーラム」を通じて市内事業者と共有化を図ることで支援につなげていきます。

具体的な取り組み：歴史文化遺産の保存とさらなる活用

特別史跡百済寺跡、史跡楠葉台場跡、枚方宿など先人から伝えられてきた多様な歴史文化遺産について、記録・保存するとともに、歴史の薫り豊かなまちづくりや観光施策への活用・展開を図り、まちへの誇りと愛着を育むため、各種イベントの開催や再現イメージの効果的な伝達方策等について検討します。

「特別史跡百済寺跡」再整備工事については、東南角地の整備と公園東側の基盤整備、築地堀の復元実施設計を行うとともに、関連する由緒のある自治体との交流事業の可能性（友好交流資料館提携や物産紹介など）について協議検討を進めます。

また、枚方宿鍵屋資料館や旧田中家鋳物民俗資料館においては、新型コロナウイルス感染症予防対策を確保し、安心して見学や講座等を行うことで、幅広く市民に歴史文化を楽しんでいただく事業に取り組みます。

実 績	① 国史跡・牧野車塚古墳史跡保護事業、府天然記念物・枚方田中邸のむく樹勢回復事業の実施のほか、歴史文化遺産の記録・保存を実施。 <埋蔵文化財調査：38件（延べ215日）、建造物調査2件、美術工芸調査1
------------	---

	件、写真調査 1 件、文書調査 2 件、民具調査 8 件＞。 ② 各種イベントを開催するとともに再現イメージの効果的な検討を実施。 ＜文化財関連講座・イベント 13 件（うち 5 件中止）、文化財説明板の新設 5 件・修繕 4 件、文化財展示会 3 箇所＞ ③ 特別史跡百済寺跡の東南角地擁壁工事、一部の造成等基盤整備、遺構及び参道の表層舗装。＜事業費：61,674 千円＞ ④ 枚方宿鍵屋資料館及び旧田中家鋳物民俗資料館における歴史文化に親しめる展示や講座の開催。 ＜枚方宿鍵屋資料館：入館者 3,784 人、小中学校の見学者数 308 人（延べ 6 校）、企画展 4 件、ミニ展示 2 件、主催講座 12 件＞ ＜旧田中家鋳物民俗資料館：入館者数 3,874 人、小中学校の見学者数 1,361 人（延べ 18 校）、企画展 3 件、主催講座 10 件、体験工房講座 14 件＞
説 明	① 平成 30 年台風 21 号による被害を受けた牧野車塚古墳の墳丘の復旧・養生や、樹勢の衰えが著しい田中邸のむくについて土壌改良及び幹の養生等を実施するとともに、土木工事等により失われる埋蔵文化財の記録保存のための発掘調査、国登録有形文化財の登録に向けた旧枚方宿の町家調査等、各種調査を実施しました。今後も引き続き、所有者・事業者の協力を得ながら、これまで受け継がれてきた文化財を次世代に繋いでいきます。 ② 大阪工業大学の協力で百済寺創建時の様子を A R 技術で再現することについて研究したほか、復元図を実背景と重ねて過去の建物の様子を実感してもらえる透過パネル 2 基を百済寺跡に設置しました。今後も引き続き、I C T の活用について検討を行うとともに、広い世代に文化財に親しんでいただけるような取り組みを進めます。 ③ 特別史跡百済寺跡再整備実施設計に基づき、東南角地の擁壁工事を行ったほか、南院及び東北院箇所の一部分の造成等基盤整備、遺構及び参道の表層舗装を行いました。令和 3 年度は、外郭築地堀の実施設計や、公園東側の基盤整備を行なうとともに、説明板を設置します。 ④ 両資料館とも、新型コロナのため、長期休館となりましたが、開館中は、感染防止対策の徹底、コロナ追跡システムの利用呼びかけ等を行い、定員を見直した上で展示や講座を開催しました。 また、国立研究開発法人情報通信研究機構（N I C T）と連携し、資料館内及び展示解説の様子を 360 度映像で撮影した動画を Y o u T u b e にて閲覧できるようにするとともに、鍵屋資料館では、遠隔操作による非接触の館内案内を試験的に実践しました。鋳物民俗資料館では、コロナ禍で見学に来られない小学校向けに、教科書の単元に沿った展示解説を動画で作成し D V D の貸し出しを行いました。今後も引き続き、感染予防を徹底し展示・講座を開催するとともに、館外での展示等、身近に文化財を感じてもらえる取り組みを検討します。

具体的な取り組み：スポーツ施策の推進とスポーツツーリズムの創出

スポーツの持つ力や素晴らしさが社会の活力につながるよう、生涯スポーツや健康スポーツを通じた地域の活性化を図るため、新型コロナウイルス感染症予防対策を確保した上で、枚方市スポーツ協会等と連携したスポーツ施設以外の公園や河川堤防において、健康イベントを開催するなど、スポーツの価値を再実感できる事業に取り組めます。

地域資源を活用した歴史ウォーキング・ジョギング教室等をはじめ、市内の民間事業者や観光関連団体等と連携し、新たにオリンピック種目となったスポーツの紹介やニュースポーツの研究と普及促進などに取り組めます。また、地元スポーツチーム支援の検討プロジェクトチームにおいて、地元チームのPRを強化し、市民との交流機会や関連グッズの開発等に取り組めます。

野外活動センターについては、東部地域活性化プロジェクトチームと連携し、市内外から多くの利用者を呼び込むなど、教育キャンプ場から観光宿泊施設への見直しと活性化に取り組めます。

実 績	① 新春走ろうかいや市民オリンピック等を新たにオンライン事業として実施。 ② ニュースポーツの普及、地元スポーツチーム応援グッズ等の作成及び地域間連携強化のためのコーディネート。 ③ 野外活動センターの利用拡大及びPRの充実。
説 明	① 予定していたオリンピック・パラリンピック関連のスポーツイベント事業は、中止となりましたが、他の通年事業も併せてインターネット活用でオンラインによりコロナ禍でも可能なスポーツ補助事業を枚方市スポーツ協会が実施しました。 (1) 「新春走ろうかい」は、令和2年1月1日～17日の間、オンラインマラソンとして878名の参加 (2) スポーツ教室事業は、YouTubeチャンネルで21動画を配信し約36,000回の再生回数を記録 (3) ひらかた市民オリンピック代替えのチャレンジ動画は、381回再生 今後も引き続き、新しい生活様式も踏まえた地域スポーツ活動を推進します。 ② 新たなオリンピック種目スポーツ及びニュースポーツについては、11月開催のひらかた淀川ファミリーフェスタにてストラックアウト、輪投げなどスポーツ推進委員が啓発を実施しました。 地元スポーツチーム支援については、パナソニックパンサーズとFCティアモ枚方のさらなるPRのため、市役所庁舎内やニッペパーク岡東中央掲示板に試合結果などを掲示しました。また、FCティアモ枚方の応援旗を作成、ホームゲームで設置することで応援の一体感を醸成し、市民への周知を実施しました。 また、パナソニックパンサーズのホームチームとしての機運醸成と地域間連携強化のために、地域とのコーディネートを行い、五常校区での見守り隊実施や枚方校区での応援組織設立につなげました。

	今後も引き続き、地元スポーツチームとの連携を強化することで、スポーツによる地域活性化につなげる取組を進めます。 ③ 東部地域の資源を生かした活性化を検討するためにプロジェクトチームを設置し、地域住民との意見交換等を行いながら計 8 回の検討会議を実施し活性化に向けた課題を抽出しました。また、野外活動センターにおいて、新たな利用者を誘引するため、利用者視点に立ったホームページとして全面リニューアルを実施し、機能性の向上とトレンドに対応した Web デザインとイメージを刷新しました。 学校キャンプについては、コロナ禍で年度前期は閉鎖としていましたが、後期には 18 校の利用があり、その他交野市域のみで実施されていたトレイルランニング大会のコースに野外活動センターを含ませたことで約 500 人の参加者にセンターの新たな活用を P R できました。 今後も引き続き、貴重な自然資源を生かし、市内外から多くの利用者を呼び込めるアウトドアレジャーを楽しめる施設として、活性化に向けた取組を進めます。
--	--

具体的な取り組み：防災協力農地制度の構築とため池ハザードマップの作成

都市部の農地は空地として火災の延焼防止や一時避難場所、災害後の資材置場等として活用できることから、防災協力農地制度を構築し、当該農地の設定・周知を行います。

ため池については、台風等による堤防決壊に伴う水害等が想定されることから、適切な管理推進と防災意識の向上のため、「ため池管理マニュアル」や「ため池ハザードマップ」を作成します。また、枚方版「ため池管理マニュアル」を作成するとともに、防災重点ため池 16 個所について「ため池ハザードマップ」を作成し、管理者や市民に周知を図ります。

実 績	① 令和 3 年 3 月に枚方市防災協力農地登録制度要領を制定。 ② 水防ため池に指定されている 16 池のため池ハザードマップの作成。 ③ 枚方市ため池管理マニュアルの作成。
説 明	① 災害時の避難空間や復旧時の資材置場等として活用可能な農地を登録する防災協力農地登録制度の実施に向け、枚方市防災協力農地登録制度要領を制定し、広報やホームページ、農委だより等で制度の周知を図りました。今後も引き続き、制度の周知を図り防災協力農地の登録を促進します。 ② ため池が決壊した場合に下流への影響が大きい大阪府指定の「水防ため池」16 池について、令和元年度より 2 か年かけて「ため池ハザードマップ」を作成し、広報やホームページで公表し、市民への周知を行いました。今後も引き続き、ため池ハザードマップを活用して市民への意識啓発を行うことで、地域住民の自主防災意識の向上や災害時の被害軽減等につなげていきます。 ③ 集中豪雨や大規模地震等によるため池の決壊のリスクを最小限に抑えるた

	め、適切なため池管理に必要なポイントやルールをまとめた「枚方市ため池管理マニュアル」を作成し、市ホームページへ掲載するとともに管理者に配付しました。今後は、ため池の日常点検や定期点検に本マニュアルを有効的に活用することで、適切な維持管理につながるよう、さらなる周知徹底を図ります。
--	--

具体的な取り組み： 公園の整備と緑地保全や緑化推進によるみどり豊かな都市環境の創造

王仁公園については、現施設の指定管理運営と並行して、魅力あふれる公園のあり方を検討し、パークマネージメントの考え方を取り入れ、PPP／PFI手法等（P－PFIを含む）の導入による可能性を調査し、再整備の基本方針を定めます。また、香里ヶ丘中央公園については、香里ヶ丘地域の活性化につなげることを目的に、駐車場拡張等の整備を行うとともに、図書館と「みどりの広場」を一体的に運営し機能連携による賑わいづくりを進めるなど、リニューアルオープンに向けて取り組みます。緑化推進については、まちなか緑化の推進や公園・緑地の利活用の促進を効率的・効果的に推進できるよう、緑化に関わる市民活動の支援を行うとともに、里山保全についても、市民等による森林ボランティアや企業による環境貢献活動への支援などにより、里山の保全・活用を促進します。

4月の新型コロナウイルス感染症予防に係る緊急事態宣言の発令を受け、公園施設等においても、運動施設や大型遊具、駐車場等の利用制限に併せて利用方法の啓発看板の設置など3つの密を回避するための対策を講じ、利用者への情報伝達が的確かつ迅速に伝わるよう努めました。今後は、新たな日常の中での公園の社会的効用に関する情報発信と安全利用のための対策に取り組みます。

実 績	① 9月末から12月にかけて、初心者向けの里山楽校「未来に残そう！ ひらかたの里山」（6回の連続講座）を実施。＜受講者15名、修了者14名＞ ② 9月中旬から2月にかけて、経験者向けに「森林スペシャリスト育成講座（10回の連続講座）」を実施。＜受講者17名、修了者17名＞
説 明	① 初心者向けの里山講座で、市内の里山保全活動団体に講師を依頼し、各団体の日頃行っている作業を体験するという実習形式で実施しました。新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、最終講座及び修了式を行えず、団体加入の後押しができなかったため、団体へ加入した修了者は1名でした。各団体とも、高齢化が進んでいるため、新規加入者の獲得につながるよう、また、里山の魅力、里山保全の必要性を実感してもらえよう、今後も継続していきます。 ② 平成30年度から3年計画で、座学や動力機械を使つての実習などを取り入れ、中上級者向けボランティア育成講座として実施しました。令和3年度は、3年間の講座における効果を踏まえ、事業実施の要否について検証を行います。

令和2年度
(2020年度)

健康福祉部の取り組み実績

<部長の方針・考え方>

新型コロナウイルス感染症への対策や支援を最優先に、市民生活に寄り添う健康福祉施策を進めます。

- ①健康・医療・福祉・介護など健康福祉分野における相談窓口を集約し、市民にわかりやすい相談体制を整備します。
- ②関係団体や関係機関と連携を図りながら、各種計画の策定、条例制定を行い、健康福祉施策を推進します。
- ③全世代にわたる市民の健康と福祉の増進を図ります。

具体的な取り組み：新型コロナウイルス流行下における妊産婦への切れ目ない支援の充実

新型コロナウイルス感染症の流行が続く中、不安を抱える妊産婦に対し、妊娠・出産から子育て期までの切れ目のない支援として、マスクの配付及び50,000円の妊婦特別給付金の支給や、分娩前の新型コロナウイルス検査費用を補助します。感染した妊産婦に対しては、保健師等が訪問や電話等で、不安や孤立感の解消、育児技術の提供など寄り添った支援を行います。

また、感染症予防にも考慮し、妊産婦がより利用しやすい事業の展開として、動画教材のインターネット配信やオンラインを用いた相談、マタニティスクール等、積極的な情報提供や相談を実施します。集団で実施している乳幼児健康診査についても、一部を個別健診とするなど、健診内容を見直し、三密を避けて感染予防対策に努めながら実施します。

実 績	① 妊婦人につき、不織布マスクを10枚、布マスクを3～4枚配付。 <不織布マスク：1,742人、布マスク：2,165人> ② 妊婦特別給付金を支給。<1,688件> ③ 分娩前ウイルス検査費用の補助を実施。新型コロナウイルスに感染した妊産婦への寄り添い型支援の実施体制を構築。<検査費用の補助：180件、寄り添い型支援：0件> ④ 8月に市ホームページへ動画教材を掲載。 ⑤ 10月より妊婦オンライン相談を、12月より「ひらかた de オンライン産前産後クラス」を開始。<オンライン相談：1人、産前産後クラス：5回開催、延べ21人参加> ⑥ 個別健診を実施。<2,513件>
説 明	① 中国上海市長寧区より寄付のあった不織布マスクを、妊婦1人につき10枚郵送しました。また、厚生労働省より配付の協力依頼があった布マスクを郵送または妊娠届出時に配付しました。布マスク配付の際には、妊産婦総合対策事業（分娩前ウイルス検査、寄り添い型支援）の案内、動画教材（赤ちゃんのお世話）のチラシ、「赤ちゃんを迎えるための準備」（事故予防啓発）のリーフレットも併せて配付しました。 ② 枚方市における国の定額給付金の対象者で、令和2年4月28日時点で妊娠しており、令和2年6月1日までに妊娠の届出をした妊婦に申請書を配付し、申

	請があった妊婦 1 人につき 5 万円を支給しました。 ③ 大阪府及び大阪府内の政令市・中核市と協働で、国の定める要綱に基づき、「不安を抱える妊婦への分娩前ウイルス検査」「新型コロナウイルスに感染した妊産婦への寄り添い型支援」の実施体制を構築しました。新型コロナウイルス感染症に不安を抱える妊婦に対し、ウイルス検査にかかる費用について 1 回限り、2 万円まで助成しました。また、新型コロナウイルスに感染した妊産婦に対し、寄り添い型支援を案内し、希望の有無を確認しました。次年度についても、引き続き実施します。 ④ 市のホームページに、新生児の沐浴・赤ちゃんの抱っこ・おむつ交換について、3 種類の動画を掲載しました。今後は、動画が有効に活用されるよう周知に努めてまいります。 ⑤ 妊婦オンライン相談は、月 2 回（10 月は 1 回）、午前・午後の予約枠を用意しました。「ひらかた de オンライン産前産後クラス」は、妊産婦とその家族を対象とし、出産準備編として「1. 栄養・歯科・育児物品」「2. 家族の心構え」、産後の育児編として「3. みんなで子育て・赤ちゃんからの防災」の 3 つのプログラムで構成しました。2、3 については、大阪府と包括連携協定を結ぶ江崎グリコ株式会社と協働で実施しました。広報・ホームページへの掲載と妊娠届出時にチラシの配付を行い、周知に努めました。今後も、引き続き実施します。 ⑥ 令和 2 年 5 月から令和 3 年 3 月の間、4 か月児健康診査を集団健診から、枚方市医師会に委託し、個別健診にて実施しました。令和 3 年度からは、集団健診の回数を増やし、三密を避けて感染予防対策に努めながら集団健診を実施します。
--	---

具体的な取り組み：（仮称）枚方市成年後見制度利用促進計画の策定

平成 28 年に成年後見制度の利用の促進に関する法律が施行され、市町村は、国が定める成年後見制度利用促進基本計画を勘案し、市町村計画を策定するよう努めるとされたことから、（仮称）枚方市成年後見制度利用促進計画を策定します。策定にあたっては、枚方市社会福祉審議会へ諮問を行い、市民や事業所等からの意見をふまえて専門的な知見からの審議を頂き、答申を経て計画の策定を行います。

実 績	① 令和 3 年 3 月に令和 3 年から令和 6 年までの 4 年間を計画期間とする枚方市成年後見制度利用促進基本計画を策定。
説 明	① 枚方市成年後見制度利用促進基本計画の策定を枚方市社会福祉審議会に諮問し、調査審議を実施しました。成年後見制度に関する本市の現状及び課題を整理し、令和 3 年 1 月に答申を受け、今後の方向性や取り組みについて本計画に決めました。今後、本計画に基づき、支援を必要とする人を適切な支援につな

	ぐことにより、誰もが住み慣れた地域で安心した生活を送ることができるよう、成年後見制度の利用促進に関する取り組みを進めます。
--	--

具体的な取り組み：ひらかた高齢者保健福祉計画 21（第 8 期）の策定

本計画は、介護保険法で 3 年を 1 期として策定が義務付けられている介護保険事業計画と老人福祉法に基づく老人福祉計画を一体的に策定するもので、令和 3 年度から令和 5 年度までにおける介護給付等対象サービスや、地域支援事業の必要量の見込みなどについて定めるとともに、介護保険料の改定も盛り込んだ計画とするものです。

実 績	① 令和 3 年 3 月に、令和 3 年度～令和 5 年度を計画期間とする「ひらかた高齢者保健福祉計画 21（第 8 期）」を策定。
説 明	① 第 8 期計画では、「高齢者が生きがいをもち、自分らしく暮らすことのできるまちづくり」を基本理念とし、団塊世代の全ての人が 75 歳に到達する 2025 年（令和 7 年）、さらに団塊ジュニア世代が 65 歳以上となる 2040 年（令和 22 年）を見据え、令和 3 年度から令和 5 年度までにおける介護給付等対象サービスの必要量の見込みなどについて定めています。今後、この計画に沿って、地域全体で高齢者を支えるシステムの構築を推進します。

具体的な取り組み：全世代にわたる健康づくり

生活習慣病予防やその重症化予防を図るため、がん検診を受けて要精密検査となった方について、精密検査を必ず受けていただけるよう更なる受診勧奨に努めるとともに、国保データベース（KDB）システムのから糖尿病の治療中断者を抽出するなど、データを効果的に活用することで、糖尿病腎症の重症化予防を図るとともに、医療、介護、保健等のデータを活用し保健事業と介護予防の双方を一体的に実施できるよう体制を整備します。また、受動喫煙の防止および禁煙の促進については、健康保険による禁煙治療を開始した禁煙希望者に対し、治療終了後に治療費の自己負担分の補助を行うことで禁煙希望者の支援を行います。

これらの全世代にわたる健康づくりを推進していくにあたり、今年度から当部に移管された「ひらかたポイント制度」を活用し、特定健診や各種がん検診等の更なる受診促進のほか、健康のための運動習慣の定着促進、高齢者のフレイル予防と生きがいの増進の後押し等のポイント制度の積極的な活用やポイント利用促進についても健康づくりや介護などの分野に拡大し、ポイント制度の魅力増進に取り組みます。

実 績	① がん検診の要精密検査者への受診勧奨。 ＜令和元年度の各がん検診の精検受診率（肺がん 93.1%、大腸がん 68.9%、
-----	---

	胃がん 87.5%、乳がん 99.1%、子宮頸がん 84.5%)> ② 国保データベース（KDB）システムを活用した事業の実施。 糖尿病重症化予防事業（糖尿病腎症重症化予防プログラム参加者 34 人）の実施。 高齢者の保健事業と介護予防事業の一体的な実施のため、体制整備に向けた地域包括支援センターとの連携。 ③ 禁煙支援事業 令和 2 年 9 月から医療費と薬剤費の自己負担額上限 2 万円を補助する禁煙支援事業を開始。＜令和 3 年 3 月末日で治療開始 165 人の届出、治療終了 107 人の申請＞
説 明	① 一次検診実施医療機関から精密検査受診状況の報告が得られなかった場合、対象者への電話、手紙、訪問による受診勧奨を段階的に実施しました。 ② 枚方市国民健康保険特定健康診査結果から抽出された対象者に対して、主治医と連携の上、糖尿病腎症重症化予防プログラムを実施するとともに、平成 29 年以降プログラム修了者に対して事後フォローを実施しました。また、KDB システムから地域のデータを分析し、保健事業と介護予防事業の一体的実施に向けて地域包括支援センターと連携を図りました。令和 3 年度より日常生活圏域において事業をモデル実施し、令和 4 年度以降枚方全域での実施を目指します。 ③ 令和 2 年 9 月から健康保険が適用される禁煙外来において、通院を全て終了した者に、医療費と薬剤費の自己負担額上限 2 万円を補助する禁煙支援事業を開始しました。広報ひらかたで特集記事の掲載や三師会への周知を積極的に図り、令和 3 年 3 月末日で 107 人の申請がありました。また、禁煙治療終了後、引き続き半年間禁煙が継続している者には、ひらかたポイントを付与するなど、禁煙継続のサポートをしていきます。

具体的な取り組み：健康寿命延伸に向けた取り組み

各計画の目標達成に向けた成果指標の設定や取り組みの着実な推進が図られるよう評価できる体制を構築し、各ライフステージにおける必要な取り組みを行いながら健康に無関心な世代への取り組みを重点的に実施します。また、公民連携や地域協働による取り組みの促進や地域主導の取り組みへの支援を強化します。

実 績	① 令和 3 年 3 月に関係部署会議を開催し、国の「健康寿命延伸プラン」に即した取り組み実績と次年度の取り組みの充実について確認。
説 明	① 国が示した「健康寿命延伸プラン」や PHR（パーソナル・ヘルス・レコード）の活用促進を踏まえ、データの分析、活用に基づく事業立案や適切な評価指標の設定など、より効果的に取り組みを進める仕組みの構築と推進体制の充

	実を図ります。
--	---------

具体的な取り組み：高齢者のＩＣＴ利用促進に向けた基礎調査

新型コロナウイルスを想定した「新しい生活様式」を高齢者に推進するためには、スマートフォンやパソコンの所有状況、インターネットや電子決済の利用状況等を把握・分析し、対策を講じる必要があります。そこで、65歳以上の高齢者を対象としてＩＣＴ利用に関する基礎的な調査を実施するものです。

実 績	① 65歳以上の高齢者を対象として「通信機器の利用に関するアンケート調査」を実施。 ＜調査対象数（有効送付数）：111,611人（111,291人）、有効回収数（有効回収率）：52,221人（46.9%）＞
説 明	① 調査事項は、通信機器の保有状況、インターネットの利用状況などです。謝礼として500ポイントのひらかたポイントを進呈し、調査票の回収を進めました。 通信機器の保有状況は、携帯電話（いわゆるガラケー）のみを保有している人が約2割、通信機器を保有していない人が約1割でした。また、スマートフォン等の購入を考えない理由（複数回答）として、「必要性を感じない」が約6割、「使い方がわからない」が約4割、「お金がかかる」が約3割という結果となりました。 こうした調査結果をもとに、コロナ禍における「新しい生活様式」の実践に向け、高齢者のＩＣＴ利用を促進するための事業を実施します。

具体的な取り組み：救急医療体制の整備

本市には、休日や夜間の急病に対応する初期救急医療機関から高度救命救急医療機関まで、救急医療体制が整備されており、この機能を維持し、引き続き確保します。また、老朽化した医師会館及び休日急病診療所の市立ひらかた病院整備後の有効活用地への移転に伴う総合的な初期救急医療体制の再構築を進めるにあたり、運営及び費用負担等について、関係諸団体、諸機関と協議・調整を行います。

実 績	① 初期救急医療整備に係る経費補助を協議。 ② 1月に市立ひらかた病院側の敷地内の屋根（キャノピー）を設置。
------------	--

説 明	① 令和３年６月に完成する新医師会館内に、初期救急医療の拠点として枚方休日急病診療所、北河内夜間救急センター及び枚方休日歯科急病診療所を整備・集約するにあたり、市民の安全安心に大きく寄与することから、本市として一定の補助を行うため、枚方市医師会等との経費補助に係る協議を行いました。主な経費として、枚方休日急病診療所における整備費用、枚方休日歯科急病診療所における設備及び移設後に発生する恒常的費用の補助を行うものとし、北河内夜間救急センターでは移設費を、令和３年度当初予算において予算措置しました。今後、令和３年度中にすべての初期救急医療機関を移設し、初期救急医療体制の再構築を進めていきます。 ② 新医師会館に隣接する市立ひらかた病院の二次救急医療との連携強化を図るため、市立ひらかた病院側の敷地内の屋根（キャノピー）の延長工事を行いました。今後、令和３年度中に新医師会館側のキャノピーの設置工事を行い、二次救急医療機関への後送が必要な患者を車椅子やストレッチャーによって円滑に移送します。
-------------------	---

具体的な取り組み：骨髄バンクドナー支援事業

ドナー及びドナーが従事している事業所に対し、ドナーが通院（検査）・入院に要した日数に応じて奨励金を交付することにより、骨髄等移植及びドナー登録の推進を図るため、骨髄バンクドナー支援事業を創設します。

実 績	① ８月３１日に「枚方市骨髄バンクドナー支援事業実施要綱」を制定。 枚方市骨髄バンクドナー助成金の交付制度を９月１日に創設。 ＜助成金交付件数 ドナー：２件 事業所：１件＞
説 明	① 枚方市民を対象に、公益財団法人日本骨髄バンクが実施する骨髄・末梢血幹細胞提供あっせん事業において、骨髄又は末梢血幹細胞の提供を行った者（ドナー）及びドナーが所属する事業所に枚方市骨髄バンクドナー助成金を交付する制度の運用を開始しました。 ドナーが骨髄等の提供に係る通院、入院又は面談に要した日数を交付対象日数（上限７日間）とし、ドナーに対しては交付対象日数に２万円を乗じて得た額、事業所に対しては交付対象日数に１万円を乗じて得た額を交付します。助成金を交付することにより、ドナーが骨髄等を提供しやすい環境を整え、骨髄等の移植の推進を図ります。

具体的な取り組み：特別定額給付金の給付

国が決定した特別定額給付金について、世帯構成員１人当たり１０万円を給付するに当たり、申請に基づき適確に交付事務を進めます。

実 績	① 特別定額給付金申請書に基づき給付。 <給付件数：181,123 世帯 399,664 人>
説 明	① 令和 2 年 4 月 27 日において、枚方市の住民基本台帳に記載されている者が原則対象となり、令和 2 年 9 月 15 日を期限として申請受付を行いました。対象者数の 99.7%の方が申請され、1 人当たり 10 万円の給付を行いました。

具体的な取り組み：健康福祉総合相談窓口について

地域共生社会の実現に向けて、健康・福祉・子育て・介護・障害・生活困窮などの複合する課題に対応できる「健康福祉総合相談担当」の窓口を設置し、多種多様な悩みを抱えた方々の相談や課題に対し、関係機関との情報共有など、連携して円滑かつ適切に対応できるように取り組みます。

また、新型コロナウイルス感染症拡大により市民生活に大きな影響を及ぼすこととなった為、新たな窓口として「コロナ関連生活支援コールセンター」を開設し、新型コロナウイルス感染症対策として新たな施策や拡充された制度などの情報提供や適切な相談窓口を紹介するなど迅速な対応を行っていました。今後は新型コロナウイルス感染症の減少に伴い、生活支援コールセンターの体制を縮小しつつ、第2波を見据えた対応に努めます。

北部支所にある「すこやか健康相談室（北部リーフ）」においては、北部エリアの乳幼児の発達支援や育児相談、健康相談や健康づくりの啓発活動を行っていますが、今後は「健康福祉総合相談担当」の機能である福祉分野に係る相談なども受ける体制を整備します。

実 績	① 「健康福祉総合相談担当」窓口の設置 <生活困窮関係相談件数:4,787件（内、継続相談1,160件） その他、総合相談関係相談件数：921件（内、継続相談304件）> ② 令和2年4月24日から6月12日まで生活支援コールセンターを開設。 <相談件数：電話1,646件、メール・FAX70件> ③ 令和2年11月より「健康福祉相談センター（北部リーフ）」に社会福祉主事を配置し、健康・福祉に関する相談を4,212人（うち福祉相談121人）に実施。
説 明	① 地域住民の複合・複雑化した支援ニーズに対応するため「健康福祉総合相談担当」窓口を設置し、関係機関との連携を図りながら包括的な支援に取り組みました。今後、相談支援体制のより一層の強化を図るため、「対象者の属性を問わない相談支援」、「多様な参加支援」、「地域づくりに向けた支援」を一体的に実施し、支援ニーズに対応する包括的な支援体制を整備する重層的支援体制の構築に向け取り組みます。 ② 新型コロナウイルス感染症対策に係る新たな施策の案内やその担当部署への引継ぎを行うことにより、制度の周知や制度利用の促進を図るなどの支援を行いました。 ③ 「健康福祉相談センター（北部リーフ）」の体制を整備し、身近な地域で妊娠、子育てに関することから高齢者、福祉相談など多種多様な方々へのきめ細やかな相談に繋げることができました。

具体的な取り組み：住居確保給付金の支給対象拡大への対応

新型コロナウイルス感染症の拡大等の影響により、住居を失うおそれが生じている方への支援を拡大することが重要となっていることから、住居確保給付金の支給要件の緩和が実施されるなど、それら支給対象拡大への対応に適切に努めます。

また、住まいに関する課題のみでなく、生活資金そのものに困られている方への支援にも対応するため、市民会館大ホールロビーにて社会福祉協議会の緊急小口資金、生活総合資金の貸付相談との合同受付窓口を設置しました。様々な課題を抱える生活困窮者に対して、一人ひとりの状況に合った他制度の紹介・案内等を含めた包括的な支援を行います。

実 績	① <令和2年度 住居確保給付金申請件数 274件。> ② 合同受付窓口については、令和2年5月11日～6月12日まで開設。
説 明	① 新型コロナウイルス感染症の感染拡大を踏まえ、住居確保給付金の支給要件が緩和され、それに伴い支給件数が急増したことに対応しました。令和3年度についても、一定数の申請が見込まれるため、引き続き適切な支給に努めます。 ② 住居確保給付金の相談に訪れた方に対し、住まいに関する課題以外の生活資金などの相談に対応するため、市民会館大ホールロビーにて社会福祉協議会との合同受付窓口を設置し、相談者のニーズや課題を踏まえた包括的な支援を実施しました。

具体的な取り組み：枚方市障害福祉計画（第6期）・枚方市障害児福祉計画（第2期）及び枚方市障害者計画（第4次）の策定について

令和2年度末の計画期間の完了に伴い、令和3年度から5年度を計画期間とする、枚方市障害福祉計画（第6期）・枚方市障害児福祉計画（第2期）（以下福祉計画等）を策定します。

また、従来の計画期間が10年間で、終期を平成33年度末（令和3年度末）までとしていた枚方市障害者計画（第3次）改訂版についても、社会状況の変化に柔軟な対応ができることや、両計画の整合性を図ることができるといった観点から、計画終了を令和2年度末に前倒し、計画期間を6年間としたうえで、第4次計画を福祉計画等と並行して策定します。

実 績	① 枚方市障害福祉計画（第6期）・枚方市障害児福祉計画（第2期）及び枚方市障害者計画（第4次）を策定。
説 明	① 当事者等に対するアンケート調査を実施したほか、枚方市社会福祉審議会障害福祉専門分科会を開催し、専門的な見地から意見を聴取し、枚方市障害福祉計画（第6期）・枚方市障害児福祉計画（第2期）及び枚方市障害者計画（第4次）を策定しました。今後はこれらの計画に基づき、障害者施策の推進及び、障害福祉サービスの見込み量や整備の方向について、進捗管理や状況把

	握に努めてまいります。
--	-------------

具体的な取り組み：（仮称）枚方市手話言語条例の制定

市民の手話への理解と普及を進めるとともに、聴覚障害者の自立と社会参加の促進を図り、すべての市民が安心して共に生きる地域社会の実現を目指し、（仮称）枚方市手話言語条例の制定に向け取り組みます。

そのため（仮称）枚方市手話言語条例策定審議会を設置し、当事者や関係団体も交え幅広いご意見をいただくとともに、庁内関係部署による議論も深めながら制定します。

実 績	① 手話でつむぐ住みよいまち枚方市手話言語条例を制定。
説 明	① 令和２年度の１年間に渡り、（仮称）枚方市手話言語条例策定審議会で審議を行い、１２月には市民意見聴取を実施し、１月に審議会より答申を得て、３月定例会で条例制定案は可決され、手話でつむぐ住みよいまち枚方市手話言語条例の制定に至りました。令和３年度は市民に対し、条例の周知・啓発を行うとともに医療機関・事業者向けに合理的配慮についての啓発にも努めます。

令和2年度
(2020年度)

保健所の取り組み実績

<部長の方針・考え方>

保健所は公衆衛生の向上及び増進を目的とし、健康危機管理対策（災害時対応、食中毒・感染症対策等）をはじめとする対人サービス（感染症、難病、精神保健対策等）及び対物保健（医事・薬事、食品・環境・動物衛生等）を実施しています。新型コロナウイルス感染症対策においても、患者や家族の人権に配慮しつつ、国や大阪府、関係機関との連携の下、予防啓発から発生動向の把握、疫学調査及び必要な措置・支援を行い、感染症のまん延防止に努めています。併せて多種の保健医療職員の人材育成を組織的に行い、専門的かつ技術的業務の推進に取り組みます。

- ①健康危機管理対策、食中毒・感染症対策のさらなる強化
- ②安全で快適な生活環境の確保
- ③専門的かつ技術的業務の推進

具体的な取り組み：健康危機管理対策・感染症対策（新型コロナウイルス等感染症対策含む）

「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に基づく感染症対策として、今年度は新型コロナウイルス感染症対策に優先して取り組みます。

具体的には、市民や医療機関からの相談・問い合わせに応じ、法に基づく行政検査等を実施するため、平日に加え、土日祝日も職員による24時間のオンコール体制での受診調整や帰国者接触者外来等への案内、検査機関への検体搬送等を継続して行います。

また、患者が適切な医療を受けることができるよう、入院勧告や、就業制限の実施、必要に応じた患者搬送を引き続き実施します。

さらに、積極的疫学調査、濃厚接触者や検疫所から依頼される入国者への健康観察、消毒命令や、患者や家族へのケア、国や大阪府のサーベイランス・情報収集への協力等、まん延防止の取り組みも継続して実施していきます。

次なる波に備え、検査可能な医療機関との契約締結促進などの「検査体制の強化」をはじめ、大阪府及び医療機関等との連携による「医療提供体制」の更なる強化、保健師等の人材確保、ICT活用及びコールセンター・検体搬送業務の委託等により保健所の体制強化を図ります。

対策の実施にあたっては、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業等の国・府からの多様な支援メニューを活用し、効果的な運営を図ります。

なお、災害時における避難所での新型コロナウイルス感染症のまん延防止を目的とした「避難所における新型コロナウイルス感染症の対応方針・マニュアル」の策定にあたっては、危機管理室と協力し、適切な避難行動についての事前周知、自宅療養者等の避難先の確保、指定避難所におけるまん延防止に取り組みます。

また、一次避難所には多くの避難者が集まり、新型コロナウイルス感染症以外の様々な感染症の拡大リスクが高まることから、避難所における感染症対策についても、危機管理室と連携して取り組んでいきます。

実 績	① 土日祝日を含めた 24 時間のオンコール体制を構築。 ② 管内医療機関から、新型コロナウイルス感染症発生届を受理。＜R2. 1～R3. 3 の受理件数：1,687 件（内 109 件は他市民）＞ ③ 大阪健康安全基盤研究所へ検体搬送。＜R2. 1～R3. 3 の搬送件数：1,278 件＞ ④ 患者の搬送を実施。＜R2. 1～R3. 3 の搬送件数：市職員による搬送 5 件、民間救急車による搬送 156 件＞ ⑤ 検疫所からの依頼による入国者への健康観察を実施。＜R2. 3. 14 ～11. 15 の実施件数：568 件（R2. 11. 16 以降は大阪府が実施＞ ⑥ パルスオキシメーター（血中酸素飽和度測定器）の配付・貸与。＜件数：24 件＞ ⑦ 配食サービス・必需品（衛生用品）の支援。＜配食サービス件数：普通食 5,329 セット、アレルギー食 268 セット、必需品（衛生用品）配付件数：344 件＞ ⑧ 訪問看護師による健康観察を実施。＜訪問件数：21 件＞ ⑨ 「新型コロナウイルス電話相談窓口（専用電話）」及び「新型コロナ受診相談センター（帰国者・接触者相談センター）」を設置し、相談体制を構築。＜新型コロナウイルス電話相談窓口（専用電話）相談件数：7,185 件、新型コロナ受診相談センター（帰国者・接触者相談センター）相談件数：11,882 件＞ ⑩ 「地域外来・検査センター」の設置等による検査体制の拡充。＜行政検査実施件数：約 63,000 件＞ ⑪ 庁内応援や外部からの支援の受け入れにより保健所の体制を強化。 ⑫ 自宅療養患者及び濃厚接触者に災害時の避難行動についてのチラシを作成し配付するとともに、「避難所における新型コロナウイルス感染症の対応方針・マニュアル」を策定した。 ⑬ 新型コロナウイルス感染症専用避難所の設置に係る図上訓練の実施及び一次避難所訓練に保健師が参加。＜一次避難所訓練参加数：16 小学校区、保健師：延べ 31 人＞
説 明	① 市民や医療機関等からの相談や問い合わせに対応するとともに、症状が悪化した際に迅速に対応するため、土日祝日を含めた 24 時間のオンコール体制を構築しました。 ② 管内医療機関からの新型コロナウイルス感染症発生届を受理した後、療養方針を決定し、積極的疫学調査を実施しました。 ③ 検査機関である大阪健康安全基盤研究所への検体搬送について、保健所職員のほか、委託契約を締結して民間会社において実施しました。 ④ 入院を要する患者の搬送について、市職員又は委託契約を締結して民間救急車が実施しました（令和 2 年 6 月 5 日までは民間救急車にも職員が同乗）。 ⑤ 検疫所からの依頼により、入国者への健康観察（2 週間）を実施しました。なお、令和 2 年 11 月 16 日以降は大阪府が所管することになりました。 ⑥ 令和 2 年 12 月 1 日から自宅療養中の 40 歳以上の全ての方及び基礎疾患がある方等を対象に、パルスオキシメーター（血中酸素飽和度測定器）を配付・貸与しました。

	⑦ 令和2年12月1日から自宅療養患者及び濃厚接触者を対象に、配食サービスと必需品（衛生用品）の支援を実施しました。 ⑧ 令和3年2月5日から、自宅療養中の高齢者や、基礎疾患を有する人等を対象に訪問看護師が訪問して健康観察を実施しました。 ⑨ 相談窓口として、日常生活での感染予防法や体調・健康に関する一般的な相談に対応する「新型コロナウイルス電話相談窓口（専用電話）」、感染が疑われる事案の受診等の相談に24時間対応する「新型コロナ受診相談センター（帰国者・接触者相談センター）」を設置することで、相談体制の充実を図りました。 ⑩ 市内5か所に設置した「地域外来・検査センター」や市医師会への委託による市内医療機関での検査に加え、保健所で実施する濃厚接触者等を対象とした検査の実施等、検査体制の拡充を図りました。 ⑪ 急増する患者への対応として、保健師・看護師等の医療職だけでなく事務職を含めた庁内応援、会計年度任用職員や労働者派遣の雇用、看護系大学によるボランティアの応援等により、積極的疫学調査、入院患者・宿泊療養者・自宅療養者の毎日の健康観察及び療養解除の決定、就業制限解除通知の作成、国の感染症システム入力、市民・医療機関・大阪府等関係機関からの問い合わせ等に対応しました。 ⑫ 危機管理室と連携して、災害発生時における自宅療養者及び濃厚接触者の避難先を確保し、適切な避難行動についてのチラシを作成・配付するとともに、指定避難所における感染防止対策に関する「避難所における新型コロナウイルス感染症の対応方針・マニュアル」を策定しました。 ⑬ 令和2年11月6日に自宅療養患者及び濃厚接触者を対象とした新型コロナウイルス感染症専用避難所の設置に係る図上訓練を実施しました。また、一次避難所の災害訓練（16か所）に保健予防課、地域健康福祉室（健康福祉総合相談担当、母子保健担当）の保健師が参加し、避難所における感染防止対策について助言を行いました。 令和3年度においても、感染の状況等を注視し、時機に応じてニーズに沿った適切な対応ができるよう、国・府とも連携しながら「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に基づく新型コロナウイルス感染症対策を重点化して取り組みます。
--	---

具体的な取り組み：受動喫煙対策

受動喫煙防止対策については、オール大阪で取り組む大阪府受動喫煙防止条例の趣旨を踏まえ、受動喫煙防止対策に係る周知・啓発及び義務違反時の対応を行います。

現在、経過措置として、経営規模の小さい既存の飲食店における喫煙の届出を促しているところですが、事業主に対し、受動喫煙における被害の実情や禁煙の重要性の理解を求めています。特に、WHO（世界保健機構）から、新型コロナウイルス感染症の重症化防止のため「禁煙すること」を強く推奨する声明を出していることや、喫煙所がいわゆる「三密」となり濃厚接触の場となることなど、新型コロナウイルス感染症対策の観点からも喫煙に関する様々な問

題点が提起されていることから、市民や事業主に正しい情報を発信し、理解を深めてもらうように努めます。また、市民からの受動喫煙の被害報告があった場合には、管理権限者等に対し指導を継続して行います。

実 績	① 既存特定飲食提供施設の喫煙可能室設置の届出を受理。＜受理件数：105 件＞ ② 受動喫煙防止対策に関する指導・啓発の実施。
説 明	① 健康増進法施行規則に基づき、喫煙可能室を設置する既存特定飲食提供施設に対しては、喫煙室を設置している旨のステッカーの掲出や 20 歳未満の立入禁止の順守等、受動喫煙防止対策の徹底が図られるよう指示しました。 ② 受動喫煙の被害報告や義務違反の通報等を受け、現地確認等により義務違反が確認された場合には、管理権限者等に対し指導を行い、改善を求めました。 また、義務違反とはならない事案であっても、受動喫煙防止対策に関する情報提供を行い、配慮がなされるよう啓発を行いました。 今後も引き続き、健康増進法及び大阪府条例に沿った手続きの円滑な実施と適切な指導・啓発に努めます。

具体的な取り組み：食中毒など健康危機事象発生の未然防止

安全で快適に生活できるよう、食品関係施設や理美容所、旅館、公衆浴場などの生活衛生関係施設における衛生水準の向上を図り、健康危機事象発生の未然防止をめざします。

施設への立入検査等においては、新型コロナウイルス感染症対策の基本方針を踏まえ、食品関係施設では調理器具の消毒や手洗い等を、生活衛生関係施設では施設の清潔保持の徹底等に加えて適正な換気の実施等、感染予防対策の一層の徹底を指導します。また、平成 31 年度より改正食品衛生法が順次施行される中、H A C C P（ハサップ）による食品衛生管理の手法等、新たな衛生基準を普及・啓発し、食中毒などの健康危機事象発生の未然防止に努めます。

実 績	① 食品関係施設及び生活衛生関係施設への立入検査等、適正な維持管理指導を実施。 ② 新型コロナウイルス感染症対策に関する施設からの問い合わせに回答。 ③ 全ての食品営業施設に対して H A C C P 制度化の周知及び導入支援を実施。 ＜通知先施設数：4,127 件＞
説 明	① 食品関係施設では、許可申請等に伴う立入検査時に、食品の衛生管理の一環として器具の消毒や手洗い等の新型コロナウイルス感染症対策を指導しました。また、需要が拡大している店頭販売や持ち帰りの食品を提供する施設に対して、重点的に立入検査や食品の細菌検査を実施し衛生指導を行いました。生活衛生関係施設では、興行場や建築物衛生法特定建築物等への立入時に、室内の二酸化炭素濃度の測定を実施し、新型コロナウイルス感染症対策を踏まえ、換気状況の確認を行いました。また、公衆浴場や遊泳場では、浴槽水等のレジオネラ属菌検査を実施し、維持管理指導を行いました。

	② 新型コロナウイルス感染症感染対策に関する食品関係施設や生活衛生関係施設等からの問い合わせに対して、業種別ガイドラインに基づき消毒・換気等の方法を回答しました。 ③ 当課で把握している全ての食品営業施設に対して、HACCPの制度化と導入方法の説明書、及び食品営業者が作成すべき衛生管理計画と実施記録の様式例・記入例を郵送して、HACCP制度化の周知及び導入支援を行いました。 令和3年度においても、立入検査等の機会を通じて、新型コロナウイルス感染症対策の基本方針を踏まえた感染予防対策の指導を徹底するとともに、食品衛生法に基づくHACCPに沿った食品衛生管理の手法等、新たな衛生基準の普及・啓発に取り組み、食中毒などの健康危機事象発生の未然防止に努めます。
--	--

具体的な取り組み：動物愛護精神の啓発及び生活環境の保全

人と動物が共生する社会を実現する取り組みとして、犬猫の殺処分ゼロをめざすために、猫不妊手術補助金交付件数の増加、終生飼養・適正飼養などの飼い主責任の周知啓発のさらなる推進を図ります。枚方市動物愛護基金を活用し、平成30年度より交付件数を増加した猫不妊手術補助金交付事業の実施、動物愛護啓発事業の拡充、動物の衛生管理の質の向上に取り組み、動物愛護の精神の啓発及び生活環境の保全を図ります。また、動物愛護活動の支援制度の拡充について検討を行います。

実 績	① 猫不妊手術補助金交付。＜地域猫：22匹、地域猫以外：900匹＞ ② 犬・猫の飼い方教室、パネル展、小学生へのパンフレット配布等による動物愛護啓発。＜飼い方教室：犬・猫各1回、パネル展：2回、小学4年生あて配布数4,080部・小学6年生あて配布数4,300部＞ ③ 動物愛護活動団体への支援方法の研究。
説 明	① 猫不妊手術補助金は、地域猫活動団体が去勢・避妊した地域猫に対して雄10,000円・雌15,000円を上限に22件、それ以外の猫に対して1件3,500円を年間を通じて900件交付しました。 ② 犬・猫の飼い方教室を各1回、動物愛護パネル展を市内2会場で開催し、市立小学校4年生及び6年生の全児童に対して動物愛護啓発パンフレットを配布しました。また苦情・相談のあった犬猫の飼い主に対して指導を行い、終生飼養・適正飼養を啓発しました。 ③ 地域猫活動団体等に対するアンケート結果の検討や、他自治体の事例収集を行いました。引き続き官民の役割を踏まえた支援方法を研究していきます。

具体的な取り組み：保健師等専門職の人材育成

新型コロナウイルス感染症を含め、すべての感染症対策の強化に加え、災害時などの健康危機管理及び地域保健対策が中長期的に円滑に実施できるよう、組織的な人材育成を図ります。

実 績	① 新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、感染症担当以外の部署の医療職による応援を実施。＜応援人数：50人＞ ② 災害時における保健活動をテーマとしたグループワークを実施。＜参加者数：48人＞ ③ 令和2年11月6日の防災訓練（全市）に合わせて、新型コロナウイルス感染症専用避難所設置運営訓練及び情報伝達訓練を実施。＜健康福祉部保健師参加者数：8人＞
説 明	① 保健所の感染症担当保健師だけでなく、庁内の保健師・医療職が所属の壁を越えて連携し、保健所への応援協力により新型コロナウイルス感染症の対応にあたったことで、感染症対応の理解と初歩的な実践力を養うことができました。 ② 健康危機管理、とりわけ災害時における保健活動の推進をテーマとした階層別グループワークを庁内の全保健師を対象に実施し意見交換を行ったことで、平時からの備えや今後の課題の明確化が図られました。 ③ 毎年行う訓練に加え、新型コロナウイルス感染症対策の視点も取り入れた訓練を行ったことで、課題が明確になり、今後の取り組みにつなげることができました。 今後も引き続き、感染症対策の強化に加え、災害時などの健康危機管理及び地域保健対策が中長期的に実施できるよう、OJTの強化や研修の実施により、組織的な人材育成を図ります。

令和2年度
(2020年度)

子ども未来部の取り組み実績

<部長の方針・考え方>

子ども未来部は、子育て世帯が安心して楽しく子育てができるよう、子育てにかかる保護者の不安感や負担感を軽減し、妊娠、出産から子育て期にわたり切れ目のない支援が行えるよう関係部署と庁内横断的に連携し、各種施策に取り組んでいきます。また、新型コロナウイルス感染症に対しては、「新しい生活様式」を踏まえ、感染防止に努め、安全で安心できる教育、保育、療育環境の整備を図ります。

- ①通年の待機児童ゼロの実現
- ②多様な保育サービスの充実
- ③障害等のある子どもへの支援の充実
- ④ひとり親家庭の自立に向けた取り組みを踏まえた計画策定
- ⑤子育てサービスの充実を図るための財源確保（公立保育所等の民営化の推進）

具体的な取り組み：通年のゼロに向けた待機児童対策の推進

待機児童対策については、「第2期枚方市子ども・子育て支援事業計画」で見込んでいる保育需要の増加に対応するため、私立保育所（園）の増改築等により令和3年4月当初に40人、令和4年4月当初に75人の定員増に向けて、着実に取り組みを進めます。また、通年での待機児童解消に向けては、国定義の待機児童解消はもとより、市が解消すべき待機児童の定義を明らかにするとともに、閉園後の蹉跎西幼稚園を活用した待機児童用保育室を令和3年10月に開設できるよう実施設計に着手するとともに、「通年のゼロ」の早期実現に向けて、他の保育提供区域における設置場所や施設規模についても検討を進めます。

また、保育所等の入所枠拡大に伴い必要となる保育士の確保については、保育士等就職支援センターにおいて出張相談会やセミナーを行い、より多くの保育士資格を持つ人を保育所等への就職につなげます。さらに、民間保育施設に勤務する保育士等に対して、令和2年4月から市独自の処遇改善を行い、新規雇用の促進や離職防止につなげていきます。

実 績	① 待機児童用保育室について、実施設計に着手。 ② 枚方市保育士等就職支援センター登録者のマッチング件数<30件> ③ 保育士等に対する市独自の処遇改善を行った保育士等の実人数<880人>
説 明	① 令和3年10月の開設に向け、実施設計に着手するとともに、令和3年度当初の工事着工に向けて契約を行いました。 ② 枚方市保育士等就職支援センターでの相談受付に加えて、商業施設等での出張相談会（13回）と保育士等の再就職支援のためのセミナー（3回連続開催）を開催し、登録者を保育所等への就職につなげました。令和3年度においても引き続き、出張相談会、セミナー等を開催し、より多くの保育士を保育所等への就職につなげます。 ③ 保育士等へ月額1万円の市独自の処遇改善を行い、保育士確保と離職防止につなげました。令和3年度については、離職防止や新規雇用の状況及び効果検

	証の結果を踏まえ、引き続き取り組みを進めます。
--	-------------------------

具体的な取り組み：子育て世帯の負担軽減の拡充及び保育サービスの充実

子育て世帯へのさらなる負担軽減として、本年４月から本市独自の支援策として第２子以降の保育料の無償化を実施するとともに、副食費についても免除します。

また、保護者の負担軽減や衛生管理、さらには食育推進の観点から、市立保育所１１園の３歳児から５歳児に対し、本年４月から主食（ごはん、パン等）を提供します。さらに、子ども達の安全・安心を確保し、さらなる防犯体制の強化を図る観点から、全市立保育所等に、防犯カメラを設置します。

子育て応援アプリ「スマイル☆ひらかたっ子」については、情報を必要としている方に確実に必要な情報提供が行えるよう周知の手法や機能の充実を検討します。また、ファミリーサポートセンター事業についても、提供会員と依頼会員の増加を図ることにより多くの支援が行えるよう子育ての負担感軽減に向けた取り組みを充実します。さらに、子どもの安全を守るため、キッズゾーンの設置に向け、取り組みを進めます。

実 績	① 令和２年４月から、本市独自の第２子以降の保育料無償化及び副食費の徴収免除を実施。 ② 市立保育所において令和２年４月より完全給食を実施。 ③ 市立保育所及び市立小規模保育施設に防犯カメラを新設。 ④ ファミリーサポートセンター事業登録会員数＜依頼会員：２，１９５人、提供会員：３３０人、両方会員：７１人 計 ２，５９６人＞ ⑤ キッズ・ゾーンのモデル地域設定（宇山東町周辺、牧野本町周辺）。 ⑥ 子育て応援アプリ「スマイル☆ひらかたっ子」における保育士のホッとコラムの配信回数を増加。
説 明	① 年齢制限や所得制限を撤廃した本市独自の制度として実施しており、多子世帯へのさらなる負担軽減を図りました。 ② 保護者からニーズの高かった完全給食（３歳児以上への主食提供）の実施について、夏場の衛生管理や保護者の負担軽減、また食育の観点等から、市立保育所１１園における３歳児から５歳児に対し、新たに主食（ごはん・パン等）を提供することで、令和２年４月から完全給食に切り替えました。 ③ 近年子どもをめぐる事件、事故が続いている中、更なる防犯対策を図る観点から、全市立保育所及び市立小規模保育施設に防犯カメラ及び監視モニターを新たに設置しました。 ④ サプリ村野内にある事務局にて常時依頼会員の募集を行うことに加え、事務局が遠方で手続きが困難な方に向け、出張登録会を毎月２回、各生涯学習市民センター等で実施し依頼会員の増加を図りました。また、年に２回、提供会員

	養成講座を実施し提供会員の増加にも努めました。さらに、校区コミュニティ協議会に依頼し、提供会員養成講座のポスターを地域の掲示板に掲示してもらうことで提供会員増加につなげました。令和3年度も引き続き、出張登録会、提供会員養成講座を実施し会員数の増加を図っていきます。 ⑤ 保育施設における児童の園外活動時の安全確保のため、キッズ・ゾーンを宇山光の子保育園（宇山東町周辺）と阪保育所（牧野本町周辺）周辺をモデル地域として設定し、路面標示や視線誘導標等を使用し自動車の運転手等に注意喚起し、子どもの交通安全対策を実施しました。令和3年度も引き続き、園外活動時の危険箇所を把握し、適切な場所にキッズ・ゾーンを設置します。 ⑥ コロナ禍において子育て家庭の孤立化を防ぐため、子育て応援アプリ「スマイル☆ひらかたっ子」内に掲載している保育士のホッとコラムの配信回数を増やすことで、子育て世帯にホッとしてもらえる時間を提供し、新型コロナウイルスの感染状況に対応した情報発信を行いました。
--	---

具体的な取り組み：障害児支援の充実

市立ひらかた子ども発達支援センターは、発達上支援が必要な子どものための地域における中核的な支援機関として、早期療育体制の充実に努めるとともに、センターの活動内容を広く周知し、就学前までの子どもの発達状況に合わせた療育を行います。

また、公立保育所においては、近年、重度障害の子どもの入所が増加している中、障害のある子どもに対する保育環境整備の一環として、香里団地保育所に新たにエレベーターを設置するなど、施設のバリアフリー化に努め、障害児支援の充実に努めます。

実 績	① 発達上支援が必要な子どものための地域における中核的な支援機関として、ひらかた子ども発達支援センターの各種事業を実施。 ② 香里団地保育所にエレベーターを設置。
説 明	① FMひらかたを通じてひらかた子ども発達支援センター事業について周知を行うとともに、通所支援事業では、発達上支援を必要とする子ども達に対し、発達や障害に応じた保育・療育を実施しました。地域支援事業では、通所支援を利用していないが支援を必要とする親子に対し、遊びや集団の場を通じて経験を広げ、成長を促すことができる取り組みを行いました。その他、医師の指示の下、理学療法・作業療法・言語聴覚療法を用いたリハビリテーション、発達に関する相談を受け付ける障害児相談支援、より良い集団保育の確保のために助言する巡回相談・保育相談の各事業を実施しました。令和3年度もセンター事業を広く周知するとともに、引き続き発達や障害に応じた各種事業を実施します。 ② 重度障害のある子どもに対する保育環境整備の一環として、香里団地保育所に新たにエレベーターを設置するなど、施設のバリアフリー化を図りました。

具体的な取り組み：第4次枚方市ひとり親家庭等自立促進計画の策定

ひとり親家庭等の自立を支援する施策を総合的かつ計画的に推進するため、現計画を引き継ぐ計画として、「第4次枚方市ひとり親家庭等自立促進計画（令和3年度～7年度）」の策定に取り組みます。策定にあたっては、改正された「子供の貧困対策に関する大綱」に掲げられているひとり親家庭の保護者に対する就労支援及び生活支援や離婚を原因とするひとり親家庭に対する養育費確保に向けた取り組みの広がりなど、それぞれの状況に応じたきめ細やかで総合的な支援が求められていることから、母子及び父子並びに寡婦福祉法第11条に定める「母子家庭等及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する基本的な方針」を踏まえて取り組みを進めます。

実 績	① 令和3年3月に「第4次枚方市ひとり親家庭等自立促進計画」を策定。
説 明	① 「子供の貧困対策に関する大綱」や「母子家庭等及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する基本的な方針」を踏まえ、関係各課等と庁内横断的に検討を行いました。また、社会福祉審議会児童福祉専門分科会への諮問・答申、その後、パブリックコメントや市民説明会を開催し、外部からの意見もいただきながら、計画の策定に取り組みました。 令和3年度以降は、本計画に基づき、ひとり親家庭等の誰もがいきいきと希望を持って暮らせるよう、さまざまな関係機関等との連携を深めながら、地域一体となった取り組みを進めていきます。

具体的な取り組み：子ども・若者への支援の充実

子ども・若者の健全育成に向けて、引き続き、地域の青少年育成指導員による街頭パトロールの実施や子ども110番の家の設置拡大など地域で子どもを守る活動に取り組んでいきます。

また、結婚に伴い、本市内で新たに生活を始める新婚夫婦への居住費用などを助成する「結婚新生活支援補助金」については、より結婚支援、少子化対策につながるよう、令和2年4月から年齢要件の緩和による助成対象の拡充を図り、結婚しやすい環境づくりを進めます。

実 績	① 青少年育成指導員による街頭パトロールや子ども110番の家の設置拡大に向けた取り組みを実施。 ＜パトロール：実績回数1,580回、110番の家：協力件数4,730件＞ ② 「結婚等新生活支援補助金」を交付。 ＜実績件数201件、実績金額59,939千円＞
説 明	① 新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、パトロールを実施できなかった校区も見られ、例年に比べ、実施回数は減少しましたが、子ども110番の家に関する協力件数については、特に、顕著な影響は見られませんでした。今後

	も引き続き、地域で子どもを守る活動に取り組みます。 ② 令和2年度は本市独自の支援策として、国の基準から年齢要件及び所得要件の緩和を行い、201組の新婚夫婦に対して補助金を交付しました。今後も引き続き、効果検証等を行うとともに、本市独自の要件緩和を検討し、より効果的な制度につながるよう取り組みます。
--	--

具体的な取り組み：公立保育所等の民営化の推進(子育てサービス充実にかかる財源確保)

平成30年11月に作成した「就学前の教育・保育施設に係るひらかたプラン」に基づき、今年度末で市立蹉跎西幼稚園を閉園するとともに、民営化を進めている渚保育所・渚西保育所については、令和3年4月の渚保育所民営化に向けた引継ぎを行います。また、令和4年4月の渚西保育所の民営化に合わせて統合する新園舎の土地購入や施設整備に着手し、統合と施設規模の拡充による定員増に取り組みます。さらに、今後については、同プランに基づき、これまでの方針や手法に捉われず、民営化を行う保育所等について示していきます。

実 績	① 渚保育所民営化に向けた引継ぎの実施。 ② 渚・渚西保育所統合後の新園舎の土地購入や施設整備に着手。 ③ 「就学前の教育・保育施設に係るひらかたプラン」に基づき、個別課題を有している施設や、市内の公立保育所の配置状況を踏まえた地域バランス等を考慮した結果、令和5年4月に阪保育所及び桜丘北保育所を民営化することを決定。
説 明	① 令和2年4月から施設長予定者等を対象として、行事等を中心に引継ぎを開始するとともに、令和2年10月から民営化後の運営法人の担任予定者が、渚保育所の職員と合同で保育を行う「共同保育」を実施する等、民営化に向けて引継ぎを行いました。 ② 新園舎の土地を購入し、民営化後の運営法人に無償貸与を行うとともに、新園舎整備に向けて土地の造成工事を完了し、法人による園舎建築に着手しました。 ③ 阪保育所及び桜丘北保育所の民営化については、関係各課等と検討し、11月の教育子育て委員協議会へ報告しました。また、その後、各保育所の保護者及び各校区コミュニティ協議会に説明を行うとともに、12月から1月にかけて保護者説明会を開催しました。 今後の公立施設のあり方等については、「就学前の教育・保育施設に係るひらかたプラン」の後期に示すこととしており、可能な限り早期の後期プラン策定に向けた取り組みを進めます。

具体的な取り組み：「新しい生活様式」に対応した教育、保育及び療育の実施

新型コロナウイルス感染症への対策が求められる中、市立幼稚園、保育所等及び子ども発達支援センターにおいては、従来の感染予防等の取り組みに加え、登所（園）前後の検温、施設、備品等の消毒の徹底や食事用テーブルに飛散防止用シート等を設置するなど、可能な限り三密を回避するよう感染防止に努めます。

また、民間の幼稚園や保育所（園）と各施設で取り組んでいる感染防止対策や課題について、情報共有や意見交換を行い、市内の公私立の幼稚園や保育所等の子どもが通う施設が、より安全かつ安心な環境で教育、保育及び療育が受けられるよう、取り組んでいきます。



実 績	① 市立幼稚園、保育所等における、様々な感染防止対策の実施。 ② ひらかた子ども発達支援センターにおける、三密を回避する事業運営を始め、新型コロナウイルス感染症防止対策の実施。 ③ 私立保育所（園）との意見交換会の実施。
説 明	① 市立幼稚園、保育所等においては、マスクが着用できない児童がいることや、三密が避けられない状況の中、園児や保護者に対する登所（園）前後の検温や、施設・備品等の消毒の徹底など、感染防止対策に努めました。今後もさらなる感染症対策に取り組みます。 ② ひらかた子ども発達支援センターにおいては、施設、備品等の消毒の徹底や、飛散防止用シートの設置、療育に関わる人数制限などを実施するとともに、通所バスの乗車人員の半減や、タクシー送迎時の相乗り乗車から単独乗車への変更など、三密の回避に取り組み、感染防止対策を行いました。今後も換気や消毒等をはじめとした感染防止策を徹底し、事業運営を行います。 ③ 令和2年5月21日及び令和2年10月5日に「保育施設における感染症対策」を題材に、私立保育所（園）との意見交換会を実施し、お互いのこれまでの取り組みや、今後の課題を共有することで、さらなる感染症対策につなげました。

具体的な取り組み：ＩＣＴを活用した保育利用手続き等のオンライン化の推進

新型コロナウイルスの感染拡大を受け、今後「第2波、第3波」や「新しい生活様式」へ対応するため、来庁しなくても手続きが行えるよう、まずは簡易な申請等の手続きからオンライン化に取り組み、市民や事業者の負担軽減を図るとともに、より効率的で機能的な業務体制の確立に向け取り組めます。

実 績	① 手続きの簡素化。 ② 窓口の過密防止。
説 明	① 保育所等の申請を伴う手続き（保育所の新規利用申込、第1希望園の変更、転園の申込など）以外の手続きは、郵送による取り扱いを可能としました。また、申請者の自署があれば押印を不要とするなど、申請書の様式を見直しました。 ② 窓口の混雑を緩和するため、ホームページに呼び出し番号及び待ち人数を公開しています。また、呼び出し待ちの方の来庁目的を聞き取り簡易な手続きはその場で対応するほか、説明を簡潔に行うことで1件あたりの対応時間を短縮し、待合スペースの滞留抑制に努めました。 今後は、I C Tを活用し、妊娠中の方や市外から転入予定の方など来庁が難しい世帯に対する相談体制の充実を図ります。

令和2年度
(2020年度)

環境部の取り組み実績

<部長の方針・考え方>

環境部では、市民に身近な生活環境から地球温暖化防止対策に至る幅広い取り組みを行っています。中でも、すべての市民と直接に関わりを持つごみやし尿等の収集、処理は、社会インフラの一翼を担うものであり、最優先で業務を継続させなければならない責任を持っています。こうした重い責任を遂行させるとともに、令和2年度は主に以下の項目について取り組みます。

- ①「みんなでつくる、環境を守りはぐくむまち 枚方」の実現に向けた幅広い施策・事業の展開
- ②環境に関する取り組みの基本方針となる第3次枚方市環境基本計画を新たに策定
- ③枚方京田辺環境施設組合による可燃ごみ広域処理施設の円滑な整備の推進
- ④最重要課題である焼却ごみの削減目標達成に向けた積極的な取り組みの推進
- ⑤2050年二酸化炭素排出量実質ゼロの達成に向けた地球温暖化対策の推進

具体的な取り組み：地球温暖化対策の推進と第3次枚方市環境基本計画の策定

令和2年度は、「2050年二酸化炭素排出量実質ゼロ宣言」に基づき、脱炭素社会を実現するため、昨年度に引き続き、「COOL CHOICE」の取り組みを推進するとともに、市民や市民団体、事業者と気候変動問題の課題を共有し、連携・協力してさらなる省エネルギーの推進を図るなど、地球温暖化防止に向けた啓発活動を推進します。

また、気候変動をはじめとする環境問題に対応した持続可能なまちの実現に向けて、令和2年3月に環境審議会から受けた答申を踏まえ、計画の目標とSDGsの関係を明確にした「第3次枚方市環境基本計画」を策定します。

実 績	① 「COOL CHOICE」の取り組みを推進。 ② 地球温暖化防止に向けた啓発活動を実施。 ③ 3月に「第3次枚方市環境基本計画」を策定。
説 明	① 「COOL CHOICE」の取り組みとして、7・8月に緑道等での打ち水、夏至から七夕の間にライトダウンキャンペーン、5月から3月にエコライフキャンペーンを実施する中で、地球温暖化防止に資する賢い選択（＝「COOL CHOICE」）を呼びかけました。 ② 地球温暖化防止に向けた啓発活動として、5月から8月にかけて緑のカーテン、夏休み期間にひらかたみんなのエコライフつうしんぼなどを実施しました。なお、打ち水大作戦の一部、避暑空間、環境出前講座、エコフォーラム、環境広場等は、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から中止としました。 ③ 計画の目標とSDGsの関係を明確にし、「2050年二酸化炭素排出量実質ゼロ宣言」に基づく取り組みのイメージを盛り込んだ「第3次枚方市環境基本計画」を令和3年3月に策定しました。

具体的な取り組み：可燃ごみ広域処理施設の整備の推進

枚方京田辺環境施設組合において、穂谷川清掃工場の後継施設となる可燃ごみ広域処理施設の整備が進められています。

今年度は、枚方京田辺環境施設組合による環境影響評価準備書及び評価書の公告・縦覧のほか、可燃ごみ広域処理施設の円滑な整備に向け、引き続き、市長協議の場を活用するなどにより、京田辺市と連携しながら、取り組みを進めます。

実 績	① 枚方京田辺環境施設組合により、環境影響評価の手続きが進められた。 （環境影響評価準備書及び評価書の公告・縦覧） ② 可燃ごみ広域処理に関する枚方市・京田辺市両市長協議を開催した。
説 明	① 枚方京田辺環境施設組合により、以下のスケジュールで環境影響評価が行われました。 令和 2 年 4 月：準備書を京都府へ提出 5 月：準備書の縦覧、意見募集、住民説明 12 月：準備書に対する意見書を受領 令和 2 年 1 月：評価書を京都府へ提出 3 月：評価書の公告・評価書の縦覧（3 月 5 日から 4 月 5 日） ② 令和 3 年 1 月 12 日に W e b 会議にて枚方市・京田辺市両市長協議を開催し、可燃ごみ広域処理施設の整備の推進に係る政策等について、両市長で協議を行いました。

具体的な取り組み：古紙の分別回収の推進

ごみ焼却量の削減と再生資源のリサイクルを進めるため、古紙等の再生資源の集団回収を実施している自治会等の団体に対し、引き続き報償金（1 kg 当たり 4 円）を交付するとともに、集団回収でカバーされていない古紙の回収を一層促進させるため、令和元年 6 月から実施している古紙の行政分別回収の周知を図ります。さらに、引き続きごみ分別アプリを活用し、古紙の分別回収等に関する情報発信を行います。

実 績	① 集団回収報償金の交付について 団体数 報償金額 回収量 ＜上半期： 603 団体 24,423,900 円 5,702,892 kg＞ ＜下半期： 602 団体 22,787,200 円 6,112,521 kg＞ ② 古紙の行政分別回収の周知活動について ＜単身世帯への啓発として、クリアホルダーの配布 1,600 件＞ ＜FM ひらかた「環境定期便」 2 回＞ ＜メールマガジンへの掲載 1 回＞
------------	---

	③ ごみ分別アプリの活用について <ごみ分別アプリ説明チラシの配布 12,000 枚> <ごみ分別アプリのダウンロード数 8,456 件> ④ 行政分別回収について <行政回収量 834,490 kg (新聞紙 156,250 kg、段ボール 334,600 kg、雑誌・雑がみ 343,640 kg) >
説 明	① 自治会等の回収量は、11,815,413 kgでした。昨年度と比較は 86.8%で 13.4 ポイント減少しました。主に新聞紙と古布の減少によるもので、新聞紙は購買低下による、古布は中国への輸出の関係で回収が一時中止されたことによるものでした。また、集団回収を実施していただける自治会等の登録団体数が減少していることもあります。令和 3 年度も引き続き自治会等に古紙等のリサイクルの推進をHPなどで発信していきます。 ② 市ホームページへの掲載や、クリアホルダーを作成し配布を行うなど、市民に広く周知しました。令和 3 年度も引き続き古紙の分別回収等に関する情報発信していきます。 ③ ごみ分別アプリを活用した古紙の行政分別回収の情報発信として、回収日の配信をアプリにより実施しているところですが、そのアプリの説明チラシを粗大ごみマニュアルに同封し、アプリを登録していただくための情報発信も併せて行いました。令和 3 年度も引き続き転入者等へのチラシ配布 (12,000 枚) を行いアプリ活用の周知を図ります。 ④ 古紙の行政回収量は、約 834t であり、事業開始年度である令和元年度の回収量約 480 t と比較して約 354 t の増量となりました。増量要因につきましては、運用開始 2 年目にあたり古紙行政回収の認知度の向上や排出方法の定着がなされたものと考えています。令和 3 年度につきましては、効率的・効果的な回収ルートの作成を行い、安全・安定かつ適切な回収に努めてまいります。

具体的な取り組み：使い捨てプラスチックの使用削減・ポイ捨て防止の推進

世界的に深刻化する海洋プラスチック問題の解決・改善や、SDGs の 17 のゴールの 1 つである「14. 海の豊かさを守ろう」などの達成に向けて、今年度もひらかたクリーンリバーを実施するとともに、アダプトプログラム実施団体との連携でプラスチックごみのポイ捨て防止と使い捨てプラスチック使用削減の啓発を行います。また、市民・学生によるワークショップの実施や NPO 法人ひらかた環境ネットワーク会議との協働で「プラごみ削減アイデアコンテスト」を実施し、広く市民にワークショップやコンテストなどで出されたアイデア等を発信して、「プラごみダイエット～ポイ捨てゼロ宣言」への賛同を呼びかけます。

さらに、令和 2 年 7 月 1 日から全国一斉にプラスチック製買物袋、いわゆるレジ袋が有料化されることに合わせて、市内の商店等と連携し、マイバッグの利用促進を呼びかけていきます。

実 績	① 10月にクリーンリバー（船橋川）を実施。＜参加者数：67人＞ ② アダプト団体活動時ののぼり旗掲示協力により啓発を実施。＜協力団体数：13団体＞ ③ 11月から市内高校別でワークショップを実施。＜実施校数：7校＞ ④ 8月から9月に「プラごみダイエツ生活アイデアコンテスト」を実施。＜応募者数：67人＞ ⑤ 1月から「プラごみダイエツ行動宣言」参加者募集。＜参加者数：640人＞ ⑥ 有料化前の6月と有料化後の7月に市内スーパーにレジ袋有料化アンケートを実施。＜回答店舗数/有料化前：23店舗、有料化後：11店舗＞ ⑦ 12月から1月に、全職員に、プラスチックごみ削減をテーマに研修を実施。
説 明	① クリーンリバー（天の川、穂谷川）は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止となりましたが、10月には、枚方企業団地協同組合主催でクリーンリバー船橋川を実施し、67人の参加がありました。 ② アダプト団体13団体にのぼり旗を配布し、活動時の掲示協力により、市民に啓発を実施しました。 ③ 市内高校7校で「プラごみダイエツ～ポイ捨てゼロに向けたワークショップ」を開催し、事業の到達点や取り組み内容を話し合いました。 ④ 8月から9月に、NPO法人ひらかた環境ネットワーク会議と連携して「（仮称）プラごみ削減アイデアコンテスト」の名称を「プラごみダイエツ生活アイデアコンテスト」と決定し、アイデアを募集したところ、67人から応募がありました。 ⑤ 令和3年1月から、使い捨てプラスチックの使用削減やポイ捨て・置き去りごみゼロに向けて「ひらかたプラごみダイエツ行動宣言」への参加を広く市民に呼びかけ、3月末現在でのべ640人の参加がありました。 ⑥ 令和2年7月のレジ袋有料化の前後の変化を比較するため、6月と7月に市内スーパーにアンケート調査を実施し、協力店舗で啓発ポスターを掲示しました。6月に23店舗、7月に11店舗からアンケートの回答がありました。 ⑦ 12月から1月にかけて、全職員を対象として、プラスチックごみ削減をテーマに環境マネジメントシステム日常研修を実施しました。

具体的な取り組み：食品ロス削減に向けた取り組み

本市独自の食品ロス削減に向けた取り組みの「枚方市食べのこサンデー運動」について、市ホームページやごみ分別アプリ、ラッピングしたごみ収集車両による啓発活動、ごみ減量啓発冊子「令和×ごみ 今私たちにできること」による啓発情報発信を行い、手付かず食品等のごみの発生抑制を図ります。

また、食べきり運動の趣旨に賛同する自治体で構成される「全国おいしい食べきり運動ネットワーク協議会」に参加し、食品ロス削減に向けて、全国の自治体と情報共有を図るとともに、忘

新年会時の全国共同キャンペーンなどに取り組みます。

実 績	① 「枚方市食べのこサンデー運動」の情報発信。 < FMひらかた環境定期便（10月・12月）、ラッピング収集車1台、啓発シール直営収集車全車 > ② ごみ減量啓発冊子「令和×ごみ 今私たちにできること」による啓発情報発信。< 廃棄物減量等推進員 601人、公共施設への配架 > ③ 全国共同キャンペーンを実施。 < 広報ひらかたに掲載：2回 >
説 明	① 「枚方市食べのこサンデー運動」を FM ひらかた環境定期便で周知したほか、ロゴマークを活用した啓発として、ラッピング収集車1台及び啓発シールを直営収集車全車に貼付しました。 令和3年度は小学校の環境学習として「食べのこサンデー」のチラシを配布するなど、食品ロスの削減に向けた啓発を進めていきます。 ② ごみ減量啓発冊子「令和×ごみ 今私たちにできること」を廃棄物減量等推進員へ配布し、また公共施設へ配架することで、情報発信を行いました。 令和3年度も引き続き公共施設への配架等により、情報発信をしていきます。 ③ 全国おいしい食べきり運動ネットワーク協議会の会員として、忘新年会シーズンや食品ロス削減月間に、外出時の「おいしい食べきり」全国共同キャンペーンや食品ロス削減の促進を広報ひらかたや市ホームページ等を活用して啓発を行いました。令和3年度も引き続き全国共同キャンペーンなどを実施していきます。

具体的な取り組み：ごみ収集業務体制の見直し

より効率的な収集体制を構築するため、平成31年1月に策定した「ごみ収集業務体制見直し実施計画」に基づき、令和3年度に向けて直営の一般ごみ収集車両23台の内、6台の委託化を進めるなど段階的なごみ収集業務の委託化を進めるとともに、大型ごみ持出しサポート収集制度の要件緩和を行い、令和3年度から多くの市民が利用できるよう準備を進めます。

実 績	① 一般ごみ収集車両の委託化。< 6台 > ② 大型ごみ持出しサポート収集制度の要件見直し。
説 明	① 直営車両23台の内、6台を委託化しました。 令和3年度も「ごみ収集業務体制見直し実施計画」に基づき、委託化を進めます。 ② 大型ごみ持出しサポート収集制度の要件対象外の問い合わせが多くあったことから要件見直しの検討を行い、令和3年4月1日から75歳以上で構成される世帯を新たに追加し、要介護認定1以上から要支援1以上で構成される世帯ま

	で対象を広げることで、対象世帯を拡充しました。
--	-------------------------

具体的な取り組み：穂谷川清掃工場の安全かつ安定的な稼働体制

穂谷川清掃工場は枚方京田辺両市で建設が進められている新ごみ処理施設の完成に伴い、令和7年度に施設を停止させる予定です。この間、ごみ処理施設の安全で安定的な稼働は市民の健全な生活環境維持に必要であり、稼働停止を招かないためにも適切な時期に施設の点検や整備を実施します。また、災害発生時や新型コロナウイルス感染症拡大防止対策など、あらゆる状況下や事象にも柔軟に対応できる体制の検討を行います。

実 績	① 4月に前期、10月に後期の定期補修工事を実施。 <前期は8種類、後期は11種類の設備で点検整備及び劣化部品の交換> また、当初の予定より2年間の稼働延長となったことにより、一定の設備基準を維持するため、都度部分整備を含め、特に重要性の高い設備の工事を行う。 ② 運転管理委託業者と危機管理に係る業務提案の確認。
説 明	① 令和5年度から令和7年度までの稼働延長のため必要になる工事、特に重要な燃焼や排ガスに係る主要設備に加え、電気設備や排水処理設備、余熱利用設備など、延べ19種類の設備について、それぞれ適切な時期に点検整備や劣化部品の交換を行い、ごみ処理施設の安全で安定的な稼働に努めました。 ② 災害時等の緊急事態時においても、ごみ処理施設の安全で安定的な稼働を行うため、運転管理委託業者の業務継続策の一環として、感染症拡大防止対策を始めとした業務提案を頂くなど、運転員への細かな指示や対策を行うとともに、人員不足が発生した場合の対応策などについても、委託業者と連絡を密にして課題に取り組み、安全で安定した運転維持に努めています。

具体的な取り組み：灰溶融炉の停止（廃止）

東部清掃工場では、ごみを焼却した後の焼却灰を溶融処理し、埋め立て処分しています。この溶融処理においては、焼却灰を高温で溶かすため、多くの燃料を使用しており、昨今の全世界的な地球温暖化防止対策の取り組みを鑑みると、例外なくCO₂削減に係る対応が求められることから、施設の停止（廃止）による大幅なCO₂削減効果に加え財政負担の軽減を目指し取り組んでいます。令和2年度は、安全で安定的に施設運営が行えるよう令和元年度に改定した「東部清掃工場焼却施設長寿命化総合計画」に基づく灰溶融炉の停止（廃止）工事を含めた基幹的設備改良事業の実施に向けた設計業務を進めます。

実 績	① 灰溶融炉の停止（廃止）に向け、工事を含めた基幹的設備改良事業の実施に伴う設計業務を進めた。（「地域循環型社会形成推進地域計画」の変更及び、「循環型社会形成推進交付金」の申請を含む）
------------	---

説 明	① 令和2年度は、循環型社会形成推進交付金事業として進めるための前提条件である「枚方・寝屋川・四條畷・交野・京田辺地域循環型社会形成推進地域計画」に、更新時期を迎えた機器の整備と「溶融炉の停止」を含む施設の延命化を目的とし、CO₂排出量の削減効果も得られる基幹的改良事業を行うことを記載、変更しました。 また、本事業を「循環型社会形成推進交付金」の対象事業として実施するため、技術検証等を業務委託として追加発注し、専門家の意見、報告を受けながら設計業務を進めました。 なお、本業務は「東部清掃工場第1期工事（基幹的整備改良事業）」として令和3年度から令和7年度に亘る5か年で実施する予定で、灰溶融炉の停止は令和4年度に行います。
-------------------	--

具体的な取り組み：希釈放流センターの老朽化対策

放流センターは、平成5年から稼働してきた、し尿処理施設である旧淀川衛生工場を改造し、平成29年12月からし尿等を地下水で希釈し、公共下水道へ放流する施設として運用しています。この改造工事では、主に公共下水道へ放流するための設備に係る部分のみを改造したものであり、放流するための設備以外は、全般的に劣化しており、定期的な補修工事では対応が困難な状況となっています。これらを鑑み、今後も引き続き安定した処理が行えるよう、機器の更新など施設の維持管理に努めます。

実 績	① 希釈放流センター設備改修工事实施設計委託の実施。
説 明	① 希釈放流センターの安定稼働に向け、受変電設備等及び薬注設備等の更新工事の実施に向けた設計を行いました。令和3年度からは、老朽化対策計画に基づき、今後も引き続き安定した処理が行えるよう、施設の維持管理に努めていきます。

具体的な取り組み：大気汚染測定局の配置等の見直し

大気汚染測定局の配置や測定項目について、大気環境や自動車交通等の状況変化やこれまでに蓄積した監視データ等を基に、効果的に市域の大気汚染の状況が把握できるよう、適正な配置となるための検討を重ねていきます。また、第二京阪道路環境監視についても、継続して関係機関と協議を行い、他市と連携した広域的な大気汚染測定局の配置見直しを進めていきます。

実 績	① 令和2年4月1日より、王仁公園局での二酸化硫黄の測定を停止。 ② 令和3年3月31日をもって、長尾局での大気測定を休止することを決定。
-------------------	---

説 明	① 二酸化硫黄の年平均値が低い水準で推移していることを踏まえ、より効率的・効果的な大気環境監視を継続して行うため、一般局2局から1局に集約を行いました。 ② 令和3年度以降の環境監視の実施方針について関係機関と協議・検討したところ、大気汚染測定局を現行の各市2局から1局で実施することとなったため、本市では引き続き津田局で継続的な測定を行うことを決定しました。
-------------------	--

具体的な取り組み：PCB廃棄物における適正処理の推進

PCB廃棄物のうち、高濃度PCBについては、処理期限が令和3年3月となっていることから、関係機関と連携して、事業者に対し、立入検査や周知活動等を実施するとともに、期限までに適正な処理ができるように、指導をより一層、強化します。

実 績	① 高濃度PCBを保管する事業者に対し、期限内処理の指導を実施。 ＜21事業者に対して計39件＞ ② 周知活動を実施。 ＜新聞（産業総合紙）：1回、ポスター：9カ所（市役所庁舎等）、広報ひらかた：3回（9月、11月、1月号）、FMひらかた：2回（9月、11月放送分）＞ ③ 高濃度PCBに係る掘り起こし調査を実施。 ＜トランス・コンデンサ：1,706件、照明器具用安定器：6,477件＞
説 明	① 全ての高濃度PCB保管事業者に対し、立入等で処理の指導を実施しました。 ② 環境省や大阪府等と連携して、周知活動を実施しました。 ③ 環境省のマニュアルに基づき、掘り起こし調査を実施しました。

令和2年度
(2020年度)

都市整備部の取り組み実績

＜部長の方針・考え方＞

- ① 集約型都市構造の実現
- ② 空き家・空き地の適正管理及び活用の促進
- ③ 枚方市総合文化芸術センターの整備
- ④ 京阪本線連続立体交差事業及び光善寺駅周辺の新たなまちづくりの推進
- ⑤ 住宅・建築物の耐震化を促進
- ⑥ 新型コロナウイルスの感染拡大防止に向けた取り組みを推進

具体的な取り組み：都市計画マスタープラン・立地適正化計画の推進

都市計画マスタープラン及び立地適正化計画に示す鉄道駅周辺等における都市拠点の相互連携と都市機能の集積、再配置による集約型都市構造を実現していくため、「緩和制度を活用した都市拠点形成誘導ガイドライン」を策定しました。今後は、ガイドラインにて示した本市の考えに沿って、都市計画提案制度を活用したまちの魅力向上や利便増進に資する民間主導の取り組みを促進します。また、時代の変化に伴う新たなニーズへ対応するため、「枚方市開発事業等の手続等に関する条例」に基づく基準等の改定を検討します。

実績	① 「緩和制度を活用した都市拠点形成誘導ガイドライン」の運用。 ＜相談地区数：2件＞ ② 「枚方市開発事業等の手続等に関する条例」に基づく基準等の改定の検討。
説明	① コロナ禍における社会経済情勢への影響などもあり、民間事業者による積極的な制度活用が図られていないことが課題と考えています。 今後、相談中の地区の具体化とあわせて民間事業者による積極的な制度活用が図られるよう、窓口相談や問い合わせの際には、本ガイドラインを紹介しその活用を促していくとともに、庁内関係部局の窓口での配布など幅広く周知に努めます。 ② 近年の社会状況やライフスタイルの変化等を勘案し、手続きや共同住宅の専有面積、駐車場台数などについて見直しを検討し、令和4年度の改正条例の施行に向けて取り組みます。

具体的な取り組み：空き家・空き地対策推進事業

空き家・空き地の活用については、所有者や利用希望者への情報提供、空き家セミナー及び相談会の開催により支援を行います。また、旧耐震基準（昭和56年5月31日以前の建築基準法上の耐震基準）の空き家を活用して若者世帯や子育て世帯の転入・定住促進を図る「若者世代空き家活用補助制度」を新たに創設し、運用を開始するとともに、関係機関、関係民間団体への周知を図るなど、より効果的なPR方法等について検討します。

加えて、所管課が異なる空き家・空き地に係る業務を統合して組織体制の一元化を図り、総合相談窓口として市民からの問い合わせに適切に対応し、所有者等に対して適正管理を促す指導を行います。また、連携協定を締結した民間事業者の協力のもと空き家の実態調査を進めます。

実 績	① 空き家セミナーの開催。(後援) <参加者数：15名> ② 枚方市若者世代空き家活用補助を実施。 <交付件数：19件> ③ 空き家・空き地に関する相談の対応。 <件数：空き家 231 件、空き地 99 件>
説 明	① 空き家・空き地の活用を希望する方へ、セミナーを開催することによって、利活用を促すことができました。今後は、コロナ禍においての相談会やセミナーのあり方を検討したうえで、更なる利活用の促進に努めます。 ② 若者世代空き家活用補助制度を運用することで、若者世代の転入・定住促進、空き家の活用を促進しました。引き続き、制度の周知・拡散を行い、利用拡大に努めます。 ③ 相談のあった、空き家・空き地の所有者等に適正管理を促す指導を行いました。引き続き、所有者等の管理意識の醸成を図ることに努めます。

具体的な取り組み：枚方市総合文化芸術センターの整備

本市の広域中心拠点である枚方市駅周辺の再整備の起点として、平成 30 年度に着手した枚方市総合文化芸術センターの建設工事は今年度内の完成をめざします。

実 績	① 令和 2 年度内の工事完成は困難となったが、開館に支障が無いように工事を実施。
説 明	① 外構工事で地中埋設物が発見されたが、建物部分と駐車場の一部を先行して整備し仮使用することで、令和 3 年 9 月の開館に支障としない対応を行いました。

具体的な取り組み：京阪本線連続立体交差事業・光善寺駅西地区市街地再開発事業

鉄道高架化工事の早期着手に向け、民間機関の活用による計画的かつ効率的な事業用地の取得に取り組むとともに、今年度は文化財調査や水路の移設設計等の準備作業を進めます。また、市街地再開発事業については、権利変換計画の作成や認可など組合が実施する事業に対して、財政的・技術的支援を行います。

実 績	① 京阪本線連続立体交差事業用地約 5,500 m ² を取得。 ② 京阪本線連続立体交差事業に係る水路移設場所の文化財調査（2箇所）。 ③ 光善寺駅西地区市街地再開発組合（以下、組合という）が実施する調査設計
------------	--

	計画業務について、関係機関協議など技術的支援を実施。 ④ 組合が実施する調査設計計画業務について、枚方市市街地再開発事業補助金（国庫補助含む）を交付し、財政的支援を実施。
説 明	① 枚方市域事業面積約 30,800 m²（枚方市域事業延長約 3.4km）のうち、令和 2 年度の取得済面積は約 24,700 m²となり、取得率が約 80%に到達しました。令和 3 年度は過年度に培った交渉実績を活かし、引き続き用地取得に取り組むと共に、令和 4 年度の高架化工事に向けた調整を進めます。 ② 蝶足踏切付近の既存水路の付替えを行うため、令和 2 年度は当該踏切北側の文化財調査を先行実施し、完了しました。令和 3 年度は引き続き南側の調査に着手します。 ③ 組合が実施する調査設計計画業務に関しては、関係機関との協議を実施する前に内容の確認や修正の指示等を行い、当該協議の際には同席し、協議が円滑に進むように支援を行いました。引き続き、事業が円滑に進むように技術的支援を行います。 ④ 組合が実施する調査設計計画業務について、枚方市市街地再開発事業補助金交付要綱の規定に基づき補助金を交付（国庫補助含む）しました。引き続き、令和 3 年度以降の効果的な財政的支援に努めます。

具体的な取り組み：住宅・建築物耐震改修促進事業

大地震時における被害の軽減を図り、市民の生命と財産を守るため、旧耐震基準で建てられた住宅・建築物の耐震化を促進する取り組みが必要です。特に耐震化が遅れている木造住宅に対して補助を行う「木造住宅耐震改修補助制度」については、工事の内容に応じた補助金額の設定や、設計と工事のパッケージ化による事務の簡素化、新たに屋根軽量化を補助対象とするなど、市民ニーズに応じた既存補助制度の再構築を図り運用を行います。また、危険ブロック塀等については、引き続き「危険ブロック塀等除却補助制度」の周知啓発を行い、道路等に面する危険ブロック塀等の除却を促進します。

実 績	① 木造住宅耐震化補助を実施。＜交付件数：診断 42 件、改修 28 件＞ ② 危険ブロック塀等除却補助を実施。＜交付件数：7 件＞ ③ 耐震化が遅れている木造住宅所有者に対して、ダイレクトメールにより耐震改修について周知・啓発を実施。＜件数：132 件＞
説 明	① 旧耐震基準で建てられている木造住宅に対して、木造住宅耐震診断・改修補助を行ったことにより、耐震化の促進に繋がりました。耐震化が遅れている木造住宅に対して啓発活動を行いながら、引き続き、旧耐震基準の建築物の解消に努めます。 ② 危険ブロック塀等除却補助を行ったことにより、道路等に面する危険ブロック塀等の除却の促進に繋がりました。引き続き、制度の周知・啓発を行いなが

	ら、危険ブロック塀の解消に努めます。 ③ 過去に耐震診断を受けられて、改修工事に至っていない所有者に対して、ダイレクトメールにより再度、補助制度の周知・啓発を行いました。今後は、市民ニーズに応じた補助制度を展開するとともに、コロナ禍における周知・啓発活動を検討しながら、耐震化促進に努めます。
--	--

具体的な取り組み：枚方市学校整備計画に基づくトイレ整備の加速化

令和2年3月に策定した「枚方市学校整備計画」に基づき、学校施設の総合的かつ計画的な整備や保全の推進に向けて取り組みを進めます。特に、トイレ整備においては、新しい生活様式を踏まえ、洋式化、個室化、ドライ化、ユニバーサル化について、令和5年度までの整備完了に向けて取り組みます。

実 績	① 「枚方市学校整備計画」に基づく工事を実施。 ＜改修工事等を行った学校数：35校＞ ② 「枚方市学校整備計画」に基づくトイレ改修工事を実施。 ＜トイレ改修工事の実施箇所（系統）数：8箇所＞
説 明	① 「枚方市学校整備計画」は、学校施設の整備や保全をより効率的に進めるため令和2年3月に策定したものです。本計画に基づき、校舎等の屋上防水や給排水設備、電灯設備の改修を行いました。 今後も、予防保全の観点から学校施設の工事を計画的に進めていきます。 ② 本計画に基づき、小学校7校と中学校1校の各校1箇所ずつトイレ改修工事を行いました。 今後、小中学校のトイレの洋式化・ドライ化等については、令和5年度の整備完了をめざします。

具体的な取り組み：小・中学校における空調設備等の整備及び維持管理

令和2年度末で事業の終了を迎える学習環境整備PFI事業の後継事業の手法については、新たな国庫補助制度の活用の可能性も含めて事業手法の比較検討を継続し、併せて学校体育館への空調設備の設置についても検討を進めます。

実 績	① 学校空調設備の更新・維持管理手法の検討を推進。
説 明	① 学校空調設備の更新等に活用可能な国庫補助金の調査を進めるとともに、事業手法等の検討及び令和3年度に実施する保守点検業務の発注に向けた手続きを行いました。

	令和3年度は、教室の空調設備更新及び学校体育館への空調設備設置について可能性調査を実施し、その結果に基づいて取り組みを進めます。
--	--

具体的な取り組み：働き方の新しいスタイル

新型コロナウイルス感染拡大を抑制するための新たな生活様式の定着に向けて、三密を回避する時差出勤の徹底を図るとともに、総合的な窓口対応方法の変更など検討を進めます。また、ワーク・ライフ・バランスの取り組みとして、感染リスクを高める長時間労働の縮減や、男性職員の育児に伴う休暇・休業の取得を促進します。

実 績	① 窓口業務の非接触化及び業務の効率化を推進。 ② 長時間労働の縮減に向けた取り組みを実施。
説 明	① 時差出勤やテレワークを活用し、三密の回避や業務の効率化を図りました。 また、可能な限り窓口での申請手続きを郵送または電子（E-mail）・FAX対応にすることで、市民及び事業者等と職員の接触機会の軽減に努めました。 ② 事務繁忙期における会議室等を活用した積極的な分散勤務の実施により、職員が業務に集中できる環境を創出し、長時間労働の縮減を図りました。

具体的な取り組み：人材育成

災害時における二次的災害を未然に防止するため、被災した建築物や宅地の応急危険度判定を行う判定士や判定コーディネーターの資格取得者の増員を図ります。

実 績	① 被災宅地応急危険度判定士として11人、被災建築物応急危険判定士として5人が新規に資格を取得。
説 明	① 応急危険度判定士として資格要件を満たす者に対して積極的に資格を取得するように働きかけました。

具体的な取り組み：広報・情報発信

都市計画手続きや屋外広告物の規制、耐震化の必要性や補助制度など、その取り組み状況を市民と共有できるよう、きめ細やかな情報発信を行います。

実 績	① 市の取り組み状況の情報発信及び制度内容の周知・啓発を実施。
------------	---------------------------------

説 明	① コロナ禍における窓口業務の非接触化の取り組みについて、ホームページを活用して随時情報発信を行いました。 都市計画の決定や変更及びその手続き段階における検討内容など、また、枚方市総合文化芸術センター建設工事の進捗状況などについて、広報ひらかたやホームページを活用してきめ細かく情報発信を行いました。 枚方市駅周辺で広告物を掲出している店舗等を対象にパトロール活動を行い、枚方市屋外広告物条例制度の周知及び安全啓発を推進しました。 若者世代空き家活用補助制度の利用促進に向け、広報紙やホームページに加え、公式SNSを使用した情報発信や、市内外の住宅展示場や、連携協定先にリーフレットの配架を依頼する等、周知・拡散に努めました。
---	---

令和2年度
(2020年度)

土木部の取り組み実績

＜部長の方針・考え方＞

- ①大規模災害や感染症拡大時も含めた「セーフティネットの構築」
- ②チャレンジスピリットや未来志向をもった
「魅力ある都市基盤整備」「安全・安心のまちづくり」「みどり豊かな都市環境の創造」
- ③社会的効用を発揮し続ける「公園のあり方検討と適正な維持管理」

具体的な取り組み：セーフティネットの確保・維持・改善

新型コロナウイルス感染症予防を考慮した上で、道路や公園等、生活を守り豊かにするための都市基盤に携わる部として、セーフティネットの確保・維持・改善に取り組みます。

- ◆道路・公園等の整備から維持管理まで一貫して所管する部として、各課間の連携を密にし、効率的・効果的に事務事業の執行を図ります。併せて、日頃より持続可能な体制を構築することで、大規模災害や感染症拡大時においても、効率的・効果的に事務事業の執行を図ります。
- ◆災害時に万全の対応が取れるよう、訓練などによる検証を繰り返し、充実した態勢を整えます。



道路啓開（救援ルート確保）訓練



橋梁点検訓練

実績

- ① 市内一斉道路パトロールを実施。
＜実施回数：2回（6月、11月）、道路損傷箇所：278件＞
- ② 長尾船橋線の道路空間再配分整備工事（2工区）を完了。
- ③ 土砂災害特別警戒区域内の世帯に土砂災害に関するリーフレットを配布。
＜7月：571世帯、10月：567世帯＞
- ④ 「土木部危機管理対応マニュアル」及び「土木部災害対応マニュアル」を改定。
- ⑤ 災害に対する訓練を実施。
土木部防災無線通信訓練＜実施回数：10回＞
土木部参集訓練＜実施回数：1回（3月）＞
土木部災害対策訓練＜実施回数：1回（3月）＞

説 明	① 市が管理する道路の異常や不具合を早期に発見するため、一斉パトロールを半期に一度行い、応急対応を実施しました。今後も引き続き道路の異常等の早期発見に努めます。 ② 長尾船橋線において、安全で快適な歩行空間の確保並びに道路の適切な維持管理のため、歩道拡幅及び段差解消や路面のリフレッシュ整備を一体的に実施する道路空間再配分事業を完了しました。 ③ セーフティネットの観点から、庁内関係部署と連携し、台風接近などの災害に備えて、土砂災害特別警戒区域内の居住者に土砂災害の危険性や支援制度に関するリーフレットを配布し、災害への備えや早期の避難行動の啓発を行いました。 ④ 市が管理する道路・橋梁・公園・準用河川等の施設において、地震や台風被害など危機事象による非常事態が発生した場合に、迅速に対応できる体制を構築するためマニュアルを改定しました。 ⑤ 土木部防災無線通信訓練について、土木部内各室課に配備されている枚方市デジタルMC A無線を有効に活用するため、毎月第3水曜日に通信訓練を実施しました。 土木部参集訓練については、土木部内全職員を対象として、予測できない災害に対応するため、事前の訓練情報を伏せたブラインド方式による災害情報システム応答訓練を実施しました。 また、土木部災害対策訓練については、毎年3月頃に図上訓練や実動訓練を行っていますが、令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の感染防止の観点から、防災動画を鑑賞し、防災に関する知識の向上を図りました。
---	---

具体的な取り組み： 枚方市総合交通計画の推進

本市の将来都市像の実現を図る観点から、交通事業とまちづくりが連携した総合的かつ計画的な交通施策の実施に取り組めます。特に、持続可能な交通の実現のため、地域支援・自主運行型コミュニティ交通システムについて、地域と協働によるモデル事業の構築をめざし、交通に対する意識の醸成や機運の向上に向けた支援、地域に合った交通の検討を進めます。

実 績	① 各交通関係者が取り組む施策パッケージの進捗状況を協議会の委員へ報告。 ② 交通に関する地域勉強会を開催。＜実施回数：9回＞ ③ 枚方市ボランティア輸送補助金交付要綱、要領を策定。
説 明	① 「枚方市総合交通計画」に基づく施策を推進するため、市民や交通関係機関等が参画する協議会において、各実施主体が取り組む施策の実施状況の確認や、今後の進め方について、毎年議論を行っています。令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の感染防止の観点から、施策の実施状況について、電子メール

	にて協議会の委員へ報告しました。 令和3年度も引き続き、「枚方市総合交通計画」に基づく施策の推進に取り組みます。 ② 交通に関する地域課題解消や市民意識の醸成を図るため、地域勉強会を開催しました。今後も引き続き、地域と連携した取り組みを進めます。 ③ 地域支援・自主運行型コミュニティ交通システムのモデル事業の一つであるボランティア輸送に関する補助金交付要綱及び要領を策定しました。令和3年度は、本補助金を活用し、ボランティア輸送の取り組みを進めます。また、他の地域についても、持続可能な交通の実現のため、地域と協働によるモデル事業の構築に向けた検討を行います。
--	---

具体的な取り組み： 都市計画道路の整備

都市基盤として安全・快適で活力を生む道路交通網の整備に取り組みます。

本市の道路ネットワークの軸となる都市計画道路については、安全で円滑な交通環境の構築や緊急時の避難経路や輸送経路の強化を図るため、第二京阪道路へアクセスする牧野長尾線や長尾杉線、また、通学路等の安全な歩行空間の確保に繋がる御殿山小倉線や中振交野線の整備を計画的に進めます。また、新名神高速道路やそのアクセス道路となる内里高野道線について、早期完成を大阪府や関係機関に働きかけるとともに、北山通線の改良に取り組みます。併せて、淀川を渡る牧野高槻線等については、大阪府に早期完成を働きかけるとともに、用地取得等に関する覚書に基づく実施協定を締結するなど大阪府と連携した取り組みを進めます。



牧野長尾線 JR アンダーパス工事

実績	① 都市計画道路整備事業を推進。 牧野長尾線の整備工事と用地取得を実施。＜整備延長 240m＞ 長尾杉線の整備工事と詳細設計、用地取得を実施。＜整備延長 57.5m＞ 御殿山小倉線の伐採工事と用地取得を実施。 中振交野線の整備工事と用地取得を実施。＜整備延長 176.54m＞ 北山通線の詳細設計を実施。 ② 新名神高速道路、内里高野道線の整備を促進し、北山通線の整備を推進。 ネクスコ西日本による事業認可説明会を開催。 ＜用地取得率:94%、工事着手率:97%＞ 内里高野道線・北山通線の連絡調整会議を開催。 大阪府による内里高野道線の工事説明会を開催。
----	---

	③ 牧野高槻線及び京都守口線の整備を促進。 大阪府による牧野高槻線及び京都守口線に係る連絡調整会議を開催。 用地取得等に関する覚書に基づく実施協定書を締結。
説 明	① 牧野長尾線整備事業については、鉄道との交差部のアンダーパス工事を完了し、長尾播磨谷地区及び長尾東町地区の整備工事及び事業用地の取得を進めました。 長尾杉線整備事業については、杉工区において、国道 307 号側からの整備工事に着手するとともに、長尾工区の詳細設計を完了しました。また、杉工区、長尾工区の事業用地の取得を進めました。 御殿山小倉線整備事業については、市道渚星ヶ丘線側からの伐採工事及び事業用地の取得を行いました。 中振交野線整備事業については、さだ神社前の整備工事及び事業用地の取得を進めました。 北山通線整備事業については、詳細設計を進めました。 令和 3 年度も引き続き、市内の渋滞緩和や物流の円滑化、大規模災害時における市域の都市機能の維持や、早期回復など国土強靱化に資する道路交通ネットワークを構築するため、都市計画道路の整備を計画的に進めます。 ② 新名神高速道路の早期完成に向け、引き続き、事業主体であるネクスコ西日本や大阪府との連携を図るとともに、地域主催の新名神対策委員会などを通じて、地域との連絡調整を行いました。 令和 3 年度は、新名神高速道路に係る関係機関とのさらなる協力体制の強化を図るとともに、アクセス道路となる内里高野道線の整備促進及び、北山通線の整備を進めます。 ③ 淀川の渡河橋となる牧野高槻線整備事業について、現在、大阪府により予備設計が進められています。当事業の早期完成に向け、本市の協力体制として実施する用地買収に関する事務に係る、実施協定書を 3 月に締結しました。 令和 3 年度は、この実施協定書に基づき、用地測量に着手します。

具体的な取り組み： 道路・公園・準用河川等の効率的・効果的な維持管理

道路や公園、準用河川などの機能や安全性を確保するため、これらの施設の異常や支障箇所の早期発見を目的に各関係機関との連携や部内でも引き続き定期的なパトロールを行うなど、迅速な対応に努めます。また、効率的・効果的で持続可能な維持管理を促進するため、舗装や橋梁、公園等施設の長寿命化計画に基づき、国の補助金などを活用しながら更新、改築等を行います。

準用河川については、自然災害に強い河川環境を確保し、維持管理を効率的に行うため、整備計画の策定に取り組めます。

実 績	① 市内一斉道路パトロールを実施（再掲）。 ＜実施回数：2回（6月、11月）、道路損傷箇所：278件＞ ② 道路補修及び公園等に対する要望の対応を実施。 ＜道路補修等の要望に対する対応：2,949件＞ ＜公園の要望に対する対応：2,261件＞ ③ 橋梁点検と「枚方市橋梁長寿命化修繕計画」の更新。 ＜橋梁点検数：30橋＞ ④ 「舗装長寿命化修繕計画」及び「枚方市橋梁長寿命化修繕計画」等に基づく、修繕工事を実施。 舗装長寿命化修繕計画＜工事：6路線、実施設計：4路線＞ 枚方市橋梁長寿命化修繕計画＜工事：6橋、実施設計：6橋＞ ⑤ リフレッシュ整備事業を実施。＜工事：3路線（延長712.8m）＞ ⑥ 「枚方市公園施設長寿命化計画」に基づく、公園の更新工事等を実施。 ＜更新：15公園、実施設計：22公園＞ ⑦「準用河川穂谷川他整備基本計画」の策定。
説 明	① 市が管理する道路の異常や不具合を早期に発見するため、一斉パトロールを半期に一度行い、応急対応を実施しました。（再掲） ② 道路や公園、準用河川などの機能や安全性を確保するため、要望に基づく補修等を行いました。特に、利用者の安全に影響のある損傷等については、夜間・休日を含め迅速に現場を調査し、直営施工にて危険回避のための緊急対応を行いました。 ③ 「枚方市橋梁長寿命化修繕計画」について、橋梁の1巡目の点検結果から、修繕の優先順位、ライフサイクルコストを考慮したコスト縮減等について見直しを行い、令和3年3月に更新しました。令和3年度も引き続き、当計画に基づき、予防保全型の維持管理を実施していきます。 ④ 「舗装長寿命化修繕計画」及び「枚方市橋梁長寿命化修繕計画」に基づき、長尾春日線や無名177号橋等の修繕工事及び実施設計を実施しました。 ⑤ 主要幹線道路や都市計画道路など12路線の路面の補修等を計画的に行うリフレッシュ整備事業として、中宮津田線・牧野長尾線・長尾船橋線の工事を実施しました。 令和3年度も引き続き、計画的に工事及び実施設計を行い、効率的・効果的で持続可能な維持管理を進める事により、安全で快適な道路環境の確保を図っていきます。 ⑥ 安全性の確保とライフサイクルコストの縮減を図るため、「枚方市公園施設長寿命化計画」に基づき、阪今池公園等の遊具等の更新工事や、更新に係る設計を実施しました。 令和3年度も引き続き、施設の老朽化等による事故の未然防止を図るため、計画的に工事及び実施設計を進めます。

	⑦ 自然災害に強い河川環境を確保し、維持管理を効率的に行うため、準用河川の整備基本計画の策定業務を完了しました。 令和３年度については、この整備基本計画に基づき段階的な整備検討に取り組みます。
--	--

具体的な取り組み： 市内主要駅周辺の交通環境の改善

枚方市駅周辺については、枚方市駅周辺再整備ビジョンの将来像を見据え、枚方市総合文化芸術センターの開館に向けて、歩道拡幅やエスカレーターの設置など、交通環境の基盤整備を進めます。樟葉駅周辺については、駅前ロータリーの詳細設計が完了し、今後、交通環境の改善に向けた整備を進めます。御殿山駅周辺については、令和元年度に駅前ロータリーの改良に取り組み、今後も安全・安心な歩行空間の確保に向け、関係機関との協議や地域と協働・連携した取り組みを継続します。

実 績	① 枚方市駅周辺において、エスカレーター設置工事を実施。 ② 樟葉駅周辺において、駅前ロータリーの改良工事に着手。 ③ 御殿山駅周辺において、関係機関や地元コミュニティとの意見交換会を開催。 ＜実施回数：１回（１２月）＞
説 明	① 枚方市総合文化芸術センターの開館に向け、枚方市駅からの安全な歩行者動線の確保のため、令和元年度に完了した歩道拡幅に続き、枚方横断歩道橋エスカレーター設置工事を完了しました。 令和３年度は、枚方市駅前線の無電柱化に向けた詳細設計や枚方市駅北通り線の高架下道路改良の詳細設計を進めます。 ② 樟葉駅前ロータリーの交通環境の改善に向けた改良工事に着手しました。令和３年度も引き続き、改良工事を進め年度内の完了を目指します。 ③ 平成３０年度にとりまとめた「御殿山駅周辺の交通安全対策に関するワークショップのまとめ」に基づき、関係機関や地元コミュニティとともに交通安全対策の進捗状況の確認を行い対策の効果検証を実施しました。令和３年度も引き続き、関係機関との調整や地域と協働・連携した取り組みを進めます。

具体的な取り組み： 安全・安心で快適な交通環境の創出

通学路や未就学児移動経路の安全対策としては、安全な歩行空間の確保を図るため、桜丘北小学校内の用地を活用した禁野春日線歩道拡幅など「通学路交通安全プログラム」等に基づく対策に取り組むとともに、信号交差点の車両乗り上げ防止対策を図っていきます。長尾船橋線など、段差が大きい歩道については、引き続き改良に向けた整備を進めるとともに、「枚方市自転車活用推進計画」等に基づき、安全で快適な歩行空間及び自転車通行空間の確保に向けた整備を進めます。

実 績	① 禁野春日線の歩道を拡幅。＜整備延長 123m＞ ② 枚方藤阪線・渚星ヶ丘線の横断防止柵設置＜整備延長 960m＞、信号交差点の車両乗り上げ防止対策を実施＜8 交差点 16 か所＞。 ③ 「枚方市通学路交通安全プログラム」に未就学児の移動経路の安全対策を含めた「枚方市子どもの交通安全プログラム」の策定に向けた検討を実施。 ④ 枚方新香里線の歩道拡幅に向けた詳細設計に着手。 ⑤ 宮之阪第 13 号線のバリアフリー化整備工事を完了。 ⑥ 長尾船橋線の道路空間再配分整備工事（2 工区）を完了。（再掲） ⑦ 楠葉中央線の自転車通行空間整備工事（1 工区）を完了。
説 明	① 「枚方市通学路交通安全プログラム」に基づく安全対策として、桜丘北小学校の学校敷地を一部活用し、歩道を拡幅することにより、通学路の安全を確保する取り組みを行いました。 ② 未就学児の移動経路における緊急合同点検により抽出された対策必要箇所において、横断防止柵の設置や信号交差点の車両乗り上げ対策としてのガードパイプや車止めの設置に取り組みました。今後も引き続き対策を実施します。 ③ 「枚方市通学路交通安全プログラム」に基づき児童の通学路の交通安全対策に取り組んでいますが、このプログラムに、就学前施設における移動経路の安全対策を含めた「枚方市子どもの交通安全プログラム」の策定に向けた取組を進めました。今後も子どもの移動経路の安全対策に取り組めます。 ④ 枚方新香里線については、「枚方市通学路交通安全プログラム」に基づき、地域や交通管理者などの関係機関と協議・調整を図りながら、歩道拡幅に向けた詳細設計を進めました。令和 3 年度も引き続き、詳細設計を進めるとともに歩道拡幅に必要な用地取得に向け関係者と協議・調整を進めます。 ⑤ 宮之阪周辺地区については、「枚方市バリアフリー基本構想」に基づく道路特定事業計画により、宮之阪第 13 号線のバリアフリー整備工事を進めました。令和 3 年度は、禁野第 3 号線のバリアフリー整備工事を進めます。 ⑥ 長尾船橋線において、安全で快適な歩行空間の確保並びに道路の適切な維持管理のため、歩道拡幅及び段差解消や路面のリフレッシュ整備を一体的に実施する道路空間再配分事業を完了しました。（再掲） ⑦ 楠葉中央線については、「枚方市自転車活用推進計画」に基づく枚方市主要鉄道駅周辺自転車ネットワーク計画により、自転車通行空間整備工事（1 工区）を完了しました。令和 3 年度も引き続き、自転車通行空間整備工事（2 工区）を進めます。

具体的な取り組み： 公園の整備と緑地保全や緑化推進によるみどり豊かな都市環境の創造

王仁公園については、現施設の指定管理運営と並行して、魅力あふれる公園のあり方を検討し、パークマネージメントの考え方を取り入れ、PPP／PFI手法等（P－PFIを含む）の導入



香里ヶ丘図書館 イメージ図

図書館とつながる公園 みどりの広場

による可能性を調査し、再整備の基本方針を定めます。また、香里ヶ丘中央公園については、香里ヶ丘地域の活性化につなげることを目的に、駐車場拡張等の整備を行うとともに、図書館と「みどりの広場」を一体的に運営し機能連携による賑わいづくりを進めるなど、リニューアルオープンに向けて取り組みます。緑化推進については、まちなか緑化の推進や公園・緑地の利活用の促進を効率的・効果的に推進できるよう、緑化に関わる市民活動の支援を行うとともに、里山保全についても、市民等による森林ボランティアや企業による環境貢献活動への支援などにより、里山の保全・活用を促進します。

4月の新型コロナウイルス感染症予防に係る緊急事態宣言の発令を受け、公園施設等においても、運動施設や大型遊具、駐車場等の利用制限に併せて利用方法の啓発看板の設置など3つの密を回避するための対策を講じ、利用者への情報伝達が的確かつ迅速に伝わるよう努めました。今後は、新たな日常の中での公園の社会的効用に関する情報発信と安全利用のための対策に取り組めます。

実 績	① 王仁公園のあり方検討調査を実施。 ② 香里ヶ丘中央公園の改修工事を実施。 ③ 緑化推進の取り組みを実施。 花いっぱい健康づくりプロジェクト＜市内福祉関係施設7か所で実施＞ 緑化活動団体支援補助金を創設＜補助金交付：2件＞ 新生児誕生記念苗木を配付＜配布本数：682本＞ 花と緑のまちづくり事業＜緑化施設整備の補助：1箇所＞ 講習会を実施＜実施回数：2回 延べ55人参加＞ 公園アダプト＜230公園 168団体＞
-------------------	---

	④ 公園等において新型コロナウイルス感染症対策を実施。 注意喚起看板を設置。＜177 公園＞ 大型遊具の利用を禁止。＜23 公園＞ 公園駐車場の利用を制限。＜4 公園＞ 有料運動施設の利用を中止。＜3 公園＞ 噴水等親水施設の供用を停止。＜2 公園＞ 王仁公園プールを休止。 東部公園ドックランの利用を中止。 バasketボールの利用を中止。＜6 公園＞ 市民の森の会議室の利用を中止。
説 明	① 新型コロナウイルス感染症の影響により利用者動向の変化等が不明なため、基本方針の策定スケジュールを延期しました。今後は、新型コロナウイルス感染症の影響による利用者の動向等を再調査し、令和 3 年度末の基本方針策定をめざします。 ② 香里ヶ丘中央公園改修事業については、香里ヶ丘地域の活性化に向け、図書館との機能連携の強化を図るため、来園者の利便性の向上に向けた駐車場及びバリアフリーに対応する園路の改修工事を完了し、令和 2 年 7 月にリニューアルオープンしました。 ③ 緑化推進を主体的に担う市民の意識の醸成と持続的な活動につながる担い手の育成を図るとともに市民や市民団体、事業所など多様な主体と連携し、持続可能で効果的な緑化の取り組みを進めました。新型コロナウイルス感染症の影響により「緑化フェスティバル」など一部の取り組みを中止しました。 ④ 緊急事態宣言の発令以降、適宜各公園施設等の利用状況を見極めながら、運動施設、大型遊具、駐車場等の利用制限や利用方法の啓発看板の設置など新型コロナウイルス感染症の予防対策を実施しました。 また、新型コロナウイルス感染症の影響における公園施設等の利用制限内容や利用方法については、市ホームページ等に掲載し、啓発を行いました。

令和2年度
(2020年度)

会計管理者の取り組み実績

＜部長の方針・考え方＞

法令等に基づく、適正かつ円滑な会計業務の執行

具体的な取り組み：適正かつ円滑な会計業務の執行

緊急性の高い新型コロナウイルス感染症対策に係る経費やその他の経費を円滑に支出するため、いかなる状況下においても、社会・経済活動を阻害することのないよう、業務の遂行に努めます。また、円滑な会計事務にあたり、より効率的・効果的な収入・支払事務の執行方法について検証・検討を行います。

実 績	①適正かつ円滑な会計手続きを実施。 ＜一般会計・特別会計 収入実績 1,648,435件 275,860,442,177円、支出実績 107,732件 270,599,161,235円＞
説 明	①新型コロナウイルス感染症対策に係る経費など緊急性の高い支出に限らず、社会・経済活動を阻害することのないよう、適正かつ円滑に会計事務を遂行したことで令和2年度の決算調製に繋がりました。

具体的な取り組み：財務会計システムの構築

令和4年10月稼働予定の内部情報系システムの共同化に向けて、財務会計システムの構築を図ります。また、内部情報系システムの稼働時に電子決裁の導入を目指すことから、より効率的・効果的な会計事務の運用の見直しを進めます。

実 績	①効率的・効果的な会計事務の運用の見直し。
説 明	①財務会計システムの構築を図る準備として、現在の会計事務における運用の見直しを図る必要があることから、会計実務研修のあり方を見直し、ポイントを絞り視覚的に伝わりやすいマニュアルを作成し、周知に努めました。また、会計手続きにおいて請求書等に必要としていた記名押印を、署名（一部除く）へ変更し、申請者等の利便性の向上に繋がりました。

令和2年度
(2020年度)

上下水道局の取り組み実績

＜局の方針・考え方＞

- ①水道・下水道事業を安定して持続的に取り組んでいくための経営基盤の強化
 - ②公営企業として独立採算の原則を念頭においた迅速かつ戦略的な経営の推進
 - ③市民にとって安全・安心で快適な暮らしにつながる上下水道局の事業運営
 - ④人権尊重を含めたコンプライアンスの徹底
 - ⑤「市民の暮らしや企業活動を支えるために、お客さまに信頼され、満足いただける、持続可能な水道」をめざした事業の推進
 - ⑥「水環境を保全し、快適な生活環境を創造するとともに、大雨による浸水被害から市民生活を守る下水道」をめざした事業の推進
- 今年度は、新しい生活様式の実践による事業活動や市民活動の変化により、当局が行う事業も優先順位を考えながら進める必要があります。
- これからも蛇口から水が流れ、排水口へ水が流れる日常を持続できるよう取り組んでまいります。

具体的な取り組み：新たな水道料金等制度の施行に向けた取り組み

新型コロナウイルス感染症の影響を考慮し、その支援策として新たな水道料金等制度の実施時期を当初の令和2年10月1日から令和3年4月1日へ延期します。また、円滑な施行に向けて、口径別料金制度の導入や基本水量の廃止など新制度の内容について、案内ちらしを全戸配付するとともに、基本料金が増額となる大口径のお客さまには、個別に丁寧な説明を行っていきます。

さらに、地下水利用者等を対象にした大口需要者割引制度案を構築し、新たな水道料金等制度との同時施行に向けて取り組みます。

実 績	① 新たな水道料金制度を施行。 ＜令和3年4月1日施行＞ ② 大口需要者割引制度を施行。 ＜令和3年4月1日施行＞
説 明	① 新たな水道料金等制度については、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を考慮し、施行日を令和3年4月1日に延期し、施行しました。施行にあたっては、新制度の内容について丁寧な説明を心がけ、令和3年1月から2月にかけて、案内リーフレットを全戸配布するとともに、広報ひらかた、ホームページで周知を行いました。また、大口径のお客さまへは令和2年12月に個別にお知らせを送付し、問い合わせへの対応などを行いました。 ② 大口需要者割引制度については、新たな水道料金等制度と合わせた導入に向け、令和2年8月から12月に約20事業者への個別ヒアリングやシミュレーションを通じた検証を行い、制度を構築のうえ、令和3年4月1日に施行しました。

具体的な取り組み：水道料金の基本料金減免等

新型コロナウイルス感染症対策として掲げられた新しい生活様式の定着とその一環である手洗いの励行をすすめる観点から、市独自の支援策として全ての給水契約者を対象に水道料金の基本料金2か月分を減免します。また、水道料金等のお支払いが一時的に納付できなくなった使用者には納期限の延長など相談に応じます。

実 績	① 水道料金（基本料金）の減免を実施。 <8月検針分：79,820件 114,142,600円、9月検針分：82,808件 117,587,360円> ② 水道料金等の支払い猶予。 <実績件数：9件、実績金額：水道料金 66,114円 下水道使用料 77,440円>
説 明	① 新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う影響を踏まえ、「新しい生活様式」の定着とその一環である「手洗い」を推進するため、2か月分の水道料金（基本料金）の減免を実施しました。 ② 新型コロナウイルス感染症の影響を受け、収入が大幅に減少した等の事情により、水道料金・下水道使用料等の支払いが困難な方に支払い期限の延長を実施しました。

具体的な取り組み：適正な予算編成と執行管理

新型コロナウイルス感染症の影響により、水道料金、下水道使用料ともに、減収が予想されます。そのような状況下においても、将来にわたって安定的に水道・下水道サービスを提供できるよう、経営基盤の強化や財政マネジメントの向上を図る必要があります。このことから、上下水道局が一体となり、適正かつ機動的な事業執行により財源の確保を行うとともに、新しい生活様式による影響を考慮した予算編成を行います。

実 績	① 備品等の買い替え基準の見直し。 ② 維持管理等の経常的経費の削減。 ③ 採算性を重視した事業決定。
説 明	新型コロナウイルス感染症の影響により、水需要が大きく変動し、今後もその影響が続く見込みの中、事業の必要性を十分に検討するとともに、これまでからの継続事業についてもそのあり方を見直しました。 ① 取得後、長期にわたって使用する備品等の買い替えにあたっては、耐用年数が経過したものであっても、その状態や使用状況により、買い替え時期の見直しや修繕で対応することとしました。 ② 近い将来に更新を行う予定の施設の修繕にあたっては、更新までの間の機能

	維持に必要な最低限の修繕を行うこととしました。また、施設能力の活用による受水費の削減を行ったほか、継続事業についても事業実施手法の見直しや新たな財源の確保を行うこととしました。 ③ 新たな整備事業を決定するにあたっては、事業の目的や優先順位に加えて、その事業により発生する減価償却費や維持管理費と、得られる収入を比較した上で、事業実施を検討し、事業決定を行いました。
--	---

具体的な取り組み：上下水道における債権の徴収強化

水道料金及び下水道使用料等の収入未済額の圧縮を図るために、適正かつ効率的に債権の管理・回収を行うとともに、滞納状況に応じて、料金の徴収サイクル（督促・催告・訪問徴収・給水停止予告・給水停止）にあわせ、債権回収課所属の弁護士と連携し、滞納処分等の法的措置を効果的に実施することにより徴収強化に取り組めます。納付困難な事情がある場合は、分割納付等の相談に応じ、債権の早期回収に努めます。

また、公平、公正な債権管理・回収に向けた職場研修を実施し人材育成に取り組めます。

実 績	① 督促書、催告書、債権回収課所属の弁護士名催告書を送付。 ＜送付件数：督促書 約 5 万件、催告書 約 4 万件、債権回収課所属の弁護士名催告書 31 件＞
説 明	① 納期限を経過した水道料金、下水道使用料等について、電話催告、訪問徴収、給水停止等を行うとともに、滞納状況に応じて弁護士名を記載した催告や滞納処分等の法的措置に取り組み、徴収率の向上に努めました。

具体的な取り組み：スマートフォン決済の拡充

収納チャンネル拡大に向けて、令和元年 10 月からスマートフォンによる決済（スマホ決済）として、「Pay B（ペイビー）」を導入しており、令和 2 年度は、他のスマホ決済の拡充を検討し、さらなるお客さまの利便性向上、期限内納付の促進に取り組めます。

実 績	① スマートフォン決済の拡充に向けた検討。
説 明	① 収納チャンネル拡大に向け、水道料金等の納付書のバーコードをスマートフォンで読み取り、直接納付できるアプリ決済サービスについて、さらなるお客さまの利便性向上のため、令和 3 年度中に「LINE Pay」と「楽天銀行コンビニ支払サービス」が利用できるよう導入に向けた準備を行いました。本アプリ決済サービスは、令和 3 年 6 月 1 日に導入しています。

具体的な取り組み：水洗化の促進

水洗化（改造）義務期限の3年を超過した下水道未水洗家屋（約4,200戸）の所有者に対して、平成30年度より5ヵ年計画で水洗化工事を実施されるよう指導勧告を進めています。具体的には、戸別訪問による実態調査のうえ水洗化に係わる指導、2度にわたる勧告文書を送付するとともに、前年度までに実態調査済の対象者へも指導効果を継続させるため、年間2度の勧告文書を改めて送付します。なお、勧告文書については、法及び条例による罰則規定を明示するなど、未水洗家屋の所有者に対して強く水洗化を求める内容としています。また、供用開始後3年以内の未水洗家屋所有者に対しては、補助・融資あっせん制度を説明した文書の送付など、義務期限内の水洗化に向けて積極的に取り組みを進めます。

実 績	① 水洗化（改造）義務期限の3年を超過した下水道未水洗家屋の指導。 ＜下水道未接続家屋に対する指導：1,064戸（内、168戸の家屋が水洗化済み＞ ＜平成30年度、令和元年度の実態調査区域を含めると623戸の家屋が水洗化済み＞ ② 供用開始後3年以内の未水洗家屋に対する啓発文書の送付。 ＜送付戸数：1,546戸＞
説 明	① 戸別訪問による実態調査のうえ、水洗化に係わる指導、2度にわたる勧告文書を送付するとともに、前年度までに実態調査済の対象者へも指導効果を継続させるため、年間2度の勧告文書を改めて送付しました。 ② 公共下水道の供用開始後3年以内の区域の未水洗家屋所有者に対しては、義務期限内の水洗化に向けて積極的に働きかけるため、補助・融資あっせん制度を説明した啓発文書を送付しました。

具体的な取り組み：下水道管路の適切な維持管理と計画的な更新に向けた点検・調査

下水道管路の適切な維持管理と更新を計画的、効率的に進めていくため、リスク評価の高順位箇所から順次、目視による点検及び管内カメラによる調査を実施します。令和2年度は楠葉・香里地区において面的に点検するとともに、市内全域においては、不具合が発見されやすい30年以上経過した管径600mm以上の污水管から調査を実施します。

実 績	① 下水道管路施設の点検（雨水管・污水管）、調査（污水管）を実施。 ＜マンホール点検 約4,800箇所、調査 約3.6km＞
説 明	① 平成30年度に策定された「枚方市下水道ストックマネジメント計画」の点検・調査計画に基づき、下水道管路施設の点検委託（雨水管・污水管）でマンホール点検4,800箇所、調査委託（污水管）で約3.6km実施しました。

具体的な取り組み：下水道マンホール蓋の有効活用

上下水道局が所有する下水道マンホールに、広告付きマンホール蓋を設置する施策を新たに導入し、今後、新たな設置箇所を検討の上、引き続き募集を行っていきます。また、経年劣化などの理由で取り換えたマンホール蓋は、売却処分していますが、近年のマンホール人気を活かし、使用できなくなったマンホール蓋を販売することについて検討していきます。これらの取り組みにより、下水道事業のPRと広告収入及び販売収入による新たな財源の確保を図ります。

実 績	① 下水道マンホール蓋への広告掲載。(契約は令和2年度～令和6年度)。 <令和2年度分広告料(5箇所):295,000円> ② 令和3年度に設置の新規2箇所について募集。 <応募者:0件> ③ 不要なマンホール蓋の販売実施に向け検討。
説 明	① 引き続き、令和4年度以降の設置箇所について検討し、募集を行います。 ② 令和3年度に設置の新規2箇所について、広告主を募集する記事を市ホームページに掲載しましたが、応募がなかったため、引き続き募集を行っていきます。 ③ 不要なマンホール蓋の販売実施に向け、募集要領の作成等について検討します。

具体的な取り組み：検針票の有効活用

水道メーター検針時に発行する「ご使用水量等のお知らせ」に有料広告を掲載し、水道・下水道事業のPRと広告収入による新たな財源の確保を図ります。

実 績	① 「ご使用水量等のお知らせ」への有料広告の掲載。 <実績なし>
説 明	① 広告代理店契約について仕様書の見直しを行い、掲載期間を1年間に延長するとともに広告内容についても1度の変更を可能にするなど要件の拡大を行いました。その結果、1者の入札参加がありましたが不調となりました。令和3年度も引き続き広告代理店契約の応募を行っていきます。

具体的な取り組み：遊休施設や既存施設の有効活用

新たな財源の確保に向けて水道施設・下水道施設の未利用地等について「枚方市市有資産民間提案制度」に基づき、民間事業者等に広く情報提供を行い、遊休施設や既存施設の有効活用に取り組んでいきます。

実 績	① 9月に休止施設（旧津田簡易水道跡地）の使用者の公募。 <応募者：0件> ② 下水道管理用地についての現地調査及び検討。
説 明	① 休止施設用地等の有効活用の一環として、駐車場の経営や看板設置等、民間のアイディアやノウハウを活かし有効活用を図るため、駐車場の使用を目的とした行政財産使用者の募集を行いました。応募者は0件でした。なお、当該施設は令和元年度にも同様の公募を行いました。応募者がいなかったため、使用料の見直しを行い、再公募しました。令和3年度は、「公民連携プラットフォーム」に課題を提出し、土地の有効利用を行うため、民間活力を生かした「公民連携」の視点を取り入れて、事業の検討や実施を進めていきます。 ② 下水道施設の用地については、原則として第三者が立ち入りできないものが多いですが、活用方法等について引き続き検討を行っていきます。

具体的な取り組み：人材育成

水道・下水道事業が、お客さまの信頼の上に成り立っており、24時間365日公務員であることを全職員が認識し、服務規律の確保を徹底していくため、人権尊重を含めたコンプライアンスの浸透・定着に向けた取り組みを継続的行っていきます。

また、水道・下水道事業ともに、高度な専門技術の習得が必要なため、外部研修への参加を促進するとともに、必要な技術が継承されるよう職場内研修の推進を図ります。また、人材育成に必要な研修は、各職場だけでなく上下水道局全体においても積極的に実施します。

実 績	① 職場内研修の実施。
説 明	① 専門性の高い高度な技術の習得及び経験豊富な職員から次世代を担う職員へ技術の継承を行うため、継続的にOJTを実施し、職務に関する知識や技術の向上を図りました。

具体的な取り組み：広報・情報発信

水道・下水道の取り組みをPRするため、情報誌「Water通信」の発行、ホームページやSNSの活用のほか、出前講座など様々な機会を通じて広く情報発信していきます。なお、出前講座は新型コロナウイルス感染症の影響により現在中止していますが、今後再開するにあたっては、感染予防のガイドライン等に基づき、適切な感染防止対策のうえ、実施します。

また、水まわりに関して役に立つ保存版の情報冊子「水道・下水道ガイド」をリニューアルし配布するなど、上下水道局の取り組みをわかりやすく伝えていきます。

実 績	① 情報誌「W a t e r 通信」の発行。 <発行部数 5,000 部> ② 「水道・下水道ガイド」のリニューアル及び配布。 ③ 「広報ひらかた」・ホームページ等の媒体を通じた発信。
説 明	① 情報誌「W a t e r 通信」を発行し、上下水道局の取り組みをわかりやすく発信しました。 ② 水まわりに関して役に立つ保存版の情報冊子「水道・下水道ガイド」のリニューアルを行いました。また、市内転入者に向けて、水道・下水道事業の取り組みの紹介や業務窓口等を案内するため、同ガイドを配布しました。 ③ 水道・下水道事業の取り組みを広く発信するため、ホームページ、SNSなど各種媒体を通じて広報を行いました。

具体的な取り組み：中宮浄水場更新事業

より安全で安心できる持続可能な水道を実現するための重点施策として、中宮浄水場の更新事業を進めます。新たに建設する浄水場は、淀川水系で初めてとなる膜処理方式を採用し、令和2年度は、総合評価一般競争入札によりDBO事業者の選定事務に取り組みます。

実 績	① 総合評価一般競争入札に関する公告。
説 明	① 中宮浄水場更新事業に関するDBO事業者を選定するため契約事務に取り組んでいます。9月に入札公告を行いました。参加者が2グループに満たなかったため、再発注を11月に実施し、事業を進めています。

具体的な取り組み：水道施設等の更新・耐震化事業

水道水を安定的に供給するため、水道施設・管路の更新及び耐震化を効率的・効果的に取り組みます。水道施設整備基本計画に基づき、水道施設については、鷹塚山配水場更新工事（令和2年度中完成）、津田低区配水場3号池整備工事に引き続き取り組みます。

水道管路については、送水管、配水本管、配水支管の更新及び耐震化事業を進めます。

<鷹塚山配水場>



<津田低区配水場3号池>



実 績	① 鷹塚山配水場更新工事の完了。 <枚方市配水池耐震化率：54%⇒59%に向上しました。> ② 津田低区配水場 3 号池整備工事の実施。 ③ 水道管路の更新による耐震化。 <耐震性能を有する水道管路の割合 27.1%>
説 明	水道水を安定的に供給するため、「水道施設整備基本計画」に基づき、水道施設・管路の更新及び耐震化に取り組んでいます。 ① 鷹塚山配水場更新工事は、5 月に完了し安定的な給水を行うことができました。 ② 津田低区配水場 3 号池整備工事では、整備に必要な土木工事を主に行い、計画どおり令和 3 年度の 3 号池完成を目指し工事を進めます。 ③ 水道管路については、送水管・配水本管・配水支管の更新及び耐震化に取り組みました。引き続き「水道施設整備基本計画」に基づき、管路更新と耐震化を行い安定した水道水の供給に取り組んでいきます。

具体的な取り組み：下水道施設の老朽化対策・地震対策

市民生活の安全確保を図り、老朽化対策などに取り組むため、今年度、下水道整備基本計画を策定するとともに、予防保全型を重視した計画的な下水道施設の改築及び耐震化を定めた下水道ストックマネジメント計画を推進し、維持管理に係るライフサイクルコストの最小化を図ります。

令和 2 年度は、管路施設について改築工事や実施設計を実施し、ポンプ施設について、安居川ポンプ場機械設備の改築、北部・溝谷川・安居川の 3 ポンプ場の耐震診断を実施します。

管渠等の老朽化や誤接続により汚水管渠に雨水等が浸入する雨天時浸入水の対策については、楠葉処理分区において流量計を設置し、雨天時浸入水の浸入区域の調査を行います。また、既設管渠の管内貯留について検討を行います。

実 績	① 管路施設の老朽化対策、地震対策。 <実施設計 2 件> ② 雨天時浸入水の対策。 <調査委託 2 件> ③ ポンプ場機械設備改築。 ④ 3 ポンプ場耐震診断調査。 ⑤ 令和 3 年 3 月に枚方市下水道整備基本計画を策定。
説 明	① 楠葉朝日 3 丁目地区で管路施設の老朽化対策として実施設計を完了しました。また、令和元年度に実施した耐震診断結果を基に実施設計を完了しました。令和 3 年度から改築工事を進めていきます。 ② 楠葉地区で流量調査を実施し、雨天時浸入水の多い区域の絞り込みを行いました。また、既設管渠の中部汚水幹線において、管内貯留が可能か調査検討を

	実施しました。令和3年度は、これらの対策をさらに進めていきます。 ③ 安居川ポンプ場2号ポンプにおいて分解・点検し、ポンプ・エンジン・減速機の消耗品の交換を行いました。 ④ 北部ポンプ場・溝谷川ポンプ場・安居川ポンプ場の耐震診断調査業務委託を実施しました。 ⑤ 平成30年度に策定した「枚方市下水道事業経営戦略」の新たな投資・財政計画との整合を図りながら、老朽化対策をはじめとする様々な事業を進めていくため、下水道整備事業における新たな基本的な考え方をまとめた「枚方市下水道整備基本計画」を令和3年3月に策定しました。
--	---

具体的な取り組み：汚水整備事業

汚水整備事業は、河川や水路、ため池などの水質汚濁防止を図り、安全で良好な生活環境が確保されたまちをめざし、今後は整備済み区域内に点在する未承諾地区や整備困難地区など、未整備地区の解消に取り組めます。

実 績	① 未整備地区の解消への取り組み。 ＜整備工事2件、実施設計3件＞
説 明	① 町楠葉地区でマンホールポンプを用いた整備工事を完了し、令和3年6月に供用開始します。長尾東町2丁目地区については、整備工事を実施中であり、令和3年11月に供用開始を行う予定です。また、津田東町、都丘町及び茄子作東町地区の実施設計を完了し、令和3年度は同地区の整備工事を進めていきます。なお、令和2年度末での公共下水道整備普及率は97.4%となりました。

具体的な取り組み：雨水整備事業・浸水対策

近年の計画降雨を上回る集中豪雨対策として、下水道浸水被害軽減総合計画に基づき、楠葉排水区において引き続き雨水貯留施設等の整備を進めます。また、幹線管渠の整備や浸水頻度の高い地域の被害軽減に向けた設計業務に取り組めます。

＜シールドマシン（楠葉雨水貯留管）＞



＜築造中の楠葉雨水貯留管＞



実 績	① 雨水貯留管シールドマシン損傷による修復作業。 ② 雨水管整備事業等。
説 明	① 平成 29 年度から実施している楠葉雨水貯留管整備工事において、令和 2 年 1 月からシールドマシンの損傷によって掘進工事を中断していましたが、令和 3 年 3 月に修復作業が完了したことから、雨水貯留施設等の整備を再開します。 ② 浸水被害の軽減に向け、楠葉中町地区の雨水管整備工事を実施しました。また、点在する浸水地区を面として捉えた効率的・効果的な浸水対策に取り組むため楠葉野田地区等 4 地区で基本設計を実施しました。

具体的な取り組み：危機事象への対策

生活に不可欠な水道水の供給と下水道による快適な生活環境の確保を持続するため、上下水道事業部では、発生が予想されている大地震や風水害等の危機事象への備えとして緊急出動班の体制整備やマニュアルの作成、給水訓練等に取り組んでいます。

新型コロナウイルス感染症においては「三密の回避」とともに「手洗い」が感染対策に挙げられ、また「新しい生活様式」のひとつとして位置付けられました。このことから水道と下水道というライフラインが担う役割は感染症発生前にも増して重要なものとなっています。

水道事業・下水道事業においては職員一人ひとりが事業の重要性とその責任を自覚したうえで、危機事象に対応し、職員一丸となって業務継続できるよう令和 2 年度は既存のマニュアルの再点検を実施し、適宜改訂に取り組めます。

実 績	① 新型コロナウイルス感染症対策を踏まえた危機管理マニュアルの改訂。 ② 感染症対策に留意した給水訓練等の実施。 ③ 災害時応援協定の拡充。
説 明	① 危機管理マニュアルに「新型インフルエンザ等の感染症」項目の追加を行いました。具体的には、新型コロナウイルス感染症に関する対応例や新型インフルエンザ等の感染症が絡んだ「複合災害」時における給水活動の留意点などを作成し、適切かつ迅速な対応をするため、マニュアルの改訂を実施しました。 ② フェイスシールドやマスクを着装し、手指消毒に留意した給水訓練を実施しました。 ③ 災害時における施設の緊急対応を迅速に実施するため、新たに 6 つの上下水道関係団体と不足する材料の調達や応急復旧工事などの協力に関する災害時応援協定を締結しました。

令和2年度
(2020年度)

市立ひらかた病院の取り組み実績

<部長の方針・考え方>

本院は、基本理念として掲げる「心のかよう医療を行い、信頼される病院」のもと、患者の皆さんや地域の皆さんとの信頼関係を築き、安心と満足を得られる質の高い医療を提供することで地域に貢献するよう努めています。

令和2年度は、救急医療や小児医療、災害医療など、北河内二次医療圏における唯一の公立の総合病院としての責務を果たしつつ、医療の質と安全を向上させるための経営基盤の確立を目指します。

具体的な取り組み：地域連携の更なる推進・救急患者の受け入れ促進

本院が地域の中核となる急性期病院としての責務を果たすため、地域連携の更なる推進と救急患者の受け入れ促進を、本院における二本の柱として取り組みます。

地域連携の更なる推進では、引き続き、地域の診療所への訪問を計画に基づき目標設定し、積極的に行うことで紹介患者の増加に努めつつ、「地域医療支援病院」の承認を見据え、紹介率及び逆紹介率の向上について職員の意識徹底を図るなど、地域の医療機関との業務連携の更なる強化に取り組みます。

また、救急搬送患者の受け入れ促進では、「断らない医療」をスローガンに掲げ、枚方寝屋川消防組合との意見交換等を重ねつつ、救急に関する課題検証に努め、院内の受け入れ体制の充実を図ります。

<目標値>

紹介率：65%以上

逆紹介率：70%以上

実 績	① 地域医療支援病院の承認。(令和3年3月) ② 紹介率・逆紹介率の維持・向上。 <紹介率 53.6% (R1) →65.1% (R2)、逆紹介率 78.7% (R1) →96.5% (R2) > ③ 救急隊との意見交換会を定期的開催。 <救急応需率 88.3%>
説 明	① 地域の中核病院としての使命を果たすとともに、医療機能及び地域連携の強化を図るため、大阪府に「地域医療支援病院」の申請を行い、令和3年3月承認を受けました。今後も計画的な訪問活動や「断らない医療」のための取り組みを進め、地域の医療機関との更なる連携強化に努めます。 ② 地域の診療所への訪問に医師や技師等も同行するなど、積極的な訪問活動により紹介患者の増加に努め、紹介率・逆紹介率の目標を達成しました。今後も職員の意識徹底を図り紹介率・逆紹介率の維持・向上に取り組みます。 ③ 救急搬送患者の受け入れについて、枚方寝屋川消防組合との意見交換会を定期的開催し、相互が考える課題の解消を図るべく、議論しました。 救急受け入れに関する双方の課題確認を行うとともに、改善策に努めました。

	令和3年度は、枚方寝屋川消防組合との意見交換会を継続することで連携の強化を図り、救急搬送患者の受け入れ促進を図ります。
--	---

具体的な取り組み：下肢機能再建センターの立ち上げ

下肢機能の回復、再建を専門的に行う『下肢機能再建センター』を新たに設置し、関節の痛みなどによって仕事や日常生活に支障をきたす方がイキイキとした暮らしを取り戻すことで、キャリア継続や健康寿命延伸が図られることを目的に、股・膝・脚それぞれの関節における質の高い最新の診断と治療の提供をすることで、新たな患者、手術、入院増に繋がります。

また、これを平成31年4月に開設した消化器センターと並び、より専門性の高い診療を提供する本院の“強み”として位置付け、アピールすることで、健康に不安があれば、「ひらかた病院に行こう」と言ったような、市民から選ばれる病院として信頼感を得られるよう努めます。

実 績	① 令和2年7月1日「下肢機能再建センター」を開設。
説 明	① 令和2年7月1日の開設に向け、院内における会議や勉強会を行い、職員の共通認識を図り準備を進めるとともに、地域の医療機関を訪問し、下肢関節の様々な関節疾患の手術治療を提供すべくPRを行いました。令和2年度は外傷、関節リウマチや変形性関節症による股関節や膝の手術件数が増えたことで収益増に繋がりました。令和3年度は、下肢機能再建センターの医師が講師をする市民公開講座を開催するなど、更に質の高い診断と治療の提供について更なる情報発信に努めていきます。

具体的な取り組み：新型コロナウイルス感染症への適切な対応

北河内二次医療圏における唯一の感染症指定機関として、院内感染防止に細心の注意を払いつつ、感染患者に対して適切な医療の提供に努めてきたところです。

今後も懸念される第2波・第3波に備え、医療材料等の物資の確保や検査等の医療体制の充実に努め、市民等の安心・安全に貢献していきます。

実 績	① 感染拡大に応じた感染患者の受入れ拡大及び適切な医療の提供体制の構築 ② 感染防止対策の徹底 ＜院内感染0＞ ③ 検査体制の充実、医療物資の確保
説 明	① 本院では、感染拡大に応じ、一部一般病棟の閉鎖やゾーニングの徹底など様々な措置を講じて受入れ病床を確保・拡大し、増加する入院患者に対応してきました。外来においては発熱外来を臨時で設置し、また、院内に各種検査機器を導入して迅速で且つより多くの方に検査が実施できるよう対応するなど、適切な医療を提供すべく取り組みました。

	② 病院入り口において発熱者のトリアージを行い、発熱が認められた方については他の患者さんと異なった動線で発熱外来に受診できるよう体制を整備し、これらに必要な設備や人的措置を講じたほか、院内各所に感染防止に感染防止対策を施し、また職員に対する意識の徹底を図るなど、院内感染を起こさないよう努めました。 ③ 国・府の補助金を活用して、PCR検査機器や医療機器を整備するとともに、世界的な供給不足の中、マスクやガウンなどの衛生材料の確保に努めました。
--	--

具体的な取り組み：外部コンサルタントの活用

平成 30 年度から導入した、外部コンサルタントからは、これまでも病院経営に関する豊富な知識や経験に基づく具体的な課題目標の設定や提言を受け、その達成に向けて取り組んできたところです。

令和 2 年度は、引き続き、各診療科で収益向上のために取り組むべきことについて助言を受けるとともに、4 月の診療報酬改定で改善できる点などについて意見をいただき、院内に設置する「緊急経営改善チーム」との連携のもとで、実効性のある取り組みを進めていきます。

《目標値》

手術件数 : 300 件/月

入院単価 : 59,000 円

実 績	① 診療科毎のミーティングや診療報酬等に係る勉強会を定期的に開催。 ＜手術件数 280 件/月、入院単価 62,050 円＞
説 明	① 経営改善に向けた、紹介率・逆紹介率・救急応需率・病床稼働率の向上等の取り組みについて、外部コンサルタントが入った中で、医療職をはじめとした各部局と定期的にミーティングを開催しました。その中で、病床稼働率の向上に向けた目標病床数など、各種目標とする数値の設定や、目標達成のための助言・提案、他院の状況についての情報提供等が行われ、診療局やコメディカルにおいてはミーティングの内容を踏まえた経営改善についての取り組みを進めました。令和 3 年度は、新たに診療報酬の改善を目的とする委員会を設置し、保険診療についての理解を深めるとともに、更なる経営改善に向けた取り組みを進めていきます。

具体的な取り組み：医師の確保による収益力の向上

収益向上には診療体制の充実が必要不可欠であることを踏まえ、今後も引き続き、医師について、効果的な収益構造を構築するための適材な配置を検討しつつ、積極的な確保に努めます。

実 績	① 診療体制充実のための医師の確保。
説 明	① 令和2年7月1日の「下肢機能再建センター」開設による医師の確保を行ったことにより、収益増に繋がりました。今後も引き続き、大阪医大に対して積極的に要望するなど、収益向上に必要な医師の確保に努めていきます。

具体的な取り組み：地域における公立病院として果たすべき役割の検討

本院では、「市立ひらかた病院改革プラン（第2次中期経営計画）」において、救急搬送患者の積極的な受け入れや感染医療、災害医療や小児救急診療など、自治体病院として果たしていくべき役割を掲げ、遂行してきました。

今後においても、継続して、その役割を担いつつ、大阪府が進められる地域医療構想における議論を踏まえながら、将来において本院が提供すべき医療の考え方を検討していきます。

実 績	① 令和3年3月に大阪府より地域医療支援病院の承認。 ② 引き続き、現在の役割を継続。
説 明	① これまで取り組んできた紹介・逆紹介を進めることなどにより承認を受けました。今後は更なる地域連携の強化を図ることで、地域の中核病院としての役割を果たしていきます。 ② コロナ禍により、地域医療構想の議論については中断しているものの、この間、本院が地域において果たしてきた役割を踏まえ、引き続き現在の役割を担っていきます。

具体的な取り組み：ふさわしい経営形態の検討

将来にわたって北河内二次医療圏における役割や公立病院としての役割を果たしていくには、安定的な経営基盤の確立が不可欠であることから、経営形態のあり方について、各経営形態のメリットやデメリット、見直しを行った市の事例などを踏まえた検討を行います。

実 績	① 指定管理制度及びPFI方式の市立病院の視察。
説 明	① 昨年度に引き続き実際に経営形態を見直した病院の事例を視察し、本院を取り巻く状況を踏まえつつ、今後の検討に繋げていきます。

具体的な取り組み：中期経営計画の中間見直しに沿った取り組みの推進

令和2年3月に中間見直しを行った「市立ひらかた病院改革プラン（第2次中期経営計画）」で設定した目標値達成をするため、前年度設置した「消化器センター」や外部コンサルタントの意見に基づく取り組みの効果を検証しつつ、さらなる取り組みを推進することで、収支計画における単年度収支の黒字を計上できるよう努めてまいります。

実 績	① 病床利用率 69.8% ② 純利益 836,743 千円を計上。
説 明	① コロナ対応のための閉棟やコロナ禍の患者数の減少により、計画値の85%を大きく下回りましたが、アフターコロナを見据え、更なる経営改善に取り組めます。 ② コロナ禍による患者数の減少に伴い、医業収益が大きく落ち込んだ一方、コロナ対応への空床補償補助金を受けたことにより、純利益を計上することができました。

令和2年度
(2020年度)

総合教育部の取り組み実績

＜部長の方針・考え方＞

- ①新しい生活様式を踏まえた教育環境の充実
- ②市政全般の課題対応につながる教育分野からのアプローチ
- ③公民連携、民間活力のさらなる活用による教育環境の充実

具体的な取り組み：「教育振興基本計画」の見直し

教育の振興に関する中長期的な目標や方向性を示す「枚方市教育振興基本計画」（平成28年6月策定）について、令和2年3月に策定した、新たな「枚方市教育大綱」に掲げる教育理念「夢と志を持ち、可能性に挑戦する“枚方のこども”の育成」や、国の「教育振興基本計画」等を踏まえ、令和2年9月を目途に、見直しに取り組みます。

見直しにあたっては、枚方市教育に関する事務の点検評価に携わっていただいている学識経験者等の意見をいただきながら、教育大綱の重点方針に掲げる、「いじめや不登校の防止、早期解決」や、「ICT活用の推進」等のほか、新型コロナウイルス感染症等の危機事案に対応しうる新しい生活様式の視点も取り入れながら検討作業を進めます。

実 績	①「枚方市教育振興基本計画」の見直し。
説 明	① 「枚方市教育振興基本計画」について、国の第3期教育振興基本計画や、令和2年3月に策定した、新たな「枚方市教育大綱」に掲げる重点方針等を踏まえ、学識経験者である枚方市教育に関する事務の点検評価員や、パブリックコメントによる意見をいただきながら、令和2年9月に見直しを行いました。 見直しに当たっては、今後の教育行政に求められる課題を踏まえ、「新型コロナウイルス感染症等への対応」や「タブレット端末などICTを活用した学習活動の充実と学力の育成」等を重点的に進める取り組みと位置づけ、計画に沿った施策を推進することとしました。

具体的な取り組み：社会教育の推進

新しい生活様式への適応の観点の踏まえ、子育てや親への支援を行う家庭教育支援事業、暮らしに役立つ社会制度等についての情報や知識を学ぶ社会教育基礎講座、人権を擁護し、尊重することの大切さについて、市民の気づきを促す社会教育（人権）講座等を開催するほか、枚方市日本語・多文化共生教室「よみかき」を実施します。

各事業の実施にあたっては、必要な人に必要な情報が届くよう適切な周知に努めます。

実 績	① 令和2年度は『つながる、気づく』を共通のテーマに設定し、「家庭教育支援事業」、「社会教育基礎講座」、「社会教育人権啓発事業」を実施。 ＜講座等の募集人数に対する参加者の割合：87.5%＞
説 明	① 家庭教育支援事業として、参加者同士の話し合いを通じて、自らの子育てを振り返る機会を提供し、子育てに関する気づきを促す「子育て応援！親学び講座」（計2回実施）（参加122人/定員122人）や、「親子でアート！ビーチグラスでモザイク画を作ろう！！」（参加12組34人/定員15組30人）、「親子でマジシャンになろう！親子のコミュニケーションマジック講座！」（参加12組32人/定員15組30人）、「スマホが思春期に与えるホンマでっか！な影響について」（参加9人/定員30人）を実施しました。 社会教育基礎講座として、自分が住む地域の歴史に触れる「地域歴史講座 第1回 初歩の初歩 蹉跎の歴史」（参加25人/定員40人）や、「もしものときのための応急手当講座」（参加16人/定員20人）を実施しました。 社会教育人権啓発事業である「枚方市日本語・多文化共生教室『よみかき』」については、コロナの感染状況を注視しながら教室開催を行うとともに、中断期間においては、日本語による手紙を受講者に発送するなど少しでも日本語に触れる機会を提供しました（全6教室、327回実施）。 令和3年度においても、「人生100年」時代を迎えるにあたり、生涯自ら学習し、自己の能力を高め、働くことや、地域や社会の問題解決のための活動につなげていくことの必要性が高まっていく中、社会教育を推進する、各種事業を行っていきます。

具体的な取り組み：校内無線LAN環境の整備

小・中学校でタブレット端末をWi-Fiでつなぎ、新しい生活様式を踏まえた教育環境の充実に向けて、ICT環境を最大限活用した学習活動等の実施ができる校内無線LAN環境の整備を進めます。

実 績	① 小中学校の校内無線LAN環境の整備。
説 明	① 高陵小学校と中宮北小学校を除く小中学校の各教室にタブレット端末をWi-Fiでつなぐための機器等を設置し、校内のICT環境の整備を実施しました。

具体的な取り組み：学校規模等適正化の推進

教育環境の向上のため、将来の児童・生徒数を見据え、「枚方市学校規模等適正化基本方針」

に基づき、学校規模等の適正化に向けて具体的な取り組みに併せて、市全般の課題でもある公共施設総量の最適化に取り組みます。

小規模校対策では高陵小学校と中宮北小学校の学校統合について、保護者や地域等の理解と協力を得ながら、新しい学校づくりに向けて「枚方市学校規模等適正化実施プラン」を策定します。また、過密校対策では樟葉小学校と樟葉北小学校の校区変更について取り組みを進めます。

実 績	① 学校規模等適正化の推進。
説 明	① 小規模校対策では、令和4年4月の高陵小学校と中宮北小学校の学校統合に向けて、両校の保護者や地域の代表者等と協議・検討を行うとともに、両校区を対象に説明会等を実施し、令和3年3月に「枚方市学校規模等適正化実施プラン」を策定しました。今後、保護者、地域コミュニティ、学校、教育委員会等の代表者からなる「枚方市新しい学校づくり協議会」において統合に関する諸課題について協議を行います。 樟葉小学校の過密校対策では、当校の児童数の将来予測が減少方向に変化しているため、校区変更は行わず、今後の児童数の推移を見定めることとしました。

具体的な取り組み：児童・生徒の安全対策

小・中学校における学びの保障に対する支援策として、非接触型体温計やフェイスシールド、消毒液等、新型コロナウイルス感染症対策に係る備品や消耗品等を配備します。

杉中学校に通学する生徒のうち、通学の距離及び安全面からバス通学が必要と認められる生徒の保護者に対して交付している遠距離生徒通学費補助金の対象地域を拡大したことに伴い、バス通学の状況を把握するとともに、より一層の安全対策に取り組みます。

また、ホイッスル型の見守り端末を児童・生徒が携行し、通学路を中心に設置する基地局がその電波を受信することにより児童生徒の移動履歴がわかる、民間事業者が提供する広域見守りサービスを活用したモデル事業について、同中学校区内から順次実施していきます（小学校は全児童を対象とし、中学校は希望者を対象とします）。

実 績	① 物品の購入などにより小・中学校の新型コロナウイルス感染症対策を実施。 ② 路線バスを2便増便（臨時便）。 ③ 民間事業者と協定を締結、中学校3校と小学校7校で広域見守りサービスを導入。
説 明	① 小・中学校での新型コロナウイルス感染症対策として、全小中学校に非接触型体温計、フェイスシールド、消毒液や飛沫防止ガードなどを配備するとともに、トイレ清掃・消毒作業の業者委託を行いました。また、小・中学校が、各校で感染症対策に必要な物品を速やかに購入することができるよう、予算の追

	加配当を行いました。こうした感染症対策を講じた結果、安心安全な教育活動の推進に寄与することができました。今後も、補助金などを活用することで、より一層の感染症対策に努めていきます。 ② 通学の安全確保のため、京阪バス（株）にバスの増便について要望を続けてきた結果、学校運営日にあわせて臨時便を2便増便することになりました。今後も引き続き、学校や保護者等と連携しながら通学路の安全対策に取り組んでまいります。 ③ 民間事業者と広域見守りサービスの導入について令和2年7月に協定を締結し、9月に杉中学校と同校区内の小学校3校（氷室小・菅原東小・藤阪小）に同サービスを導入しました。また令和3年1月には長尾中学校・長尾西中学校と同校区内の小学校4校（田口山小・菅原小・長尾小・西長尾小）にも同サービスを導入しました。今後は新型コロナウイルス感染症の影響を考慮しつつ、早期の市内全校区への導入に取り組めます。
--	--

具体的な取り組み：学校給食における感染症対策及び熱中症対策

学校給食の実施にあたっては、感染症及びその拡大リスクを可能な限り低減しつつ、感染レベルに応じた対応を行います。各学校において、給食当番活動を行う子どもたちの体調を毎日点検・記録する仕組みの徹底を図るとともに、給食当番の前後には手洗いを行うことや、配膳時や喫食時に飛沫を飛ばさないよう、会話を控えるとともに、机を向かい合わせにしないなどの給食指導の徹底を進めていきます。

また、各学校の状況を把握し、更なる対策を進めるなど、感染防止対策を行ったうえでも給食の時間が楽しみになるよう給食指導の充実に取り組めます。

調理場においても、飛沫感染を防止するために作業中の不要な会話は行わず、接触感染を防止するためにマスクを触った後等の手洗いを徹底する等の対策を行います。

また、今年度については、8月の夏季期間に給食を実施するため、調理員に冷却ベスト等を配付するとともに、献立を工夫する等、感染症対策や食中毒の防止及び熱中症対策に努めます。

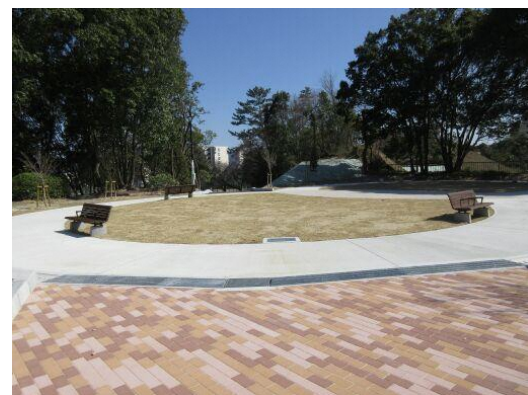
実 績	① 感染拡大防止対応の上、小中学校全校で給食を実施。 ② 広報媒体を活用した給食指導に繋がる取り組みを実施。 （教育委員会ブログ・広報ひらかた「枚方キッチン」） ③ 調理従事者の感染防止対策の実施。 ④ 夏季期間の熱中症対策の実施。
説 明	① 大阪府教育庁作成のマニュアル及び文部科学省通知等に基づき作成した「学校の教育活動を再開するにあたって（枚方市教育委員会）」にて、給食時間中の指導（給食当番の健康観察・記録の徹底、給食の配食方法、手洗い、喫食時の注意点等）について具体的に学校に通知し、指導の徹底を進めました。 ② 調理場内の様子や給食を撮影した写真や映像を教育委員会ブログに掲載しま

	したが、なかには給食中に映像を流す等、会話をしない給食時間でも楽しい時間となる工夫を行っている学校もありました。また、広報ひらかた「枚方キッチン」では、行事食・郷土料理や旬の野菜を使用した学校給食のレシピ、給食で使用する地元産野菜を紹介しました。 ③ 学校給食管理基準に基づく調理作業及び従事者の健康管理における感染防止対策を徹底するとともに、不要な会話の制限や昼食時以外のマスクの着用、手洗いの励行等の飛沫・接触感染防止対策の徹底を行いました。 ④ 夏季期間の給食においては、調理方法や料理の組合せを工夫することで調理従事者の熱中症対策や食中毒の防止に努めるとともに、献立の質を低下させることなく給食を提供しました。加えて、空調設備のない調理場で勤務する調理従事者には冷却ベストを配付し、熱中症対策を行いました。
--	--

具体的な取り組み：香里ヶ丘図書館・中央公園の一体的運営

香里ヶ丘図書館は、令和2年度より、指定管理者による運営を行います。4月から、備品の整備等開館準備を進め、7月22日にリニューアルオープンの予定です。

開館後は、香里ヶ丘地域のまち全体の魅力を高め定住促進に繋げるため、隣接する香里ヶ丘中央公園みどりの広場でのイベント開催、地域や周辺商業施設と協力してにぎわいの創出やまちの魅力の向上に取り組めます。



実績	① 令和2年4月から指定管理者による運営及び開館準備開始。 ② 令和2年7月22日にリニューアルオープン。 図書館と公園（みどりの広場）の一体的運営を行い、隣接する香里ヶ丘中央公園みどりの広場でのおはなし会や地域や周辺商業施設と連携したイベントの開催。
説明	① 令和2年4月から指定管理者による運営を開始し、他の場所で保存していた図書約9万冊の配架や書架・備品・什器等の設置を行うなど、開館に向けた準備を行いました。 ② 令和2年7月22日のリニューアルオープン後、多くのご利用をいただき、新型コロナウイルス感染症の影響が少なく通常開館ができた4ヶ月の貸出冊数を

	年間換算すると約 53 万冊となりました。建替え直前の旧館の利用と比較しますと、10 万冊以上を上回る利用となりました。また、近隣の商業施設等と連携したイベントの実施やみどりの広場での青空おはなし会の実施など、香里ヶ丘図書館の特性を生かしたサービスを行いました。 令和 3 年度は、地域のまちの魅力向上に向け、さらなる利用向上や近隣との連携に取り組んでいきます。
--	---

具体的な取り組み：学校図書館支援事業の推進

読書好きの子どもを育み、児童・生徒の学力向上につながるよう、全 19 中学校区に配置している学校司書への支援、学校図書館システムの管理・技術的支援、学校図書館の環境整備を行い、学校図書館の機能充実を図ります。

また、「学校教育支援用団体貸出」、「子どもに本を届ける事業」等を行うとともに、児童・生徒の読書意欲を高めるため「ビブリオバトル」等の充実に向け、関係部署と協力しながら取り組みます。

実 績	① 全 19 中学校区配置の学校司書への支援及び学校図書館の機能充実。 ② ・学校への団体貸出図書配本事業 <小学校 36 校に 1 校あたり 210 冊を年 2 回配本> ・学校教育支援用団体貸出 <貸出回数（受付件数）：小中学校 290 件、貸出冊数：7,417 冊> ・子どもに本を届ける事業 <図書 2,639 冊を購入> ③ 「第 8 回ひらかた朗読大会」を開催。 <出場者：小学生 25 人、参加者：48 人> 「第 6 回中学生のビブリオバトル」を開催。 <参加者：11 人>
説 明	① 学校司書への支援、学校図書館システムの管理・技術的支援、学校図書館の機能充実に向けた取り組みを行いました。 ② 小中学校への「読書支援用」図書の団体貸出及び搬送や、「学校教育支援用」図書の団体貸出を実施、また、子どもに本を届ける基金から 450 万円を予算化し、中央図書館団体貸出配本用図書等を購入することにより、学校図書館への支援に取り組みました。 ③ 児童・生徒の読書意欲を高めるため、学校教育部と連携し「第 8 回ひらかた朗読大会」「第 6 回中学生のビブリオバトル」を開催しました。「第 9 回中学生の調べ学習コンクール」は、新型コロナウイルス感染症拡大に伴い中止しました。 令和 3 年度は 12 小学校への学校司書配置にあわせ、さらなる学校図書館機能の向上及び充実を図ります。

具体的な取り組み：市駅周辺の図書館機能の充実

子育て世代を中心としたニーズを踏まえ、市の中心拠点・駅近のメリットを生かして、市駅周辺を利用する市民等に市の魅力をアピールし、定住促進に寄与できるよう、行政機能の一つである「図書館機能」の充実にに向けた検討を進めます。

実 績	① 枚方市駅周辺の「図書館機能」充実にに向けた検討。
説 明	① 枚方市への定住促進に向けた魅力にあふれた賑わいのあるまちづくりに寄与するため、枚方市駅前の再開発における「図書館機能」の充実に向け取り組んでいます。令和３年度は、引き続き関係課と連携しながら、駅近のメリットを生かすとともに民間施設や他の公共施設とつながりを持たせ、子どもや高齢者、子育て世代などにも利用しやすい施設とするための検討を行います。

具体的な取り組み：図書館利用における安全の確保

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、対策状況に応じ、本の消毒、マスクの着用、予約本の受け渡しに限定する等サービスの縮小や臨時休館、中央図書館、分館に設置している本の消毒器の活用、貸出カウンター周りのビニールシートの設置等、市民の安全に配慮した対応を行います。

また、電子図書の導入等、新しい生活様式への移行に向けた取り組みを進めます。

実 績	① 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため各種対策を実施。 ② 新しい生活様式にも対応するために電子書籍導入を検討。
説 明	① 本の消毒、マスクの着用、中央図書館・分館・分室に設置している本の消毒器の活用、貸出カウンター周りのビニールシートの設置など、市民の安全に配慮した対応を行いました。 ② 電子書籍の令和３年度導入に向け、他市事例を調査するとともに、予算確保を行いました。 令和３年度も引き続き、市民が安心・安全に図書館を利用できるよう感染症拡大防止対策を行うとともに、電子書籍の導入により、家にいながら読書が楽しめ、学びが広がる環境づくりに取り組みます。

令和２年度
(2020年度)

学校教育部の取り組み実績

<部長の方針・考え方>

「枚方市教育大綱」「枚方市教育振興基本計画」を踏まえ、教育委員会と学校園が一体となって、本市のめざす教育を推進していく。

国が打ち出した「GIGAスクール構想の実現」を踏まえ、令和２年度中に児童・生徒一人一台のタブレット端末の整備を行い、子どもたちを誰一人取り残すことのない、個別最適化された学びの実現のため、ＩＣＴ機器を最大限活用した教育活動を展開する。特に今年度は、新型コロナウイルス感染拡大に伴う臨時休業が長期に亘ったことによる様々な影響を踏まえつつ、これらＩＣＴ機器も活用しながら、子どもたちの安全・安心の確立と学習保障を最優先に取り組みを推進する。

また、より豊かな放課後の創造に向け、安全安心に仲間と過ごすことができる空間と時間をすべての児童に提供する放課後児童対策事業に取り組む。

- ①子どもを第一に考えた教育施策の展開
- ②「新しい生活様式」を踏まえた教育活動の充実
- ③ＩＣＴ教育の推進
- ④すべての児童の放課後を豊かにする施策の推進

具体的な取り組み：（１）学力向上の取り組みの推進

【学力の向上】

新型コロナウイルス感染拡大に伴う臨時休業が長期に亘ったことから、夏休み・冬休みの短縮、行事の精選等により必要な授業時数を確保し、児童・生徒の学習保障を行います。

児童・生徒一人ひとりの知識や技能の習得及び思考力・判断力・表現力の育成に向け、各学校の学力向上委員会や教科会、学年会など組織的な取り組みの充実を図り、新型コロナウイルスの影響による、学校の休業や限定的な学校再開にも備えて、ＩＣＴ機器を効果的に活用した同時双方向型のオンライン授業のシステム化等も含めた授業改善を進めます。

また、タブレットやパソコン等で活用する学習コンテンツを効果的に取り入れることで、新学習指導要領で求められている資質・能力や情報活用能力の育成を図るとともに、少人数学級編制や習熟度別指導等により、きめ細かな指導を行います。

実 績	① 教育用アプリケーションのアカウント配付、学習支援ソフト等の整備を実施。
説 明	① 校長会・教頭会でＩＣＴ機器等の効果的な活用により一層の推進を指示伝達するとともに、活用や整備について、初任者研修をはじめ各研修を実施するとともに、令和３年度の新学習指導要領の全面実施に向け、個別最適な学びを実現するための校外研修や校内研修を実施しました。

具体的な取り組み：（２）英語教育の推進

【英語教育指導助手の配置】

全中学校に外国人英語指導助手（ＮＥＴ）、全小学校に日本人英語指導助手（ＪＴＥ）を引き続き配置し、新たに小学校担当のＮＥＴを配置することで、英会話や体験的な学習の充実を図ります。

また、小学校外国語活動の特別免許を有する教員及び小学校英語専科教員を増員して、指導体制の強化を図ります。

【外部検定試験の活用】

英語の４技能をバランスよく育成するため、中学校２学年を対象に外部検定試験を実施し、結果分析をもとに、授業改善と生徒の学習意欲向上に生かします。

【大学との連携】

関西外国語大学と連携し、「枚方英語村」を実施するなど、児童・生徒が留学生と交流し、英語を使った体験活動を通じて、実践的な英語力を育みます。

実 績	① 全中学校にＮＥＴ、全小学校にＪＴＥを継続配置。 ② 英語外部検定試験の実施。 ③ 関西外国語大学との連携。
説 明	① 全中学校にＮＥＴ、全小学校にＪＴＥを継続して配置し、英語を使った体験的な学習を実施しました。また、小学校での外国語の授業においては、校区中学校のＮＥＴの派遣やタブレット端末を活用したＮＥＴによる遠隔授業を実施しました。 令和３年度においてもＮＥＴ及びＪＴＥを継続配置するとともに、小学校にはＮＥＴを新たに配置していきます。 ② 英語外部検定試験を令和３年１月に実施し、結果分析をもとに授業改善、個に応じた指導に活用しました。 令和３年度も実施し、引き続き結果分析に基づいた英語授業の改善等に努めていきます。 ③ 関西外国語大学と連携した枚方英語村は、新型コロナウイルス感染予防の観点から中止しました。 令和３年度は、教員の英語指導力の向上に向けて小学校教諭１名を関西外国語大学の講義に参加させるとともに、枚方英語村は実施に向けた取り組みを進めていきます。

具体的な取り組み：（３）読書活動の推進

市立図書館と連携した学校図書館の環境整備、児童・生徒の読書習慣の確立、調べ学習等授業における学校図書館の活用を推進するとともに、ビブリオバトル等の読書活動の充実を図ります。

実 績	① 市内全 19 中学校区への学校司書配置。 ② 朝読、読み聞かせ、及びビブリオバトル等の読書活動の実施。
説 明	① 児童・生徒の読書活動を推進し、授業において課題解決や探究活動に取り組む力を育むため、市内全 19 中学校区に学校司書を配置し、市立図書館と連携しながら、学校図書館の環境整備・有効活用に取り組みました。 令和 3 年度は、市内全 19 中学校区への学校司書配置を継続するとともに、新たに 6 名の学校司書を研究推進校（12 小学校）に配置し、学校図書館の環境整備、児童・生徒の読書習慣の確立、調べ学習等、授業における学校図書館の活用を推進していきます。 ② 児童・生徒の読書習慣の確立に向けて、朝読は小学校 41 校、中学校 17 校、読み聞かせは小学校 34 校、中学校 1 校、ビブリオバトルは小学校 1 校、中学校 10 校において実施されました。また、授業においても小学校 44 校、中学校 17 校において学校図書館の活用がありました。 令和 3 年度においても引き続き、読書に対する意欲の喚起や読書量の増加に向けて、朝読書やビブリオバトル等読書活動の充実を図っていきます。

具体的な取り組み：（４）体力向上の取り組みの推進

【体力の向上】

昨年度までの全児童・生徒の体力テストの結果を各校で分析し、体力向上推進計画を作成・実践するとともに、大阪体育大学と連携して、授業改善をはじめ、体力向上に向けた取り組みを推進します。

【中学校部活動】

「枚方市中学校部活動方針」に則り、適切に部活動を実施します。

新型コロナウイルスの影響により、長期間、運動を行っていない可能性があることから、準備運動を十分に行い、主運動に付する運動機能の向上を高める活動を行います。

また、部活動前後の手洗いの徹底やソーシャルディスタンスの確保等感染防止対策を講じながら、生徒の心身の状態に留意し、けがや事故の防止に努めます。なお、専門的な知識や技能を有する部活動指導協力者を引き続き派遣し、指導の充実を図ります。

実 績	① 大阪体育大学と連携した体育授業の改善。 ② 新型コロナウイルス感染防止対策を施した中学校部活動の実施。 ③ 中学校部活動指導協力者の派遣継続。＜19 校 113 名＞
説 明	① 研究指定小学校 2 校において大阪体育大学と連携して当該校児童の特性を踏まえた体力向上に係る授業研究を進めました。研究成果については、全小・中学校に発信し、各校において効果的な体育授業の構築に向けた取り組みを進めました。

	令和3年度においても、児童・生徒の特性を踏まえた体力向上に向けた効率的な体育授業の構築に向けて研究を進めていきます。 ② 中学校部活動は休止や制限付き実施など、新型コロナウイルス感染症の感染状況を踏まえ、臨機に対応をしながら実施してきました。 令和3年度においても前年度と同様に、生徒の安全確保を第一として、感染状況を踏まえた部活動を実施していきます。 ③ 部活動の活性化と充実を図るとともに、顧問教員の授業研究や生徒指導に係る時間の確保に向けて、専門的な知識や技能を有する部活動指導協力者を派遣しました。 令和3年度においても部活動指導協力者の派遣を継続するとともに、派遣制度の在り方について調査・研究を進めていきます。
--	--

具体的な取り組み：（５）生徒指導の充実

「枚方市いじめ防止基本方針」に基づき、「枚方市生徒指導マニュアル」「枚方市いじめ防止マニュアル」を活用し、いじめを受けた児童・生徒やその保護者に寄り添い、いじめの未然防止、早期解決に努めます。不登校の課題については、子どもの育ち見守りセンターと連携し、学校に校長経験者、心理・福祉の専門家等で構成する「ひらかた学校応援チーム」を派遣する等、児童・生徒の社会的自立をめざし支援・指導に努めます。

各学校においては、生徒指導担当者を核とした組織的な対応を行うとともに、家庭訪問等を通じて保護者との信頼関係を構築し、アセスメントシートやスクリーニングシート等を活用した客観的な状況把握・改善に努めます。

実 績	① 暴力行為が減少。＜小学校 84 件、中学校 40 件＞ ② いじめ事案は小さな事案から丁寧に対応したことにより、認知件数が増加。＜小学校 658 件、中学校 271 件＞ ③ 不登校児童・生徒数は増加。＜小学校 216 件、中学校 482 件＞
説 明	① 小学校では、生徒指導主担者、中学校では生徒指導主事が中心となり、生徒指導体制を構築しており、令和元年度と比較して、小学校で 1 件・中学校で 11 件暴力行為は減少しました。 ② いじめについては、小さな事案から丁寧に対応する視点から、認知件数が令和元年度と比較して、小学校で 226 件、中学校で 128 件増加しました。 ①、②については、今後も、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門家との連携も含めた組織的な生徒指導体制を強化するため、継続して取り組んでいきます。 ③ 不登校の主な要因としては、本人・学校・家庭に係る状況等、個人によりそれぞれ異なっています。小学校で 53 件、中学校で 21 件増加しました。 8 中学校にスクールソーシャルワーカーを、全中学校に不登校支援協力員を

	配置し、校内の適応指導教室を活用して教育相談や学習の補助を行いました。 また、適応指導教室「ルポ」においては、学習活動やグループ活動を通じた社会的な自立のための支援と指導を行うとともに、保護者の気持ちにも寄り添った対応を行いました。今後も、それぞれの不登校児童・生徒に応じた適切な支援を行っていきます。 その他、貸与されたタブレット端末を活用して、児童・生徒の気持ちを視覚化し、子ども理解と支援をすすめる取り組みについて検証を行いました。 今後も引き続き、子どものサインを見逃さない体制の構築に向けて取り組みを進めていきます。
--	---

具体的な取り組み：（６）支援教育の充実

支援教育コーディネーターの活動時間を確保するために非常勤講師を配置し、校内の支援教育体制を充実します。

また、支援教育に関する専門家等を学校園に派遣し、教職員への指導・助言を行います。

実 績	① 支援教育コーディネーターを全小中学校(64校)に配置。 ② 支援教育に関する専門家等を小中学校に派遣。＜7小中学校 20回派遣＞ 肢体不自由児童・生徒に対し、理学療法士による専門的な機能回復訓練を実施。＜80回＞。リーディングチームを小中学校に派遣。＜7件＞
説 明	① 全小・中学校に非常勤講師を配置して、支援教育コーディネーターの要支援児童・生徒に対する支援のための活動時間を確保し、支援体制の充実を図りました。 ② 発達障害等があり教育的支援を必要とする児童・生徒に対する個に応じた指導の一層の充実を図るために、特別支援教育士・臨床心理士等の専門家用小中学校4校に年間5回派遣しました。また、肢体不自由児童・生徒に対し、理学療法士による専門的な機能回復訓練を実施しました。合わせて支援学級担任に対して、日常訓練の指導・助言を行いました。さらに、通級指導教室担当教員で構成しているリーディングチームの専門性を生かして、市内の小中学校に巡回指導等を行いました。 今後も「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」を踏まえ、本人や保護者の意向を受け止め、合理的配慮について適切に対応しながら支援教育に取り組んでいきます。

具体的な取り組み：（７）少人数学級充実事業の推進

本市独自の少人数学級編制を引き続き実施します。

また、習熟度別指導や一部教科担任制等、指導方法・指導形態の工夫により、児童の「生きる

力」を育成します。なお、対象となる学校の増学級数に対して任期付教員を配置します。

実 績	① 本市独自の少人数学級編制による増学級数。＜74 クラス＞ ② 増学級数に対する教員の配置。＜74 人＞
説 明	① 小学校第1学年から第4学年までを支援学級在籍児童を含む35人学級編制、第5・第6学年については、支援学級在籍児童を含む40人学級編制を実施しました。 ② 増学級数に対して、74人の任期付教員を配置しました。

具体的な取り組み：（８）教職員研修の充実

「枚方市教員等育成指標」に基づいた授業研究・研修の支援を充実し、本市独自の教職員研修計画に沿って、経験年数や職務に応じて行う「基本研修」及び教育課題や教科等の専門性を高める「専門研修」を実施します。

「授業の達人養成講座」の受講を修了した授業マイスターが、成果を学校園に発信するとともに、新たな受講生を募り、2年間かけて授業マイスターを養成します。

指導主事・教育推進プランナー等が学校園を訪問し、経験年数の少ない教職員の指導・助言や授業研究・研修への継続的な指導・支援を行います。

新型コロナウイルス感染症により実施形態を資料送付や動画配信等に変更して実施します。特に法定研修は、中止等が不可能なため、工夫して法定回数の実施に努めます。

実 績	① 教職員研修を実施。 ＜基本研修 126 回・専門研修 44 回・臨時研修 13 回＞ ② 授業の達人養成講座を実施。 ＜授業の達人養成講座 10 回＞ ③ 指導主事・教育推進プランナー等の学校園訪問を実施。 ＜訪問回数 495 回＞
説 明	① 新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、研修の実施については、変更計画の策定に基づき、延期・中止・代替措置を検討した結果、基本研修 126 回、専門研修 44 回、計 170 回に加え、臨時研修を 13 回実施した。 新型コロナウイルス感染症の影響から、今後は、従来の集合型研修に加え、WEB研修など、多様な研修形態を加味した柔軟で、より有効性のある年間研修計画の策定が重要となる。また、単なる実施回数ではなく、フィードバック等による研修そのものの実質的効果の向上が肝要となっている。 ② 令和2年度は、2年継続研修の初年次として、『授業の達人養成講座』を年間 12 回実施予定としていたが、新型コロナウイルス感染症の影響により、実施回数は 10 回であった。

	例年、講座に加え、年2回の研究授業や先進地域等視察を実施しているが、新型コロナの影響から視察については、未実施に終わった。 今後は、達人の認定者による各学校園でのフィードバックの実施率を向上させ、事業の所期目的の達成を目指していく。 ③ 教育推進プランナーを中心にした経験年数の少ない教員の育成及び学校園運営の支援、校内研究・校内研修の支援等については、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、学校訪問を自粛した結果、495回の訪問実施にとどまった。 今後は、希望制による指導主事による校内研究支援制度による訪問も相まって、全体として強化していく。
--	--

具体的な取り組み：(9) コミュニティ・スクールの推進

保護者や地域住民等で構成され、学校運営等に関して協議する枚方におけるコミュニティ・スクールを小学校に設置します。

また、研修会等を開催し、設置校の実践事例の紹介や取り組みの発信を行い、「地域とともにある学校づくり」を推進します。

実 績	① 全45小学校に学校運営協議会を設置し、コミュニティ・スクールとなった。 ② 12月にコミュニティ・スクール実践報告会を開催。
説 明	① 全45小学校に地域住民等と協働して学校運営に取り組む学校運営協議会を設置し、コミュニティ・スクールとなりました。 令和3年度においても全小学校をコミュニティ・スクールとし、地域とともにある学校の構築に向けて取り組みを進めていきます。 ② 12月にコミュニティ・スクール実践報告会を開催し、実践事例の紹介や各校の取り組みについての情報を発信し、地域とともにある学校づくりを推進しました。 今後、講師を招いた講演会の開催などを通じて、学校長や地域・保護者のコミュニティ・スクールへの理解をさらに深め、地域とともにある学校づくりを推進していきます。

具体的な取り組み：(10) 小・中学校における ICT 機器等を活用した取り組みの推進

「枚方市学校教育におけるICT活用の方針」の策定を行い、これに基づき、国の補助制度を活用して令和2年度中に一人一台のタブレット端末の配備を行うとともに、ICT支援員による教員サポート体制や教員への研修体制の充実を図り、ICTの効果的な活用を推進します。合わせて、各学校内の通信ネットワークの整備を実施します。

また、教職員研修については、マニュアルの作成、校内研修、ICT支援員による情報担当者

研修等を実施するとともに、情報教育推進ワーキングチームを通じて、情報共有、発信に取り組みます。

実 績	① 令和3年2月に全児童生徒への配備を完了。 ② 各学校の通信ネットワーク（校内LAN）を整備するとともに、大型提示装置等の周辺機器を各学校に配備。 ③ 教職員研修を実施。 ＜管理職や学力向上担当者対象研修20回＞ ④ 授業づくりや授業改善を目的とした実技研修や動画配信を実施。 ＜iPadやGoogle Workspace for Educationの各アプリケーションの活用動画20本＞ ⑤ ICT支援員による巡回を実施。 ＜令和元年9月から全ての小中学校に巡回を実施＞
説 明	① 全児童生徒に1人1台の端末と大容量通信ネットワークを一体的に整備してICTを活用した教育環境の実現をめざし、国が提唱する「GIGAスクール構想の実現」のロードマップが、新型コロナウイルス感染症の影響で前倒しされたことに伴って、令和2年6月に「枚方市学校教育におけるICT活用の方針」を策定し、これに基づき、令和2年9月から中学校3年生を皮切りにタブレット端末の配備を段階的に進め、令和3年2月に全児童生徒への配備を完了しました。 ② タブレット端末・コンピュータ・大型モニター・プロジェクター・実物投影機（教材をスクリーン等に大きく映し出す機器）などのICT機器を活用し、児童・生徒の関心を高め、ICTを効果的に活用した授業改善を図りました。 ③④⑤ これからめざしていくICTを効果的に活用した枚方の教育の全体像を「枚方版ICT教育モデル」として示しました。校長会・教頭会でICT機器等の効果的な活用のより一層の推進を指示伝達するとともに、令和3年度の新学習指導要領の全面実施に向け、個別最適な学びを実現するための校外研修や校内研修を実施しました。また、各校の教職員から構成される、情報教育推進ワーキングチームを立ち上げ、コアメンバーや各ユニットに所属するジェネラルメンバーで、ICTの効果的な活用について実践・研究を進めました。また、年間20回のオンライン会議を通して、先進的な取組を各校に共有しました。

具体的な取り組み：(11) 学校支援の推進

新学習指導要領がめざす「生きる力」を育むため、元校長、指導主事等による「学校園支援訪問チーム」を組織し、各学校園の課題に応じ、効果的な指導・助言等を行い、学校園運営体制の充実を図ります。

実 績	① 全 71 校園に対し、年間 3 回以上の訪問を実施。
説 明	① 全 71 校園を定期的に 3 回ずつ訪問しました。(1 回目：6 月上旬～7 月中旬、2 回目：9 月下旬～11 月下旬、3 回目：1 月下旬～3 月中旬) また、必要に応じて追加の訪問も行いました。 学校園訪問では、保育・学習の参観をとおした園児・児童・生徒の様子を把握し、校長、教頭への学校園運営等に関するヒアリングを行い、必要な助言を行いました。 令和 2 年度末に校園長を対象に実施した「学校園支援についてのアンケート」結果をもとに、令和 3 年度は、各学校園のニーズによりきめ細やかに対応できる支援の充実に努めていきます。

具体的な取り組み：(12) 総合型放課後事業の推進

子どもたちの健やかな成長に重要とされるいわゆる 3 間（「空間」「仲間」「時間」）を充実させるとともに、土曜日や三季休業期のみの利用ニーズにも応えられるよう、令和 3 年度からの総合型放課後事業実施に向け取り組みを進めます。

実 績	① 総合型放課後事業委託事業者選定審査会の開催および委託事業者の決定。 ② 先行導入対象校4校の保護者に対し、説明会を実施。
説 明	① 令和2年3月に策定した「児童の放課後を豊かにする基本計画」に基づき、全児童を対象とした放課後事業を効果的・効率的に運営する観点から民間活力を活用しながら進めていくこととし、令和3年度より、総合型放課後事業（「放課後キッズクラブ」）を小学校4校（市直営2校、委託2校）で先行導入します。民間委託する2校においては、4月からのスムーズな保育運営の実施に向け、市職員と事業者間で引継保育を2カ月間実施し、児童との関係づくりや特徴・性格の把握に努めました。 ② 事業周知のため、10月15日から20日にかけて、先行導入対象校4校の保護者に対し説明会を実施しました。また、令和3年1月に予定していた「放課後子ども教室」の登録説明会はコロナ禍を受け、全児童に配付されているタブレットによる動画配信で周知を行いました。

具体的な取り組み：(13) 留守家庭児童会室の安全で安心な運営体制の確保

留守家庭児童会室への利用ニーズが増加する一方、運営に必要な職員の確保や施設の老朽化への対応は喫緊の課題となっています。職員については民間活力の活用も視野に入れつつ、引き続き確保に向け取り組みます。

また、留守家庭児童会室の老朽化については、学校の余裕教室の活用とともに、良好な学習環境と放課後の保育環境を併せ持つ校舎整備に取り組みます。

新型コロナウイルス感染症については、学校における感染症対策を勘案して策定した「児童会室新型コロナウイルス感染症対策マニュアル」に基づく安全な保育運営に取り組みます。

実 績	① 「留守家庭児童会室」と「放課後子ども教室」を核とした全児童対策事業「総合型放課後事業」への取り組みを実施。 ② 新型コロナウイルス感染拡大防止対策の実施による安全な保育運営。
説 明	① 留守家庭児童会室の安全で安心な運営体制の確保に向けて、これまで個別に実施してきた「留守家庭児童会室」「枚方子どもいきいき広場」「放課後自習教室」等の放課後事業と、新たに取り組む「放課後子ども教室」の運営について、令和3年4月より、民間活力を活用しながら先行導入で市内4校（山田小・さだ小・川越小・津田小）において、総合型放課後事業として開設・運営します。令和2年度は民間委託する2校にて引継保育を実施し、児童との関係づくりや特徴・性格の把握に努めました。 ② 「児童会室 新型コロナウイルス感染症対策マニュアル」を作成し各児童会室に配付・設置しました。今後も感染状況に的確に対応できるように随時改訂を行い、感染リスクの回避に努めます。

具体的な取り組み：(14) 枚方子どもいきいき広場の実施について

これからの時代を生きる子どもの「生きる力」を育んでいくことを目的として、地域団体等で実施している児童健全育成事業「枚方子どもいきいき広場」が、土曜日（学校休業日）の「子どもの居場所」の役割を担っていることを踏まえ、適切な感染防止対策を実施できること等を条件として、学校長（学校管理者）及び教育委員会が許可した場合（地域と学校との間で協議・調整が整った場合等）、活動を認め、実施団体に対し、支援助成してまいります。

実 績	① 枚方子どもいきいき広場事業実施。 ＜開催数：449回、1回あたりの平均参加児童数：約23人＞ ② いきいき広場事業の活動団体代表者会議を開催。
説 明	① 新型コロナウイルス感染症の影響により、枚方子どもいきいき広場事業の活動については、一定期間活動を中止しましたが、活動実施団体に感染予防への協力を依頼する等、感染拡大防止対策を十分に講じた上で、活動を実施しました。 ② 活動団体代表者会議では、団体間で講師やプログラム案の情報交換を行いました。

令和2年度
(2020年度)

選挙管理委員会事務局の取り組み実績

＜事務局の方針・考え方＞

- ①適正、円滑かつ効率的な選挙事務の管理執行
- ②選挙啓発事業の推進

具体的な取り組み：選挙人の安全・安心に配慮した選挙事務の管理執行

新型コロナウイルスの感染拡大を予防するためには、国から示された「新しい生活様式」の定着に向けて取り組みを進めていく必要があります。こうした中、選挙人の安全・安心に配慮した選挙の管理執行に努めるためには、投票所等の出入口へのアルコール消毒液の設置、定期的な換気や従事者等のマスクの着用、また、投票所に選挙人が集中することを避ける取り組みとして、混雑状況の情報提供の実施に向けた検討を進めるなど、新型コロナウイルスの感染症への感染防止対策が必要となります。

今後、突発的に執行される選挙に備え、感染症対策に必要な物品等の洗い出しを進めるとともに、投票所への人員配置をはじめ、投開票事務を適正に執行するための様々なシミュレーションを実施するなど、いつ選挙が執行されても迅速かつ適切に対応できる体制の構築に努めます。

実 績	① 衆議院解散総選挙に向けた投開票事務の準備。
説 明	① 年度当初において衆議院の任期満了が1年半後に迫っており、来るべき選挙に向けて投開票事務に係る準備を行いました。 準備内容としては、通常準備に加えて、コロナ対策に必要な物品購入リストを作成し、その購入に向けての準備を行うとともに、投票所における感染防止対策の周知を図るため、チラシの作成準備に取り掛かるなど、安全・安心に配慮した準備を進めました。

具体的な取り組み：政治や選挙への関心を高めてもらうための啓発事業の実施

特に若年層の投票率が低い状況にあることから、これから有権者となる中学生や高校生を対象とした模擬投票も取り入れた出前授業や、小・中学校の児童、生徒に明るい選挙啓発ポスターコンクールの作品を募集するなど、教育委員会をはじめ関係機関と連携し、政治や選挙に関心を持ってもらえるよう、新型コロナウイルス感染症の動向を注視しながら啓発事業を実施します。また、新たに有権者となられた満18歳の方に対し、選挙啓発のはがきを発送し投票を促すなど、若年層を中心とした啓発事業を進めます。

実 績	① 出前授業を実施。 <市内府立高校：1校、参加者：331人> ② 明るい選挙啓発ポスターコンクールの作品募集及び展示会等を実施。 <応募：156点、入選：10点、展示会：市役所別館ロビーにて7日間開催> ③ 選挙啓発はがきを発送。 <発送：3,927通>
説 明	① これから有権者となる生徒に関心を持ってもらうよう、選挙啓発に関する出前授業を市内の高校1校で実施しました。 ② 小・中学校の児童、生徒に作品を募集したところ156点の応募があり、このうち小学生の部7点、中学生の部3点がそれぞれ入選しました。また、この入選作品を題材にカレンダーを作成して学校及び関係機関に配布することにより、啓発活動に取り組みました。 ③ 新たに有権者となった満18歳の方に対し、投票を促すための選挙啓発はがき3,927通を発送しました。

令和2年度
(2020年度)

監査委員事務局の取り組み実績

＜事務局の方針・考え方＞

- ①効率的な行財政運営と適正な事務執行の確保を目的として監査を実施する監査委員の適切な補助
- ②監査結果を活用した全庁的な事務の効率化や改善の促進
- ③監査の実施をツールとした職員の意識向上や人材育成への活用の働きかけ

具体的な取り組み：各種監査の円滑な実施

令和2年4月1日施行の枚方市監査基準を踏まえ、各種監査等を実施します。

定期監査及び随時監査の実施に当たり、事務局は書類等の確認及び現地調査等を行い、対象部署の事務の執行状況を監査委員の協議の場へ報告します。

なお、庁内における新型コロナウイルス感染症への対応や交代制勤務等の実施を踏まえ、被監査部署の負担軽減につなげる観点から、定期監査の実施手法の一部見直しを行っています。

監査委員は、対象部署への聴取の後、指摘・改善事項や意見・要望事項等の監査結果の講評を経て市議会、市長等に提出、公表を行います。

事務局は、監査委員によるこれらの監査が円滑に実施できるよう努めます。

また、住民監査請求が提出された場合は、監査期間の60日以内に監査結果を出せるよう、事務局として適切に対応します。

実 績	① 定期監査については、年間監査計画に基づき、市駅周辺等まち活性化部、都市整備部、上下水道事業部、総合政策部、総務部、教育機関（学校園）、市長公室及び市立ひらかた病院を対象に実施。 ② 随時監査のうち公の施設の指定管理者監査は、「さだ・まきの文化創造プロジェクト」を対象に、また、対象部署である観光にぎわい部文化生涯学習課及び総合教育部中央図書館を対象に実施。 ③ 工事監査については、都市整備部施設整備室が所管する「（仮称）枚方市総合文化芸術センター建設工事」を対象に実施。
説 明	①②③（共通） 新型コロナウイルス感染症への対応やそれに伴う交代制勤務等の実施状況を踏まえ、三密の防止と被監査部署の負担軽減の観点から、講評時の出席者を必要最小限とするよう見直しを行いました。更に、出席者については事前の体温確認を実施しました。

具体的な取り組み：例月現金出納検査及び決算審査等の円滑な実施

監査委員が毎月行う各会計の現金出納検査に際し、事務局として事前に各会計の書類等の内

容を確認し、その結果を監査委員に報告します。

決算審査については、市長から監査委員に付された決算書、その他関係諸表等について、事務局として事前に係数の確認や予算の執行と会計処理が適正で効率的に行われているか等の確認を行い、監査委員の協議の場へ報告します。監査委員は、関係部局への聴取を行うとともに、会計ごとに意見をまとめ、決算審査意見書として市長へ提出します。

例月現金出納検査については毎月 1 回、決算審査等については 6 月から 8 月の間に実施し、事務局は、監査委員によるこれらの検査及び審査が円滑に実施できるよう努めます。

実 績	① 例月現金出納検査については、原則として毎月 1 回、各会計の前月分の現金の出納状況について検査を実施。 ② 決算審査等は、企業会計については 6 月 4 日から、一般会計・特別会計については 7 月 7 日からそれぞれ実施し、8 月 25 日に市長へ決算審査意見書を提出。併せて、健全化判断比率等審査意見書も提出。津田、菅原、氷室の各財産区会計の決算については、審査を 7 月から 11 月にかけて行い、11 月 13 日に市長に決算審査意見書を提出。
説 明	①②（共通） 定期監査等と同様に、新型コロナウイルス感染症への対応やそれに伴う交代制勤務等の実施状況を踏まえ、三密の防止と被監査部署の負担軽減の観点から、出納検査や決算状況聴取会の出席者を必要最小限とするよう見直しを行い、出席者については事前の体温確認を実施しました。

具体的な取り組み：監査結果に関する情報発信

監査結果を公表し、市民に対する説明責任を果たすことにより、引き続き、市政への信頼確保につなげます。

庁内に対しては、グループウェア上の監査庁内報「オーディット・フォーラム」の発行を通じて監査結果等をわかりやすく伝えることにより、改善等が必要な事項について、監査対象部局のみならず、全庁的な課題として共有され、事務の効率化や改善に活用されるよう取り組みます。

実 績	① 監査結果等については、公表後速やかに市のホームページに掲載。 ② 「オーディット・フォーラム」については、9 月に令和元年度決算審査意見書の概要をまとめた 23 号を、3 月には令和 2 年度中に実施した定期監査等における指摘改善事項や意見要望事項を取りまとめた 24 号を発行し、事務改善の参考として活用するよう全部署に周知。
説 明	① 監査結果を速やかに公表して市民に対する説明責任を果たすことにより、市政への信頼確保につなげるよう努めました。 ② 監査対象部局以外の職場においても、監査結果で出た意見を参考にして、適

	正な事務執行が行われているかどうかの再確認を依頼し、市全体として事務の効率化や改善につながるよう努めました。
--	---

令和2年度
(2020年度)

農業委員会事務局の取り組み実績

具体的な取り組み：農業委員会の円滑な運営

毎月の農業委員会総会における許可案件等について、法令に基づく的確な審議を行うため、普段の調査・相談活動において、委員等と事務局職員との一層の情報共有化に取り組みます。

また、委員改選後速やかに、新たな農業委員及び農地利用最適化推進委員に対して、農業委員会の制度や業務等についての研修会を実施します。

実 績	① 月1回農業委員会総会及び協議会を開催 <3条：58件、4条：34件、5条：80件、18条：24件、その他：302件> ② 7月20日に新任委員研修会を開催 <新任委員：7名（農業委員4名、推進委員3名）>
説 明	① 農業委員会総会における農地の権利移動や転用等の案件及び協議会における報告案件等について、委員等との調査・相談活動において情報の共有化を図り、法令等に基づき的確に審議を行いました。 ② 委員改選後の第1回総会・協議会終了後、「農業委員会業務について」を研修テーマに、農業委員会の主な活動業務と議案書などの各種送付書類について、事務局職員が説明を行いました。 また、10月2日に柏原市にて開催された、大阪府農業会議主催の地区別農業委員会研修会に、新任委員を含め13名の委員が参加しました。

具体的な取り組み：農地銀行による農地貸借の結び付けの強化

準農家を目指す人等に対して農地銀行制度のPRを行い、農地貸借希望台帳の登載農地とのマッチングを進めます。加えて、農地所有適格法人（要件を備えた株式会社、農事組合法人、合名会社等）から、本市の圃場の利用希望があった場合を想定し、貸し手・借り手の両方が利用しやすい制度となるよう、農地貸借希望台帳登載申請書の様式整理を行います。

また、引き続き農業委員会のホームページに農地銀行の内容について掲載するとともに、市内農業者向け情報誌「農委だより」を発行し、農地貸借希望台帳の啓発・周知を図ります。

実 績	① 農地銀行によるマッチング <利用権設定面積：新規設定 19,426 m²、再設定 46,542 m²> ② 農地銀行制度のPR及び農地貸借希望台帳の啓発・周知 <農地貸借希望台帳登載件数：新規（貸し手）11,572 m²、（借り手）1人> <農業委員会ホームページへ掲載：通年、「農委だより」の発行：2回>
-----	---

説 明	① 枚方市が実施した「ちょっと本気の野菜作り講座」を修了した準農家候補者2人とのマッチングが成立した農地も含め、農地貸借希望台帳への登載農地について利用権が設定されました。今後も地域の実態に応じた活動を展開することにより、農地のマッチングを進め、利用権の設定につなげます。 ② 農地所有適格法人の農地貸借希望台帳への登載申請はありませんでしたが、あらゆる機会を捉えて制度の啓発・周知を図るとともに、各種申請書等の様式については、今後も利用しやすい制度となるよう、随時見直しを行います。
-------------------	--

具体的な取り組み：農地適正管理システムの精度向上

的確な農地情報（農業者、所在、地番、面積等）の把握に努めるとともに、農地適正管理システム稼働前の農地転用に係る、許可・届出物件のデータベース化を進めます。

実 績	① 最新の農地情報の把握とデータの補正 ② システム稼働前の農地転用関係情報のデータベース化
説 明	① 毎月総会終了後、各種データの補正を行うとともに、農家からの情報や関係機関からの通知など、農地情報を把握した後速やかに、各種データの補正を行いました。 ② システム稼働前に転用があった農地情報のデータベース化は完了しました。

令和2年度
(2020年度)

市議会事務局の取り組み実績

＜部長の方針・考え方＞

- ①本会議、委員会等が円滑に議事運営されるようサポートを行う。
- ②市議会の行政監視機能等が十分に発揮できるよう、適正かつ迅速にサポートを行う。
- ③庁内外の各種研修を積極的に活用するなど、人材育成に取り組むことで、事務局全体の機能強化を図る。

具体的な取り組み：本会議、委員会等の適正な運営

本会議、常任・特別委員会、委員協議会その他の会議の運営が公正・円滑・活発に行われるよう、市議会事務局として、きめ細かな調整、準備に取り組めます。

具体的には、通年議会を導入している本会議の運営をはじめ、所管事務調査に取り組む常任委員会の活動等に対するサポートを的確に行います。また、議会基本条例に基づいた議会機能がさらに充実するよう、専門的知識の習得に向けた議員研修内容の充実を図るなど、議会全体の更なる機能強化に取り組めます。

実 績	① 本会議等をはじめとする諸会議の実施。 ＜閉会議会1回、開会議会1回、定例会議会4回、緊急議会3回＞ ② 各常任委員会です管事務調査を実施。 ＜計8回＞ ③ 議員研修会を実施。 ＜1回＞
説 明	① 閉会議会、開会議会、各定例会議会や緊急議会の本会議をはじめ、予算・決算特別委員会や定例会議会前の委員協議会その他の会議を円滑に開催しました。 ② 常任委員会では、総務常任委員会が「本市におけるICTを活用した取組」を、教育子育て常任委員会が「子どもの成長を支える施策」(計2回)、「小・中学校におけるICT教育の取組」を、市民福祉常任委員会が「成年後見制度の利用促進」(計3回)を、建設環境常任委員会が「公共交通不便地域の移動支援」をテーマにした所管事務調査(委員協議会形式による勉強会等)を行いました。 上記①②ともに、円滑な運営が行われるよう、引き続き事務局としての的確なサポートを行っていきます。 ③ 11月1日に、教育委員会から「ICT機器の活用による新たな学校教育の実現に向けて」の報告を受け、さらに招聘した講師から「ポスト・コロナの学びを求めて」をテーマに講演がありました。小・中学校の児童・生徒への

	タブレット端末導入に係る現状や今後の方向性など専門的知識の習得を図りました。
--	--

具体的な取り組み：多様な方法による議会活動に関する情報発信の充実

議会活動に関する情報発信については、現在実施している一般質問・代表質問及び議案審議のインターネットによる生中継を継続し、引き続き市民ニーズを踏まえた多様な情報発信に努めます。

具体的には、次の情報発信方法を継続して行う（令和２年度当初予算額 1,986 万 4,000 円）とともに、より効果的に情報発信を行うことができる方策を検討します。

- 枚方市議会報、点字議会報及び声の議会報の発行
- 一般質問・代表質問及び議案審議の生中継と、録画映像の配信
- 会議録の発行及びインターネット上における会議録検索システムの運用
- ホームページやツイッターによる情報発信（会議日程、審議結果等）など

実 績	① 本会議の生中継・録画映像を配信。 ② 市議会報を年 6 回発行するとともに、年間を通じてリアルタイムな議会情報を市ホームページ等で発信。
説 明	① 本会議の開催日に合わせ、インターネット上で会議の生中継を配信するとともに、概ね 2 週間後に録画映像を配信しました。 ② 定例月議会の開催に応じ議案質疑や一般質問の内容等を掲載した市議会報を発行（5 月、8 月、9 月、12 月、1 月、2 月）するとともに、同内容の点字・声の議会報も発行しました。また、年間を通じて、各会議の開催日程や議員情報など市ホームページや広報ひらかた等で情報発信を行いました。 上記①②ともに、引き続き市民ニーズを踏まえた情報発信に努めます。

具体的な取り組み：災害発生時における様々な支援活動体制の強化

地震等の災害が発生した際、枚方市災害対策本部と連携し、災害対策活動を支援するとともに、臨時的に開催する「市議会災害対策連絡会議」や「緊急議会」などにおいて迅速かつ円滑に対応できるよう、枚方市議会業務継続計画（BCP）に基づき、災害訓練の実施や想定議案の調査・研究に努め、体制の強化を図ります。

具体的には、大規模災害が発生した状況を想定し、「災害伝言ダイヤル」や「災害用伝言板」を用いた議員の安否確認訓練等の災害訓練を定期的実施するとともに、事務局職員の災害発生時の支援活動体制の強化を図ります。また、新型コロナウイルス感染症の影響により、国内において様々な対応が求められている中、市の対応策や地域の状況等の最新の情報を議員間で共有するため、円滑に「市議会災害対策連絡会議」が開催されるよう正副議長の適切なサポートに努めます。

実 績	① 議場における災害時対応行動訓練を実施。 ② 災害対策連絡会議訓練を実施。
説 明	① 令和2年12月22日に、議場における災害時対応行動訓練として、議員及び出席理事者を対象に、本会議中に地震が発生した場合を想定し、折り畳み式防災ヘルメットの着用と安全姿勢の確保、災害情報（第一報）の収集及び議場内での共有等を確認しました。 今後も、市議会業務継続計画（BCP）に基づき、災害時の対応行動が取れるよう十分な習得を図ります。 ② 令和3年1月15日に、「災害用伝言板（インターネット）」を用いて市議会議員の安否確認を行う災害対策連絡会議訓練を実施しました。また、訓練実施後には市議会災害対策連絡会議を開催し、訓練全般に対する意見交換や議場における災害時対応行動訓練について協議を行いました。 今後も、市議会災害対策連絡会議が円滑に開催されるよう、サポートに努めます。

具体的な取り組み：タブレット型端末の導入によるペーパーレス化の推進

環境への配慮として紙の使用量を抑制するとともに、印刷費用を削減し、議会資料の準備事務等を効率化するため、議員用のタブレット端末を導入し、ペーパーレス化を推進します。また、ペーパーレス会議による効率的な会議運営を目指します。

具体的には、議員用のタブレット型端末の導入に向け、早期に使用範囲や使用基準など詳細を決定するとともに、ペーパーレス会議の活用に向けた検証などに取り組みます。

実 績	① 議員用のタブレット端末及び文書共有会議システムを導入し、会議等において試行運用を開始。
説 明	① 議員用タブレット端末及び文書共有会議システムの使用基準及び運用マニュアルを策定し、令和3年2月に議員用タブレット端末を導入するとともに、タブレット端末を用いた文書共有会議システムの操作研修を実施しました。 議員用タブレット端末の導入後は、これまで紙ベースであった議員への配付文書を電子配付に移行し、紙の使用量や事務量を削減しました。 委員協議会において、議員用タブレット端末及び文書共有会議システムの試行運用を行いました。 今後も引き続き、会議におけるペーパーレス化の推進に取り組みます。

具体的な取り組み：政務活動費の適正な運用

市民の信頼に応えるため、政務活動費の適正な執行と、さらなる使途の透明性向上を図ります。

具体的には、情報化の進展や市民ニーズの多様化など、様々な社会情勢の変化に対応するため、本市議会で作成した「政務活動費マニュアル」を活用しながら、議員に対して最新の判例などの情報や、支出の適否に係る判断材料の提供を丁寧に行うなど、政務活動費の適正な運用に努めます。また、令和2年度より、収支報告書だけでなく、領収書や各種活動（視察・研修等）報告書等、収支報告に関係する資料についてもホームページに掲載することで、さらなる使途の透明性向上を図ります。

実 績	① 議員に対して政務活動費に係る情報を提供。 ② 政務活動費の交付を受けた議員の収支報告書等を市ホームページで公開。
説 明	① 「政務活動費マニュアル」を活用し、議員に対して支出の適否に係る判断材料や最新の判例を提供するとともに詳細な説明を行い、政務活動費の適正な執行に取り組みました。 ② 市ホームページによる政務活動費の収支状況の公開は、これまで収支報告書のみを公開していましたが、さらなる使途の透明性を高めるため、令和2年7月から、領収書や各種活動（視察・研修等）報告書等、収支報告に関係する資料についても掲載しました。